

平成20年大阪市浪速区  
個室ビデオ店火災関係資料集

平成21年

総務省消防庁

# —目次—

- ① 予防行政のあり方について（中間報告）  
～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～ . . . . . p1
- ② 消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）  
（平成21年9月30日付け消防予第408号） . . . . . p113
- ③ 「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置」について  
（平成21年10月21日付け全消発第325号） . . . . . p127
- ④ 消防法施行規則等の一部改正に関するQ&A . . . . . p133
- ⑤ 個室型店舗等における消防訓練マニュアル等  
の作成に係る調査検討会報告書 . . . . . p139
- ⑥ 個室型店舗等の消防訓練マニュアル（リーフレット） . . . . . p169

# 予防行政のあり方について (中間報告)

～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～

予防行政のあり方に関する検討会

平成21年6月

# 目 次

はじめに	1
------	---

## 大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策

### 1 現状と課題

(1) 大阪市浪速区個室ビデオ店火災	2
(2) 全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査等	2
(3) 個室ビデオ店等における防火安全上の課題	4

### 2 対応の考え方

(1) 火災の早期覚知・伝達手段の確保	6
(2) 通路での煙等による避難障害への対策の確保	7
(3) 防火管理体制の確保に関する支援促進	7
(4) 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化	8
(5) 個室ビデオ店等における更なる安全性の向上	9

検討会名簿	10
-------	----

### <資料編>

- 資料1 大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要
- 資料2 全国の個室ビデオ店等における防火対策の実態
- 資料3 全国の個室ビデオ店等における火災の実態
- 資料4 個室ビデオ店等の火災に関する実験等

## はじめに

防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、予防行政について制度全般を検討することを目的として、平成 18 年 7 月から「予防行政のあり方に関する検討会」（事務局：消防庁予防課）を開催している。

これまで、大規模地震に対応した自衛消防力の確保、平成 19 年中の重大火災を踏まえた防火安全対策等について中間報告をとりまとめ、予防行政に資するべく提言等を行ってきたところである。

今般、平成 20 年 10 月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、必要な安全対策について検討し、以下のとおり中間報告をとりまとめた。

# 大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策

平成 20 年 10 月に発生した大阪市浪速区ビデオ店火災を踏まえ、消防庁では、所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じて個室ビデオ店等に係る緊急調査等を行った。また、個室ビデオ店を想定した火災実験やシミュレーションを行い、火災の性状や消防用設備等の作動状況に関するデータの収集等を行ってきたところである。

本検討会では、これらの調査等を踏まえつつ、同様の被害を防止する観点から、個室ビデオ店等（個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ等の遊興に供する個室型店舗）の防火安全対策について、現状と課題を整理し、対応の考え方をとりまとめた。

## 1 現状と課題

### (1) 大阪市浪速区個室ビデオ店火災

平成 20 年 10 月 1 日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、死者 15 人、負傷者 10 人（うち 1 人が 10 月 14 日に死亡）という重大な人的被害を伴う火災が発生した（資料 1）。この火災における被害拡大の要因として、

- 個室が狭い空間に密集しているとともに、屋外への開口部が極めて少ない施設形態であり、建築基準法令上必要な排煙設備も設置されておらず、火元の個室から流出した煙・熱が短い時間のうちに通路に充満して、避難経路が絶たれたこと。
- 密室構造の個室において、利用客は仮眠、ヘッドホン使用によるビデオ鑑賞等をしており、火災の発生に気づきにくい状況であったこと。また、自動火災報知設備が設置されていたが、作動中に警報が停止されたおそれがあること。
- 通路は狭く複雑で、行き止まりの構造であることに加えて、個室入口の扉は外開きで、避難の際に通路側に開放されたままの状態となるものであり、個室にいた利用客の避難に支障を生じやすい状況であったこと。
- 防火管理上の教育・訓練が十分実施されておらず、従業者による初期消火、避難誘導等の応急活動が適切に行われなかったこと。

等により、多数の利用客が逃げ遅れたことが考えられる。

### (2) 全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査等

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の被害の発生を防止するため、消防庁では、全国の消防機関を通じ、個室ビデオ店等に係る防火対策の状況を緊急調査するとともに、当該結果に基づくフォローアップを実施した。また、夜間の応急体制の

確保、自動火災報知設備の早期設置の促進等により、防火対策を徹底するよう通知した（平成 20 年 10 月 1 日付け消防予第 255 号、平成 20 年 10 月 7 日付け消防予第 257 号等。資料 2）。

緊急調査・フォローアップの結果は、おおむね次のとおりである。

#### ア 全国の個室ビデオ店等における防火対策の現況等

緊急調査の結果（平成 20 年 10 月 31 日現在）、全国の個室ビデオ店等として 8,615 施設に関する報告があった。これらの施設における防火対策の現況等について、主な結果は次のとおりである（資料 2）。

- 業態別の内訳は、個室ビデオ店 768 施設（8.9%）、カラオケボックス 5,619 施設（65.2%）、インターネットカフェ・漫画喫茶 2,068 施設（24.0%）、テレフォンクラブ 160 施設（1.9%）。
- 建物構造としては、耐火構造が最も多い（52.9%）が、規模が小さいものは耐火構造・準耐火構造以外（木造等）の割合が大きくなる傾向。また、業態別の特徴としては、個室ビデオ店及びテレフォンクラブは小規模で木造等のものの割合が比較的多い状況。
- 建物の利用形態として、建物の一部に個室ビデオ店等が存するものが多い状況（66.6%）。また、仮眠等に係るサービスの提供については、カラオケボックスで 3.4%、テレフォンクラブで 16.9%と比較的少なく、個室ビデオ店で 46.9%、インターネットカフェ・漫画喫茶で 62.4%と比較的多い状況。
- 防火対策に関する消防法令違反の主な状況として、緊急調査の時点（平成 20 年 10 月 31 日現在）では、消防訓練に関する違反が 40.5%、自動火災報知設備に関する違反が 13.6%、スプリンクラー設備に関する違反が 8.1%等。管理面での不備を中心として全体に違反が多く、個室ビデオ店及びテレフォンクラブで特に違反率が高い状況。

その後 2 回目のフォローアップの結果（平成 21 年 3 月 31 日現在）としては、消防訓練に関する違反が 22.3%（-18.2 ポイント）、自動火災報知設備に関する違反が 8.5%（-5.1 ポイント）、スプリンクラー設備に関する違反が 3.8%（-4.3 ポイント）等となるなど、全体的に違反率が低減。しかしながら、引き続き違反是正を推進していくことが必要な状況。

#### イ 全国の個室ビデオ店等において発生した火災の状況

個室ビデオ店等に関する緊急調査の一環として、過去 10 年間に発生した火災事例（336 件）を収集した。主な結果は次のとおりである（資料 3）。

- 業態別の内訳は、個室ビデオ店 8 件（2.4%）、カラオケボックス 304 件（90.5%）、インターネットカフェ・漫画喫茶 18 件（5.4%）、テレフォンクラブ 6 件（1.8%）。

なお、カラオケボックスについては、従来から施設数が多いこと、飲食の提供に伴う出火危険があること等により、全体での件数が多いと考えられるもの

(cf. 過去10年間の火災件数/平成20年10月31日現在の施設数の百分率は、個室ビデオ店1.0、カラオケボックス5.4、インターネットカフェ・漫画喫茶0.9、テレフォンクラブ3.8)。

- 出火原因は、こんろを発火源とするものが最も多く(カラオケボックスに顕著)、次いで放火・放火の疑い、電気配線・機器類、タバコ・ライターによるものが多いと見られる状況。
- 単位面積当たりの出火率は、小規模な施設で高い傾向。また、違反率は、小規模な施設で高い傾向。さらに、火災による被害は、違反がある場合(又は適用対象とならない小規模の場合)に大きくなる傾向。このように、小規模な施設における火災被害(人的・物的)が相対的に大きい状況。
- 火災が発生した個室ビデオ店等では、個室ビデオ店等の全体と比較して、防火管理者の選任、消防訓練の実施、防災物品の使用等に関する違反率が高い傾向。
- 業態別の特徴として、火災が発生した個室ビデオ店及びテレフォンクラブは、小規模で耐火構造・準耐火構造以外(木造等)の割合が比較的大きく、全焼・半焼に至る割合も高い傾向。また、出火原因として、放火・放火の疑い、タバコ等が多い状況。

### (3) 個室ビデオ店等における防火安全上の課題

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくいいため、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

近年の事例として、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災では、地上2階建て、延べ面積約200㎡という小規模な施設にもかかわらず、死者3名、負傷者5名の人的被害を生じている。このため、消防法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第215号。以下「改正令」という。)により、カラオケボックス及びこれと同様の危険性を有する個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ等について、逃げ遅れによる人的被害を防止する観点から、すべて自動火災報知設備の設置が義務づけられ、平成20年10月1日から施行されている。なお、本改正においては、経過措置として、平成22年3月31日までの猶予期間が設けられている。

一方、大阪市浪速区個室ビデオ店火災の状況、全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査の結果等を勘案すると、自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策や、夜間における応急体制の確保等を進めることが必要である。これに当たり、具体的には次のような防火安全上の課題があると考えられるところであり、防火対策の実効を期するため、既存の個室ビデオ店等に対しても、速やかに措置を講じていくことが必要である。

## ア 火災の早期覚知・伝達に関する課題

- ① 自動火災報知設備の感知器の種別として、階段など特に早期の火災感知が求められる場所においては、煙感知器を設置することとされている。

一方、個室ビデオ店等の各個室においては、地階・無窓階を除き、熱感知器でもよいとされている。また、個室での喫煙等が想定される場合、煙感知器の設置を避けようとする傾向も一部見られる。

今回の火災実験等（資料 4）では、煙感知器が作動してからおおむね 2～3 分後に火元となった室が盛期火災に至る結果となっている。また、火災の拡大に伴い、通路において煙・熱が急激に滞留し、避難困難な状態となるおそれがある。

すなわち、個室ビデオ店等においては、避難上の余裕があまりないことから、火災の早期覚知が極めて重要であり、なるべく初期の段階で作動する感知器を設置することが必要である。

- ② カラオケボックスにおいては、警報の聞取りに支障を生じないように、自動火災報知設備の作動と連動して、カラオケ装置を停止する等の措置を講ずることとされている。

個室ビデオやインターネットカフェ等においても、個室等におけるヘッドホンの使用に対応して、警報の聞取りに支障を生じないようにすることが必要である。

- ③ 火災時において、管理者等が、実際に現場を確認することなく、自動火災報知設備の受信機を操作して警報を停止してしまうという、極めて不適切な事案がみられる。

このような事案への対応として、受信機の規格においては、地区音響装置（非常ベル等）の鳴動をスイッチで停止しても、感知器から火災信号等を受信している間は、自動的に再鳴動することが受信機の機能として必要とされている。なお、当該規定が導入された平成 9 年以前の既型式のものは、経過措置の対象となっている。

また、平成 13 年の新宿区歌舞伎町雑居ビル火災を踏まえ、特定一階段等防火対象物（規則第 23 条第 4 項第 7 号へ参照）においては、既存のものを含め再鳴動機能を有する受信機の設置が義務づけられている。

個室ビデオ店等についても、警報の確実な伝達のため、特定一階段等防火対象物と同様の措置を講ずることが必要である。

## イ 通路での煙等による避難障害に関する課題

- ① 個室ビデオ店等においては、煙が内部に滞留しやすく、通路も幅が狭いことから、誘導灯が通路上の高い位置に設けられている場合には、火災時に煙が天井付近から蓄積していくことに伴って、避難開始後の短い時間のうちに見えなくなる

おそれがある。

このため、個室ビデオ店等の通路においては、なるべく低い位置で避難方向を指示することが必要である。

- ② 個室ビデオ店等の個室に扉が設けられている場合、室内が狭いため外開きとなっていることが一般的であるが、扉を開放したままにしておくと、狭い通路での避難障害となる。特に、煙の中で視界が利かない場合には、避難の方向を失うおそれもあることから、火災発生時には個室の扉が閉鎖状態となるよう措置することが必要である。

#### ウ 防火管理体制に関する課題

火災時、特に夜間において、防火管理者や従業者による初動対応（初期消火、通報、避難誘導等）に不備があると被害の拡大要因となるが、個室ビデオ店等においては、消防訓練が行われていないものや、十分な応急体制が確保されていないものが多く見られる。

また、防火管理・共同防火管理について、全般的に不備が多い状況であることから、個室ビデオ店等における自主防火の取組みを支援促進することが必要である。

#### エ 消防機関における立入検査、違反是正等に関する課題

個室ビデオ店等については、緊急調査及びフォローアップの結果から、引き続き違反是正を推進していくことが必要な状況であり、消防機関における立入検査や違反是正等を充実していくことが必要である。

また、用途や内装の変更等に伴い、消防法令のほか、建築基準法令等についても防火上の不備を生じやすい施設形態であることから、建築部局など関係行政機関との連携を図ることが必要である。

## 2 対応の考え方

個室ビデオ店等における防火安全上の課題を踏まえ、利用客の人命安全を確保するため、以下の措置を講ずることが必要である。また、本事案の緊急性にかんがみ、施策として早期の実施が求められるものであり、消防法令上の基準の見直しについても、改正基準の施行及び既存施設への適用開始を極力前倒しすることが必要である。

### (1) 火災の早期覚知・伝達手段の確保

#### ア 自動火災報知設備の早期設置の促進

改正令が平成20年10月1日付けで施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることを踏まえ、その早期の設置を促進することが必要である。これに当たり、新たに基準が整備された特定小規模施設用自動火災報知設備（設置対象：延べ面積300㎡未満）や無線式の自動火災報知設備の活

用等を図ることが重要である。

#### イ 個室ビデオ店等に対応した自動火災報知設備の機能等の確保

個室ビデオ店等において、より早期かつ確実に火災の覚知・伝達を行うため、自動火災報知設備に関し、次により基準の見直し等を行うことが必要である。

- ① 個室ビデオ店等においては、規模、構造、利用客における仮眠等の実態から、避難の際に煙等により危険な状態に至るまでの余裕時間が少ないため、個室内においても、設置する感知器の種別は煙感知器とすることが必要である。

これと併せて、非火災報の発生を防止するため、自動火災報知設備の適切な機種選定や感度調整、十分な換気や喫煙管理等の措置を講ずることが必要である。

- ② 個室ビデオやインターネットカフェ等においても、個室等の構造・材質、ヘッドホンの利用状況やその種類等に応じ、警報の聞取りに支障を生ずる場合には、例えばヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等の措置を講ずることとすることが必要である。
- ③ 個室ビデオ店等においては、感知器が作動している間は、人為的に警報を停止しても自動的に鳴動状態に移行するよう、受信機は再鳴動機能を有するものとする必要がある。

#### ウ 火災の警戒体制の確保

個室ビデオ店等においては、全体に見通しが悪く、死角となる箇所が多いことから、従業員の巡回、防犯カメラの監視等により、火の不始末や放火に対する警戒を行うことが重要である。

### (2) 通路での煙等による避難障害への対策の確保

- ① 個室ビデオ店等の通路において、煙で直ちに避難の方向が識別できなくなることを防止するため、誘導灯及び誘導標識に関する基準の見直しを行い、誘導灯又は蓄光式誘導標識（燐光等により暗所で光る標識）を床又はその近辺に設けることとすることが必要である。

これと併せて、利用客が円滑に避難行動をとることができるよう、各個室への避難経路図の掲出、利用開始時の従業員によるガイダンス等により、あらかじめ避難の方法を周知しておくことが重要である。また、屋外や直通階段に通ずる避難口への誘導効果を高める観点から、例えば点滅機能又は音声誘導機能付きの誘導灯を用いる等の取組みが望まれるものである。

- ② 個室に外開きの扉が設けられている場合には、避難の際に開放しても、再び閉鎖状態となるよう措置（例えば、自動閉鎖装置の設置等）することが必要である。

### (3) 防火管理体制の確保に関する支援促進

大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の火災被害を防止するための緊急対

策として、個室型店舗等の関係者に対する自主防火の取組みの支援事業（平成 20 年度第 2 次補正予算）が行われているところである。具体的には、①消防庁において消防訓練マニュアルを作成するとともに、②これを用いて消防機関において消防訓練の指導等を行うための人員の支援を行うものである。

本事業を活用し、個室ビデオ店等の運営実態（深夜・早朝における営業、少人数でアルバイトが主体の体制、チェーン店等の場合の法人組織全体の管理体制（本社を含む。）等）に応じた防火管理体制が確保されるよう、関係者の取組みを支援促進することが重要である。

また、調理油の過熱放置や放火等による火災の実態を踏まえ、厨房設備における出火防止（調理油過熱防止装置付コンロの使用、消火器や自動消火装置による初期消火手段の確保等）、可燃物管理（不用な物品の除去、防災品の使用等）等を徹底することが重要である。

#### (4) 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化

- ① 個室ビデオ店等における潜在的な危険性にかんがみ、立入検査及び違反是正を重点的に実施することが必要である。これと併せて、消防法令上の届出（例えば、消防訓練の通報等）により状況把握に努めるとともに、使用停止命令を含め必要な権限行使を的確に行うことが重要である。
- ② また、関係行政機関（建築、保健衛生、警察等）との連携が重要であり、特に防火安全に直接関係する事項（建築基準法令違反等）については、所管当局において速やかに是正等が図られるよう、具体的に取組みを進めることが必要である。

<建築部局との連携方策の例>

- 建築基準法令について、消防の人的・組織的な対応能力の向上（職員研修の充実、建築部局との人事交流等）
- 立入検査時における建築基準法令（防火関係規定）の優先的なチェックポイントの具体化
- 建物に関する基礎データの共有
- 建築基準法令（防火関係規定）違反又はその疑いがある防火対象物を発見した場合の文書による通報の徹底
- 建築基準法令（防火関係規定）違反に対する連携した是正指導等の実施

なお、消防機関での取組みに資する観点から、消防庁において立入検査マニュアル・違反処理マニュアル（平成 14 年 8 月 30 日付け消防安第 39 号）の見直し等を行うことが重要である。

- ③ さらに、平成 21 年度の交付税措置における算定上、予防査察活動の強化のために必要な人員の拡充がなされていることを踏まえ、消防機関において、立入検査・違反是正に必要な実施体制を積極的に確保することが必要である。

## (5) 個室ビデオ店等における更なる安全性の向上

今回の火災実験の結果等（資料 4）から、現行の消防法令・建築基準法令による安全対策に加え、上記(1)～(4)に掲げる措置を講ずることにより、個室ビデオ店等における一定の避難安全性を確保することができると考えられる。

すなわち、自動火災報知設備により火災を初期段階で覚知・伝達し、内装不燃化や排煙設備等により急激な延焼や煙の滞留を抑制しながら、従業者による避難誘導等の下で、通路上の誘導表示に従い、利用客が速やかに避難行動をとることにより、煙や熱で著しく危険な状態となる前に、屋外等への避難口に到達することができると考えられる。

なお、予防行政においては、安全管理や応急体制等といった人的対応や、消防用設備等を主眼とした対策により防火安全を確保しているが、個室ビデオ店等については、その構造や利用形態等の特殊性にかんがみ、より避難上の安全性を向上するため、排煙設備の設置など建築基準法令等の違反是正の徹底が重要である。加えて、二方向の避難経路の確保が望まれるものである。

## 予防行政のあり方に関する検討会委員等名簿

(順不同、敬称略)

委員長	平野 敏 右	千葉科学大学学長
副委員長	小出 治	東京大学工学部都市工学科教授
委員	辻本 誠	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
〃	寺本 隆 幸	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
〃	眞保 徳 義	全国興行生活衛生同業組合連合会事務局長
〃	大甕 聡	社団法人日本ショッピングセンター協会専務理事
〃	満野 順一郎	社団法人日本ホテル協会事務局長
〃	村上 信 乃	社団法人日本病院会副会長
〃	湯川 智 美	社会福祉法人全国社会福祉協議会（平成 21 年度）
〃	浦野 正 男	社会福祉法人全国社会福祉協議会（平成 20 年度）
〃	碓氷 辰 男	社団法人日本ビルディング協会連合会
〃	芳賀 敏 晴	社団法人全国ビルメンテナンス協会
〃	田和 淳 一	社団法人日本損害保険協会生活サービス部部長兼 安全安心推進グループリーダー
〃	石井 幸 一	千葉県消防局予防部長（平成 21 年度）
〃	飯塚 正 則	千葉県消防局予防部長（平成 20 年度）
〃	北村 吉 男	東京消防庁予防部長
〃	和田 敏 章	大阪市消防局予防部長（平成 21 年度）
〃	藤原 肇	大阪市消防局予防部長（平成 20 年度）
〃	次郎丸 誠 男	危険物保安技術協会特別顧問
〃	長澤 純 一	財団法人日本消防設備安全センター理事長
〃	澤井 安 勇	財団法人日本防災協会理事長
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課	
事務局	総務省消防庁予防課	

## 個室ビデオ店火災の概要について

大阪市消防局

平成 20 年 10 月 1 日 6 時 30 分 現在

## 火災概況

- 1 出火場所 大阪市浪速区難波中 3 丁目 3 番 23 号
- 2 名 称 桧ビル  
1 階 個室ビデオ店「キャッツ」
- 3 覚知日時 平成 20 年 10 月 1 日 (水) 2 時 5 9 分
- 4 鎮圧日時 平成 20 年 10 月 1 日 (水) 4 時 3 3 分
- 5 出火原因 調査中
- 6 焼損状況 鉄筋コンクリート造 7 階建て  
建 262 m<sup>2</sup> 延 1318 m<sup>2</sup>のうち  
1 階店舗 (個室ビデオ店) 37 m<sup>2</sup>焼損、57 m<sup>2</sup>表面焼損
- 7 死傷者 死 者 1 5 名 (すべて男性)  
負傷者 1 0 名 (男性 9 名・女性 1 名)
- 8 活動状況 2 時 5 9 分 第 1 出場 (消防 11 隊)  
3 時 0 3 分 救助中隊出場 (救助 3 隊)  
3 時 0 7 分 救急中隊出場 (救急 4 隊)  
3 時 1 4 分 救急増強出場 (救急 2 隊)  
3 時 1 9 分 大型ブローカー車出場  
3 時 3 2 分 大阪市立総合医療センター医師搬送  
3 時 3 2 分 救急増強出場 (救急 1 隊)  
3 時 3 9 分 救急増強出場 (救急 5 隊)  
3 時 4 5 分 エアーテント搬送  
4 時 3 3 分 鎮圧
- 9 出 場 合計 消防隊 40 台 117 名



## 建物の概要

用途

事務所ビル

階別

各階の概要（面積）	7階 居宅	82 m <sup>2</sup>
	6階 居宅	136 m <sup>2</sup>
	5階 事務室	196 m <sup>2</sup>
	4階 事務室	206 m <sup>2</sup>
	3階 事務室	206 m <sup>2</sup>
	2階 空室・閉鎖	217 m <sup>2</sup>
	1階 事務室・個室ビデオ	254 m <sup>2</sup>

消防用設備等

- ・消火器
- ・屋内消火栓
- ・自動火災報知設備
- ・避難器具
- ・誘導灯
- ・連結送水管

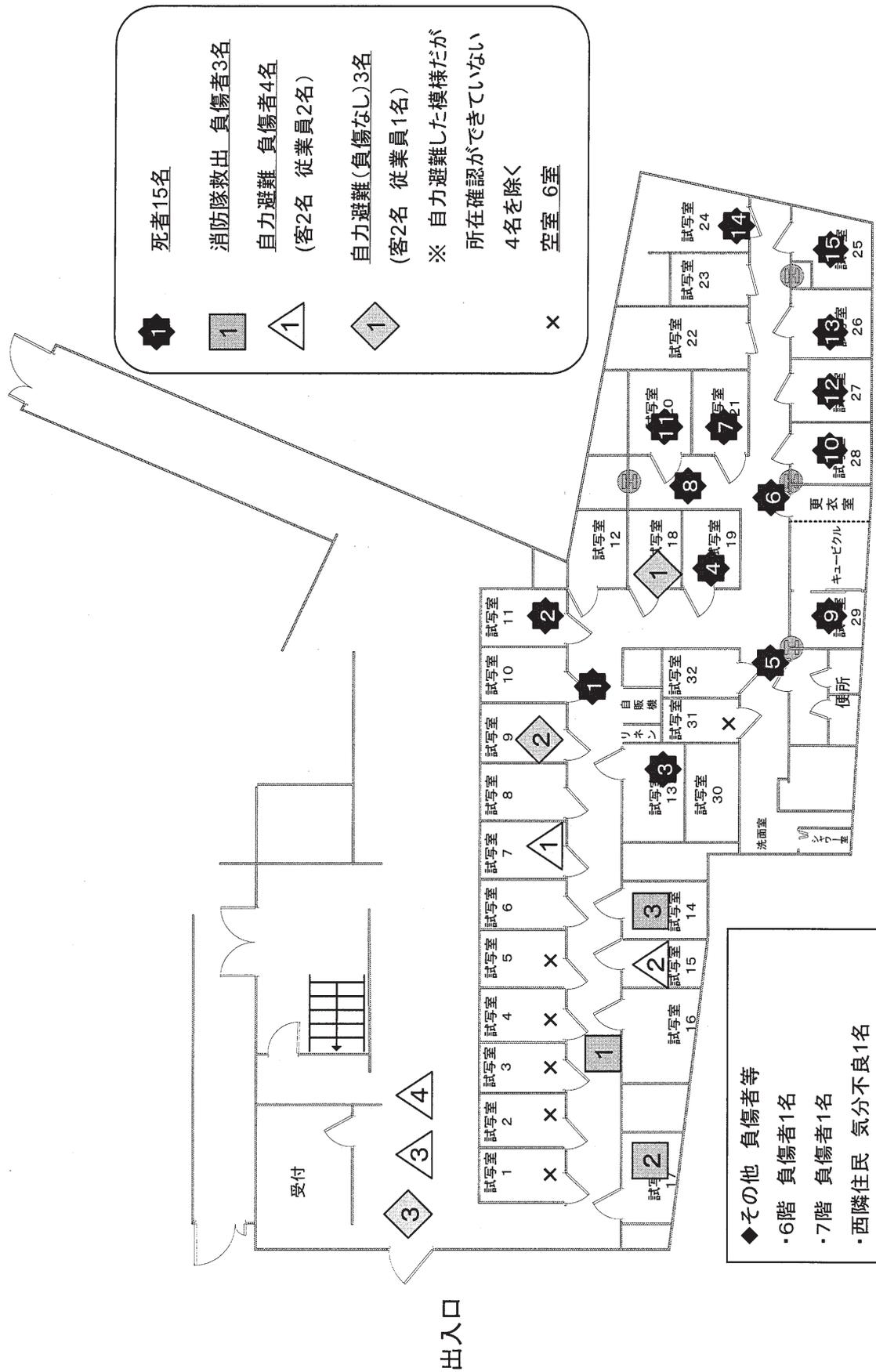
立入検査

最新立入検査 平成19年5月15日

- 1 防火戸の不良を改修すること。（各階段の防火戸は常時閉鎖すること）
- 2 変電設備の標識を設けること。（条例12条）
- 3 消防用設備の点検を実施し結果を報告すること（法17条3の3）
- 4 防火対象物の使用変更を届け出ること（条例56条）

平成19年7月23日完結

# 死傷者発生状況図



個室ビデオ店等における緊急立入検査集計表

	対象物数	防火管理の不備				消防用設備等の不備									火気管理状況 不備数	避難管理状況 不備数	防災物品 不備数
		防火管理者 不備数	消防計画 不備数	自衛消防訓練 不備数	小計	消火器具 不備数	屋内消火栓 不備数	スプリンクラー 不備数	自火報 不備数	非常警報設備 不備数	放送設備 不備数	避難器具 不備数	誘導灯 不備数	連結送水管 不備数			
総数	344	39	44	152	235	26	7(2)	5	54(2)	4	4	49(7)	47(3)	6	9	39	31
個室ビデオ店	50	6	7	27	40	5	0	2	14(1)	1	0	12(2)	11(1)	1	1	4	6
カラオケボックス	225	28	30	109	167	16	3(1)	2	31(1)	2	4	26(1)	26(2)	4	7	26	18
複合カフェ	63	5	6	14	25	5	4(1)	1	8	1	0	10(4)	8	1	1	8	6
テレフォンクラブ	6	0	1	2	3	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	1	1

( ) は未設数で内数である。  
注：不備数については1対象物に複数の不備があることがある。

緊急立入検査に係る「警告」発動状況

	総数	避難管理違反	自動火災報知設備の設置違反	避難器具の設置違反
総数	30	27	2	1
個室ビデオ店	6	3	2	1
カラオケボックス	18	18	0	0
複合カフェ	6	6	0	0
テレフォンクラブ	0	0	0	0

避難管理違反……………廊下、階段等避難施設において段ボール等物品の存置 27件

自動火災報知設備の設置違反……………未設置 1件、受信機の改修 1件

避難器具の設置違反……………未設置 1件

## 資料 2 全国の個室ビデオ店等における防火対策の実態

資料 2-1 個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について

資料 2-2 個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について

資料 2-3 個室ビデオ店等に係る緊急調査結果について

資料 2-4 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査の実施について

資料 2-5 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査（第 2 回）について

資料 2-6 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査（第 2 回）結果

資料 2-7 全国の個室ビデオ店等における防火対策の現況の概要

消防予第255号  
平成20年10月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

### 個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災（別紙1参照）において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、個室ビデオ店等における防火対策について下記の1により調査を行うようお願いします。

また、調査等に当たっては、下記の2に示す留意事項に配慮して、重点的に改善指導を図るとともに、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。併せて、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）等が本日施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることから、早期の設置促進の指導に努めるようお願いします。

なお、個室ビデオ店等に係る防火対策の調査に当たっては、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あてに別紙2のとおり通知されているので、必要に応じて建築部局と連携を図り、防火安全対策の徹底に努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 調査について

##### (1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供しているもの（下記ア～オ参照）。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

イ カラオケボックス

ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

オ その他消防機関で把握しているこれらと同様の防火対象物又はその部分

(2) 調査内容

調査様式の各調査内容について調査を行い回答願います。

(3) 調査様式

ア 実態調査表 ……………様式1

イ 過去10年間の火災事例 ……………様式2

※調査様式については別途メールにて送付します。

(4) 回答要領

ア 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

各様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

各様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部（局）」とし、送付願います。

(5) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

イ 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

ウ 様式2については、過去10年間に発生した令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物での火災事例を記入願います。

(6) 回答期限

平成20年10月31日（金）

## 2 留意事項について

- (1) 火気管理が適切になされていること。
- (2) 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。
- (3) 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。
- (4) 自動火災報知設備が設置されている場合、地区音響装置の停止や電源遮断がないこと。

総務省消防庁予防課

村井・工藤

e-mail : [m2.kudou@soumu.go.jp](mailto:m2.kudou@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523

## 大阪市浪速区個室ビデオ店火災概要

平成20年10月1日

## 1 発生日時等

発生時刻：平成20年10月 1日調査中  
 覚知時刻：平成20年10月 1日 2時59分  
 鎮圧時刻：平成20年10月 1日 4時33分  
 鎮火時刻：平成20年10月 1日調査中

## 2 発生場所

住 所：大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番23号  
 建物名称：桧ビル  
 用 途：調査中

## 3 建物概要

構造：RC造  
 階数：地上7階建て  
 建築面積：262m<sup>2</sup>  
 延面積：1,318m<sup>2</sup>  
 収容人員：92人  
 焼損程度：部分焼

階別状況：	7階 居宅	82m <sup>2</sup>
	6階 居宅	136m <sup>2</sup>
	5階 事務室	196m <sup>2</sup>
	4階 事務室	206m <sup>2</sup>
	3階 事務室	206m <sup>2</sup>
	2階 空室・閉鎖	217m <sup>2</sup>
	1階 事務室・個室ビデオ	254m <sup>2</sup>

## 4 死傷者等

死者：15人  
 負傷者：10人

## 5 消防用設備等

消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管

## 6 消防庁の対応

10月 1日(水)

04時37分：大阪市消防局から第1報受領をし、情報収集及び対応開始する。消防庁第一次応急体制。

06時41分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員7名現地派遣。

下

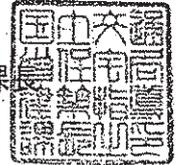
別紙2

写

国住指第2541号  
平成20年10月1日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課



### 個室ビデオ店等に係る緊急点検について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記により個室ビデオ店等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

### 記

#### 1. 点検対象

以下のアからオまでのいずれかに該当する用途に供している建築物又は建築物の部分（建築確認申請等の手続きがなされていない物件を含む。）

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）
- イ カラオケボックス
- ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
- オ その他これらと同様の用途に供する建築物

#### 2. 報告事項

別記様式のとおり

#### 3. 報告期限

平成20年10月31日（金）時点の状況について平成20年11月5日（水）までに下記担当に報告すること。

#### 4. その他

別添のとおり、個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について、総務省消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あて通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局と十分に連携を図られたい。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto: [okajima-t24m@mlit.go.jp](mailto:okajima-t24m@mlit.go.jp)

[morikawa-t2dq@mlit.go.jp](mailto:morikawa-t2dq@mlit.go.jp)

消防予第257号

平成20年10月7日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

## 個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について

標記の件については、平成20年10月1日付け消防予第255号により個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底をお願いしたところですが、今後、類似の火災の発生を防止するため、個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底を下記により早急に進めるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

## 1 夜間における応急体制の確保

深夜から早朝にかけて営業を行う個室ビデオ店等にあつては、火災時の避難誘導、通報、初期消火等に必要な体制を確保するとともに、避難訓練を実施すること。この場合において、改正令附則第2条第2項の適用により自動火災報知設備が設置されていないものにあつては、当面の安全管理上の対応として、次の措置を講ずるよう指導すること。

- (1) 避難誘導、通報、初期消火等に係る十分な人員を確保すること。
- (2) 避難口に至る経路が複雑で、見通しの悪い場合には、誘導灯に加え、例えば高輝度蓄光式誘導標識等により避難経路の表示を補完すること。

## 2 火災の早期覚知・伝達手段の確保

## (1) 自動火災報知設備の設置

消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号。以下「改正令」という。）が10月1日付けで施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備

の設置が義務づけられていることを踏まえ、早期の設置を促進すること。

(2) 火災の警戒体制の確保

従業員の巡回、防犯カメラの監視等により火災の警戒を行うこと。この場合において、火の不始末や放火に十分留意すること。

3 避難上必要な施設等の適切な管理

(1) 廊下、階段、避難口など避難経路において、避難の支障となる物件が存置されていないこと。

(2) 防火戸の閉鎖の支障となる物件が存置されていないこと。

消防予第312号  
平成20年11月25日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係る緊急調査結果について

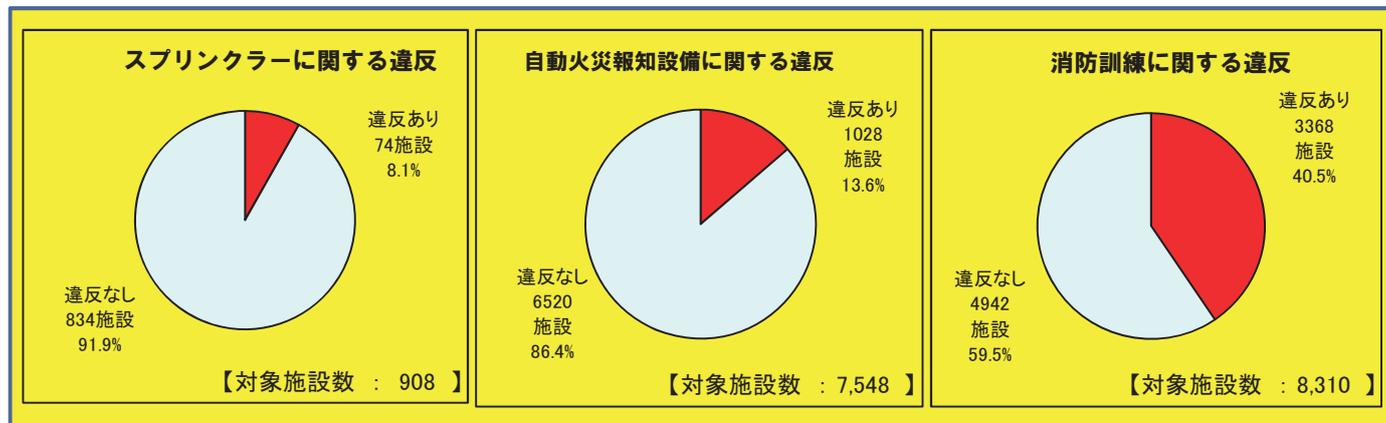
10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災を受けて、類似の火災の発生を防止するため、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号）により実施された調査の結果を別添のとおり取りまとめましたので通知します。

なお、個室ビデオ店等に係る防火対策については「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成20年10月7日付け消防予第257号）により通知したところですが、当庁では「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室ビデオ店等の防火安全対策に係る検討を開始したところですので、その旨申し添えます。

総務省消防庁予防課  
三浦・村井・工藤  
e-mail : m2.kudou@soumu.go.jp  
電話 03-5253-7523  
FAX 03-5253-7533

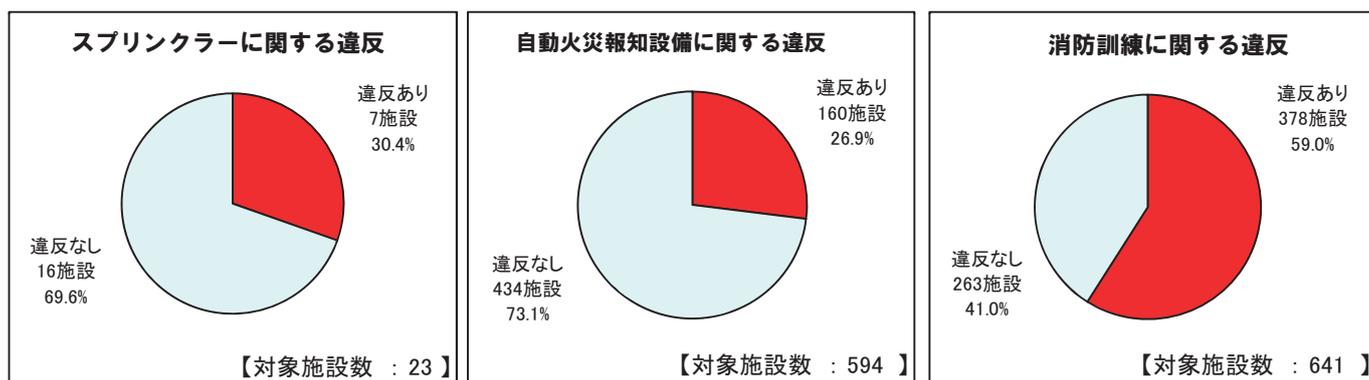
# 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（全数）

8,615 施設



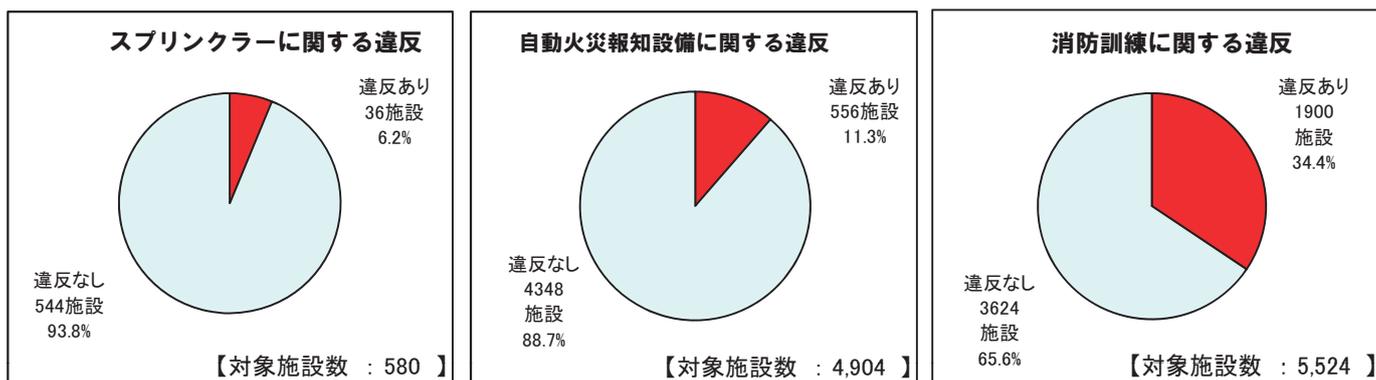
# 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（個室ビデオ店）

768 施設



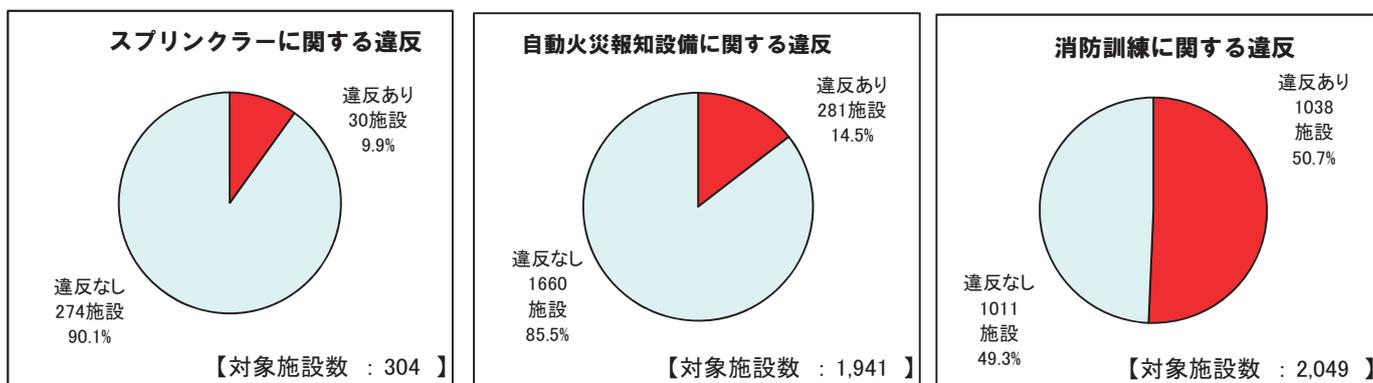
# 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（カラオケボックス）

5,619 施設



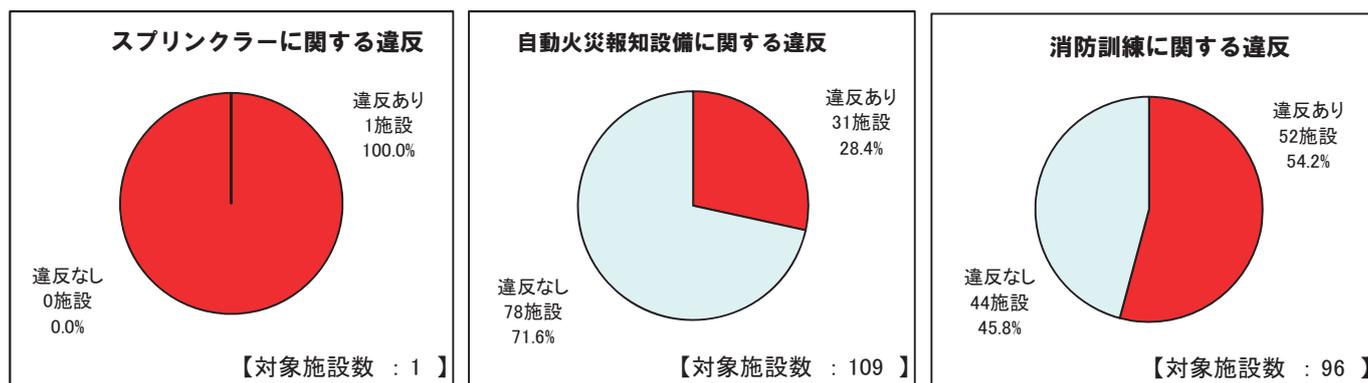
## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（インターネットカフェ等）

2,068 施設



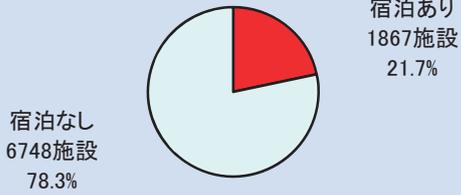
## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（テレフォンクラブ）

160 施設



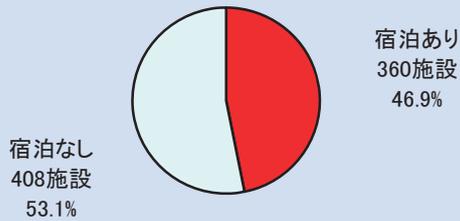
## 宿泊の有無

### 全数



【対象施設数 : 8,615】

### 個室ビデオ店



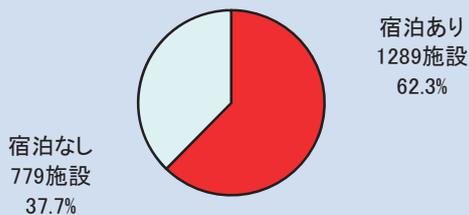
【対象施設数 : 768】

### カラオケボックス



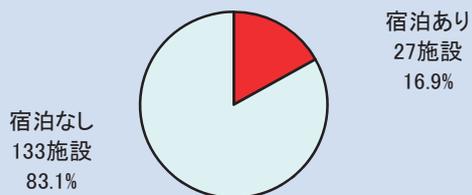
【対象施設数 : 5,619】

### インターネットカフェ等



【対象施設数 : 2,068】

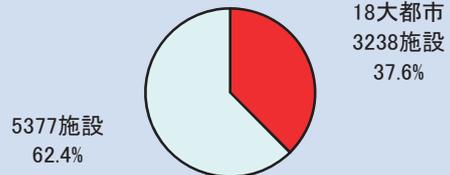
### テレフォンクラブ



【対象施設数 : 160】

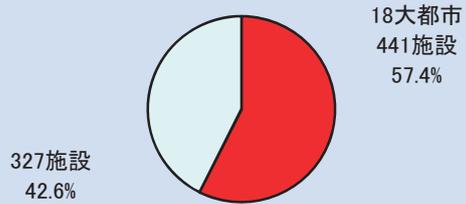
## 各施設における18大都市の割合

### 全数



【対象施設数 : 8,615】

### 個室ビデオ店



【対象施設数 : 768】

### カラオケボックス



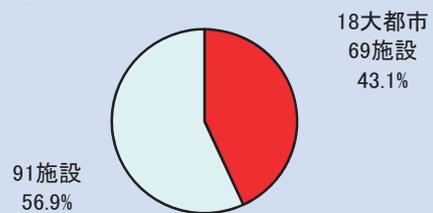
【対象施設数 : 5,619】

### インターネットカフェ等



【対象施設数 : 2,068】

### テレフォンクラブ



【対象施設数 : 160】

※これらは全て消防法施行令別表第一(2)項二(個室型店舗等)の用途となっており、消防用設備等の設置基準については同表(5)項イ(旅館、ホテル)の用途と比べて厳しい基準が適用されている。

# 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(全数)

(平成20年10月31日報告分)

## ○施設数

8,615 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	2,878	33.4%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	5,737	66.6%

## ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	8,541	562	6.6%
	屋内消火栓設備	1,989	272	13.7%
	スプリンクラー設備	908	74	8.1%
	自動火災報知設備	7,548	1,028	13.6%
	消防機関へ通報する火災報知設備	3,317	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	4,594	224	4.9%
	排煙設備	345	16	4.6%
	避難器具	4,104	547	13.3%
	誘導灯	8,406	1,125	13.4%
	その他の消防用設備等	1,516	96	6.3%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	8,297	1,466	17.7%
	消防計画	8,294	1,729	20.8%
	消防訓練	8,310	3,368	40.5%
	防災規制	8,459	1,134	13.4%
	避難管理・火気管理等	8,615	1,242	14.4%
消防用設備等点検報告違反		8,615	2,484	28.8%
防火対象物定期点検報告違反		3,435	1,282	37.3%
使用開始届		8,615	776	9.0%

## 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(個室ビデオ店)

(平成20年10月31日報告分)

### ○施設数

768 施設

### ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	204	26.6%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	564	73.4%

### ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	761	105	13.8%
	屋内消火栓設備	128	54	42.2%
	スプリンクラー設備	23	7	30.4%
	自動火災報知設備	594	160	26.9%
	消防機関へ通報する火災報知設備	209	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	283	39	13.8%
	排煙設備	6	1	16.7%
	避難器具	366	109	29.8%
	誘導灯	753	228	30.3%
	その他の消防用設備等	117	16	13.7%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	631	215	34.1%
	消防計画	629	227	36.1%
	消防訓練	641	378	59.0%
	防災規制	740	157	21.2%
	避難管理・火気管理等	768	176	22.9%
消防用設備等点検報告違反		768	368	47.9%
防火対象物定期点検報告違反		278	179	64.4%
使用開始届		768	188	24.5%

## 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(カラオケボックス)

(平成20年10月31日報告分)

### ○施設数

5,619 施設

### ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	2,105	37.5%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	3,514	62.5%

### ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	5,558	277	5.0%
	屋内消火栓設備	1,251	135	10.8%
	スプリンクラー設備	580	36	6.2%
	自動火災報知設備	4,904	556	11.3%
	消防機関へ通報する火災報知設備	2,152	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	3,068	130	4.2%
	排煙設備	234	5	2.1%
	避難器具	2,758	285	10.3%
	誘導灯	5,449	540	9.9%
	その他の消防用設備等	893	57	6.4%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	5,518	657	11.9%
	消防計画	5,517	825	15.0%
	消防訓練	5,524	1,900	34.4%
	防災規制	5,520	546	9.9%
	避難管理・火気管理等	5,619	588	10.5%
消防用設備等点検報告違反		5,619	1,403	25.0%
防火対象物定期点検報告違反		2,257	710	31.5%
使用開始届		5,619	319	5.7%

# 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(インターネットカフェ等)

(平成20年10月31日報告分)

## ○施設数

2,068 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	543	26.3%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	1,525	73.7%

## ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	2,064	153	7.4%
	屋内消火栓設備	602	77	12.8%
	スプリンクラー設備	304	30	9.9%
	自動火災報知設備	1,941	281	14.5%
	消防機関へ通報する火災報知設備	934	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	1,197	48	4.0%
	排煙設備	104	9	8.7%
	避難器具	910	137	15.1%
	誘導灯	2,051	304	14.8%
	その他の消防用設備等	489	20	4.1%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	2,051	568	27.7%
	消防計画	2,051	647	31.5%
	消防訓練	2,049	1,038	50.7%
	防災規制	2,044	396	19.4%
	避難管理・火気管理等	2,068	456	22.1%
消防用設備等点検報告違反		2,068	620	30.0%
防火対象物定期点検報告違反		849	361	42.5%
使用開始届		2,068	232	11.2%

# 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(テレフォンクラブ)

(平成20年10月31日報告分)

## ○施設数

160 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	26	16.3%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	134	83.8%

## ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	158	27	17.1%
	屋内消火栓設備	8	6	75.0%
	スプリンクラー設備	1	1	100.0%
	自動火災報知設備	109	31	28.4%
	消防機関へ通報する火災報知設備	22	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	46	7	15.2%
	排煙設備	1	1	100.0%
	避難器具	70	16	22.9%
	誘導灯	153	53	34.6%
	その他の消防用設備等	17	3	17.6%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	97	26	26.8%
	消防計画	97	30	30.9%
	消防訓練	96	52	54.2%
	防災規制	155	35	22.6%
	避難管理・火気管理等	160	22	13.8%
消防用設備等点検報告違反		160	93	58.1%
防火対象物定期点検報告違反		51	32	62.7%
使用開始届		160	37	23.1%

## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(都道府県別集計)

都道府県	施設数	スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練違反		
		対象施設数	違反件数	違反率	対象施設数	違反件数	違反率	対象施設数	違反件数	違反率
北海道	454	54	2	3.7%	364	42	11.5%	402	199	49.5%
青森	62	3	0	0.0%	49	7	14.3%	58	27	46.6%
岩手	87	12	1	8.3%	77	4	5.2%	84	36	42.9%
宮城	142	26	1	3.8%	118	8	6.8%	139	35	25.2%
秋田	72	4	0	0.0%	60	10	16.7%	71	34	47.9%
山形	73	3	0	0.0%	62	2	3.2%	72	22	30.6%
福島	106	13	1	7.7%	96	12	12.5%	104	45	43.3%
茨城	166	7	0	0.0%	137	33	24.1%	162	66	40.7%
栃木	93	8	1	12.5%	83	11	13.3%	90	33	36.7%
群馬	107	10	2	20.0%	95	16	16.8%	104	42	40.4%
埼玉	384	36	5	13.9%	368	54	14.7%	380	173	45.5%
千葉	375	54	3	5.6%	350	43	12.3%	370	173	46.8%
東京	1,396	147	2	1.4%	1,316	122	9.3%	1,361	221	16.2%
神奈川	564	71	4	5.6%	523	54	10.3%	558	239	42.8%
新潟	135	6	1	16.7%	116	7	6.0%	129	34	26.4%
富山	63	6	0	0.0%	60	4	6.7%	61	27	44.3%
石川	78	10	0	0.0%	69	9	13.0%	78	21	26.9%
福井	54	0	0	0.0%	50	1	2.0%	53	15	28.3%
山梨	53	1	0	0.0%	46	5	10.9%	52	25	48.1%
長野	141	7	0	0.0%	124	22	17.7%	135	64	47.4%
岐阜	141	6	0	0.0%	103	28	27.2%	128	88	68.8%
静岡	233	13	2	15.4%	191	23	12.0%	223	96	43.0%
愛知	572	62	20	32.3%	460	97	21.1%	538	288	53.5%
三重	120	9	1	11.1%	96	17	17.7%	111	75	67.6%
滋賀	73	6	1	16.7%	65	8	12.3%	71	28	39.4%
京都	140	23	0	0.0%	132	3	2.3%	137	17	12.4%
大阪	619	91	6	6.6%	587	112	19.1%	595	286	48.1%
兵庫	315	44	5	11.4%	282	32	11.3%	307	145	47.2%
奈良	63	6	1	16.7%	53	17	32.1%	59	32	54.2%
和歌山	71	7	0	0.0%	55	5	9.1%	70	24	34.3%
鳥取	33	2	0	0.0%	26	3	11.5%	33	28	84.8%
島根	44	1	0	0.0%	33	2	6.1%	44	24	54.5%
岡山	126	10	0	0.0%	94	15	16.0%	117	60	51.3%
広島	143	22	0	0.0%	130	22	16.9%	139	52	37.4%
山口	73	8	0	0.0%	64	6	9.4%	70	34	48.6%
徳島	54	1	0	0.0%	41	7	17.1%	52	35	67.3%
香川	56	10	1	10.0%	51	14	27.5%	56	32	57.1%
愛媛	87	7	1	14.3%	74	16	21.6%	86	40	46.5%
高知	47	2	0	0.0%	40	6	15.0%	45	29	64.4%
福岡	302	48	10	20.8%	273	38	13.9%	294	109	37.1%
佐賀	43	7	1	14.3%	35	4	11.4%	42	22	52.4%
長崎	113	13	0	0.0%	75	10	13.3%	106	32	30.2%
熊本	105	7	1	14.3%	93	10	10.8%	103	21	20.4%
大分	72	8	0	0.0%	50	1	2.0%	64	28	43.8%
宮崎	69	5	0	0.0%	56	4	7.1%	67	29	43.3%
鹿児島	135	5	0	0.0%	93	17	18.3%	132	62	47.0%
沖縄	161	7	1	14.3%	133	45	33.8%	158	121	76.6%
合計	8,615	908	74	8.1%	7,548	1,028	13.6%	8,310	3,368	40.5%

消防予第334号  
平成20年12月18日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査の実施について

10月1日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災を受けて、類似の火災の発生を防止するため、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号。）により緊急調査を実施し防火安全対策の徹底と違反是正の推進を図っているところであり、また緊急調査の結果については、「個室ビデオ店等に係る緊急調査結果について」（平成20年11月25日付け消防予第312号）により通知したとおりですが、違反是正の状況を把握するためにフォローアップ調査を実施しますので、下記により回答をお願いします。

記

- 1 調査対象  
防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1（2）項二に掲げる用途に供しているもの。
- 2 調査内容  
調査様式の各項目について平成20年12月31日現在の状況を回答願います。  
なお、調査様式への記入については、別添記入要領を参照願います。
- 3 回答要領
  - （1）消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）  
調査様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。
  - （2）都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部  
管内消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、ファイル名を「〇〇県」、「東京消防庁」又は「〇〇〇消防本部（局）」とし、電子データにより下記消防庁予防課担当へ回答願います。
- 4 回答期限  
平成21年1月23日（金）

【連絡先】 消防庁予防課 村井・工藤  
電話 : 03-5253-7523  
FAX : 03-5253-7533  
Mail : m2.kudou@soumu.go.jp

消防予第116号

平成21年3月27日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

## 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査（第2回）について

平成20年10月1日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災を受けて、類似火災の発生を防止するため、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号。）及び「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成20年10月7日付け消防予第257号。）により防火対策の徹底をお願いしているところです。

この状況について、「個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査の実施について」（平成20年12月18日付け消防予第334号）により調査を行っていたところですが、この結果は別紙のとおりとなっており、一定の成果が認められるものの、引き続き個室ビデオ店等における防火安全対策の徹底が必要な状況であることから、下記のとおりフォローアップ調査（第2回）を実施することといたしましたので、この趣旨をご理解の上、御回答をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

## 1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1（2）項ニに掲げる用途に供しているもの

## 2 調査内容

調査様式の各項目について平成21年3月31日現在の状況を回答願います。  
なお、調査様式への記入については、別添記入要領を参照願います。

### 3 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

調査様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

管内消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、ファイル名を「〇〇県」、「東京消防庁」又は「〇〇〇消防本部（局）」とし、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

### 4 回答期限

平成21年4月17日（金）17：00

#### 【連絡先】

消防庁予防課 村井・永瀬

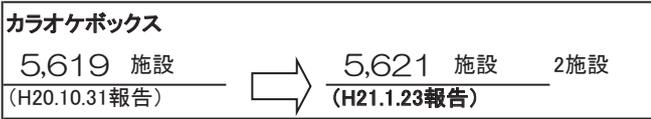
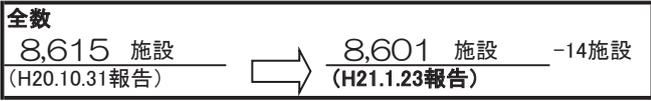
Tel : 03-5253-7523

Fax : 03-5253-7533

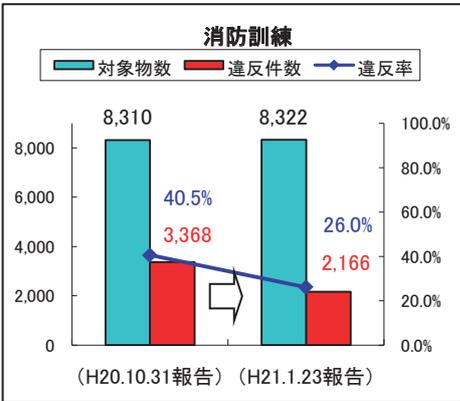
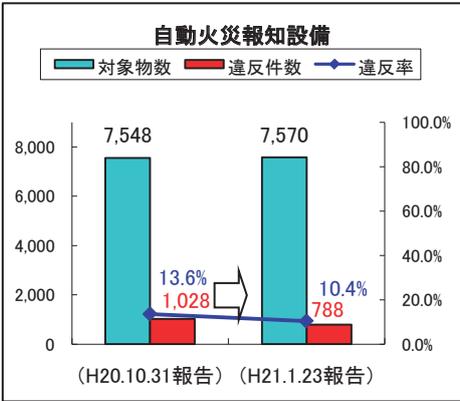
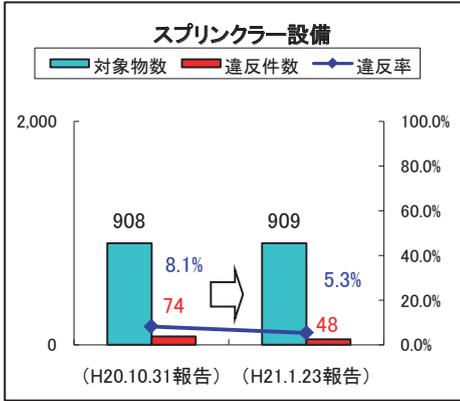
E-mail : d.nagase@soumu.go.jp

## 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査結果

### ○調査対象施設数

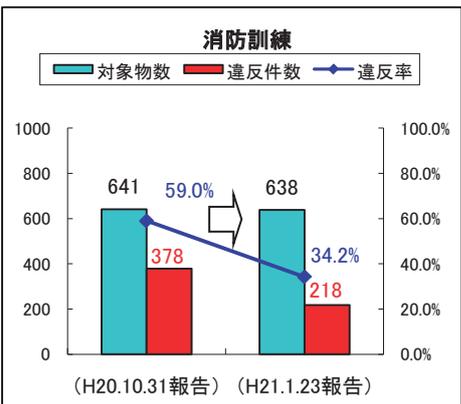
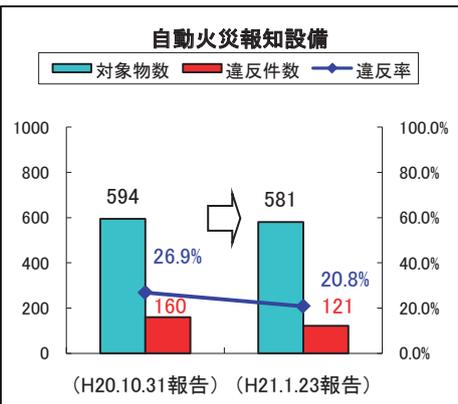
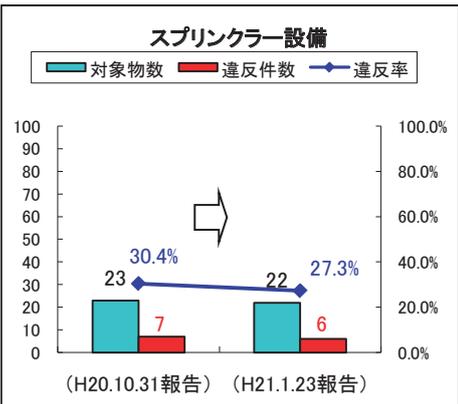


## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（全数）

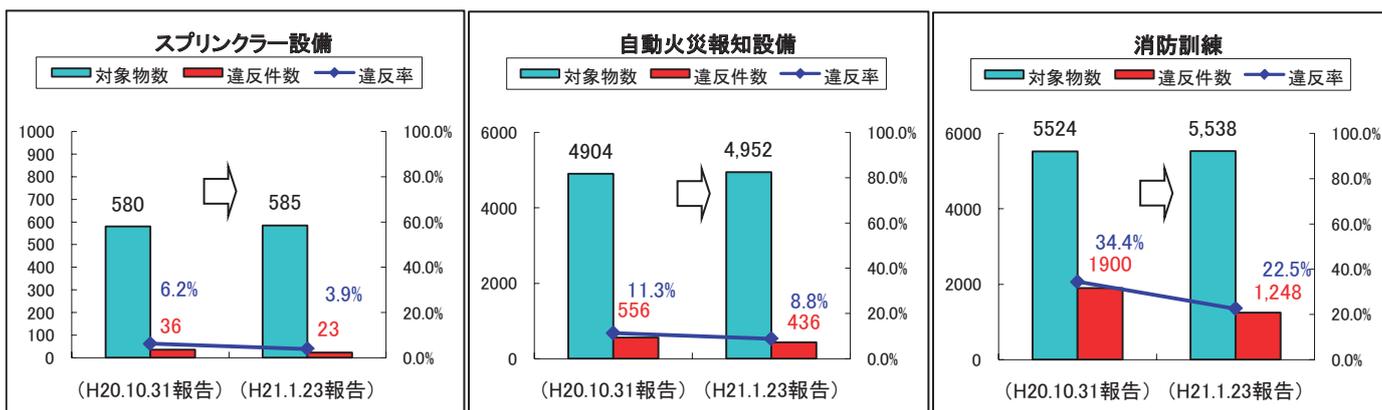


## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（用途別）

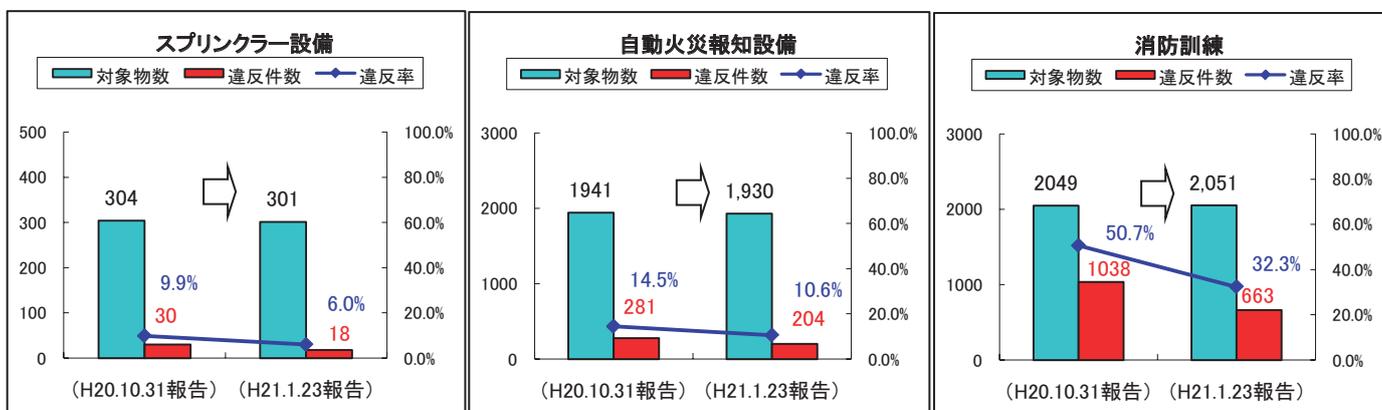
### ○個室ビデオ店



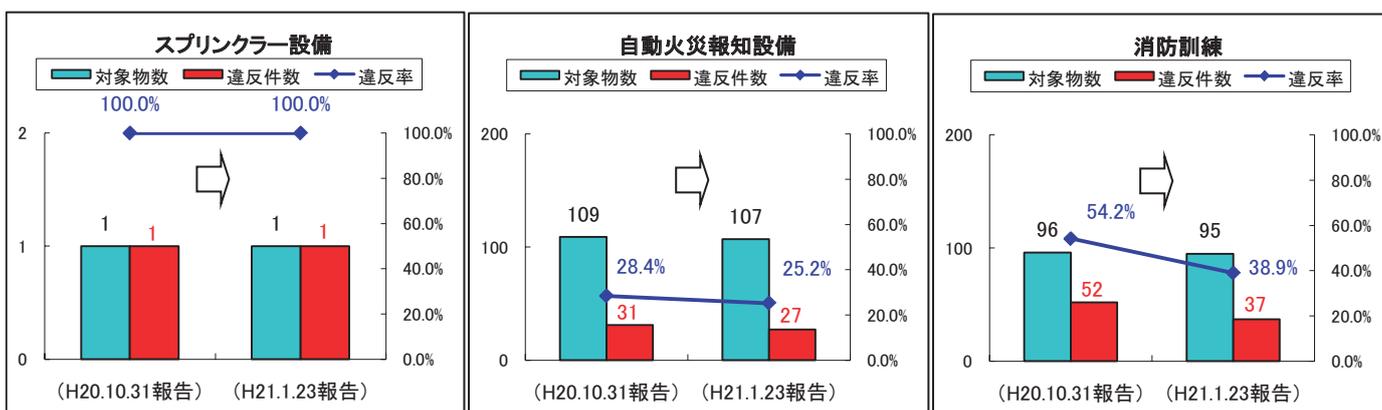
## ○カラオケボックス



## ○インターネットカフェ等



## ○テレフォンクラブ



## 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査結果(何らかの違反がある施設数:都道府県別集計表)

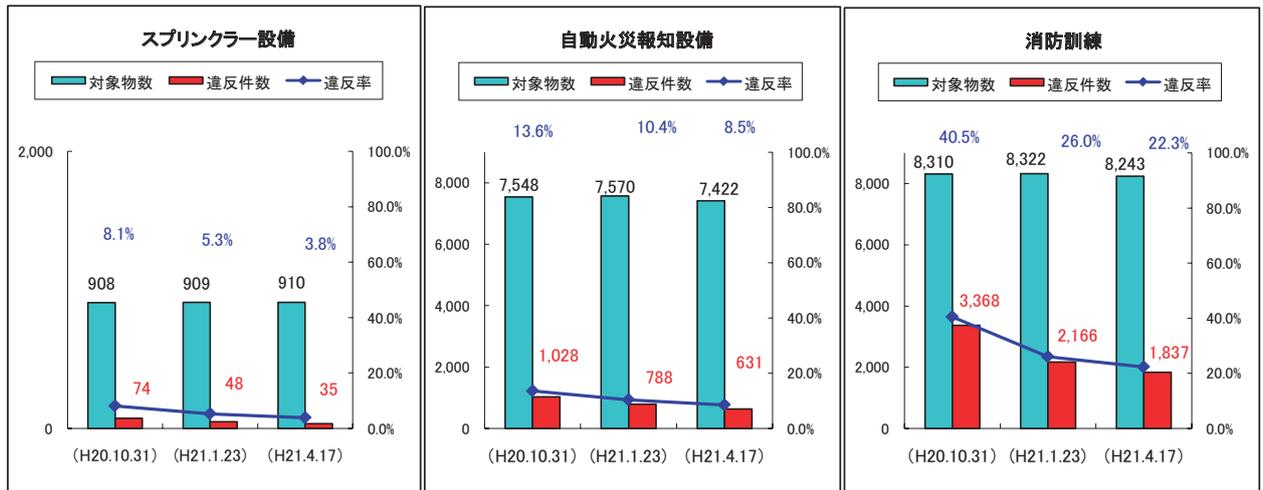
都道府県	全数			個室ビデオ			カラオケボックス			インターネット喫茶			テレクラ		
	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率
北海道	444	266	59.9%	60	36	60.0%	301	177	58.8%	58	38	65.5%	25	15	60.0%
青森県	65	21	32.3%	1	0	0.0%	52	20	38.5%	11	1	9.1%	1	0	0.0%
岩手	90	39	43.3%	3	1	33.3%	74	32	43.2%	13	6	46.2%	0	0	0.0%
宮城	143	29	20.3%	14	0	0.0%	96	22	22.9%	31	7	22.6%	2	0	0.0%
秋田	73	41	56.2%	0	0	0.0%	66	38	57.6%	6	2	33.3%	1	1	100.0%
山形	74	27	36.5%	3	3	100.0%	61	19	31.1%	9	4	44.4%	1	1	100.0%
福島	105	48	45.7%	2	1	50.0%	86	38	44.2%	15	8	53.3%	2	1	50.0%
茨城	166	94	56.6%	4	4	100.0%	118	58	49.2%	39	28	71.8%	5	4	80.0%
栃木	94	37	39.4%	0	0	0.0%	68	22	32.4%	19	9	47.4%	7	6	85.7%
群馬	106	59	55.7%	2	1	50.0%	71	34	47.9%	27	19	70.4%	6	5	83.3%
埼玉	381	182	47.8%	16	5	31.3%	240	106	44.2%	113	64	56.6%	12	7	58.3%
千葉	372	185	49.7%	28	20	71.4%	235	95	40.4%	103	64	62.1%	6	6	100.0%
東京	1,396	446	31.9%	184	121	65.8%	778	106	13.6%	408	204	50.0%	26	15	57.7%
神奈川	550	317	57.6%	32	29	90.6%	375	191	50.9%	137	91	66.4%	6	6	100.0%
新潟	130	24	18.5%	2	1	50.0%	98	13	13.3%	24	6	25.0%	6	4	66.7%
富山	62	17	27.4%	2	2	100.0%	39	6	15.4%	20	8	40.0%	1	1	100.0%
石川	77	15	19.5%	0	0	0.0%	54	12	22.2%	23	3	13.0%	0	0	0.0%
福井	52	8	15.4%	3	0	0.0%	36	7	19.4%	12	1	8.3%	1	0	0.0%
山梨	55	29	52.7%	1	0	0.0%	44	23	52.3%	8	4	50.0%	2	2	100.0%
長野	142	82	57.7%	4	4	100.0%	108	52	48.1%	30	26	86.7%	0	0	0.0%
岐阜	140	109	77.9%	20	19	95.0%	77	49	63.6%	42	40	95.2%	1	1	100.0%
静岡	228	104	45.6%	9	8	88.9%	163	72	44.2%	56	24	42.9%	0	0	0.0%
愛知	573	317	55.3%	110	74	67.3%	251	112	44.6%	204	127	62.3%	8	4	50.0%
三重	122	90	73.8%	20	14	70.0%	72	50	69.4%	29	25	86.2%	1	1	100.0%
滋賀	75	35	46.7%	0	0	0.0%	60	25	41.7%	15	10	66.7%	0	0	0.0%
京都	142	38	26.8%	16	3	18.8%	90	27	30.0%	36	8	22.2%	0	0	0.0%
大阪	640	366	57.2%	113	82	72.6%	371	192	51.8%	147	90	61.2%	9	2	22.2%
兵庫	316	112	35.4%	31	16	51.6%	208	71	34.1%	76	24	31.6%	1	1	100.0%
奈良	62	36	58.1%	5	5	100.0%	40	20	50.0%	16	11	68.8%	1	0	0.0%
和歌山	71	28	39.4%	3	0	0.0%	54	24	44.4%	12	4	33.3%	2	0	0.0%
鳥取	32	10	31.3%	0	0	0.0%	26	8	30.8%	6	2	33.3%	0	0	0.0%
島根	45	26	57.8%	1	1	100.0%	35	21	60.0%	9	4	44.4%	0	0	0.0%
岡山	127	75	59.1%	20	19	95.0%	81	40	49.4%	23	13	56.5%	3	3	100.0%
広島	145	63	43.4%	6	4	66.7%	102	44	43.1%	31	12	38.7%	6	3	50.0%
山口	73	34	46.6%	0	0	0.0%	58	27	46.6%	13	5	38.5%	2	2	100.0%
徳島	55	28	50.9%	1	1	100.0%	43	21	48.8%	10	5	50.0%	1	1	100.0%
香川	57	40	70.2%	4	4	100.0%	36	20	55.6%	17	16	94.1%	0	0	0.0%
愛媛	87	40	46.0%	2	1	50.0%	67	30	44.8%	18	9	50.0%	0	0	0.0%
高知	47	41	87.2%	0	0	0.0%	43	37	86.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
福岡	301	82	27.2%	31	11	35.5%	191	52	27.2%	76	19	25.0%	3	0	0.0%
佐賀	41	21	51.2%	3	3	100.0%	31	13	41.9%	7	5	71.4%	0	0	0.0%
長崎	109	54	49.5%	0	0	0.0%	95	50	52.6%	14	4	28.6%	0	0	0.0%
熊本	96	42	43.8%	2	0	0.0%	72	29	40.3%	19	12	63.2%	3	1	33.3%
大分	58	29	50.0%	0	0	0.0%	47	26	55.3%	10	2	20.0%	1	1	100.0%
宮崎	69	22	31.9%	0	0	0.0%	51	16	31.4%	18	6	33.3%	0	0	0.0%
鹿児島	139	77	55.4%	0	0	0.0%	118	71	60.2%	21	6	28.6%	0	0	0.0%
沖縄	174	150	86.2%	1	1	100.0%	139	116	83.5%	32	31	96.9%	2	2	100.0%
合計	8,601	4,035	46.9%	759	494	65.1%	5,621	2,334	41.5%	2,066	1,110	53.7%	155	97	62.6%

## 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査(第2回)結果

○調査対象施設数

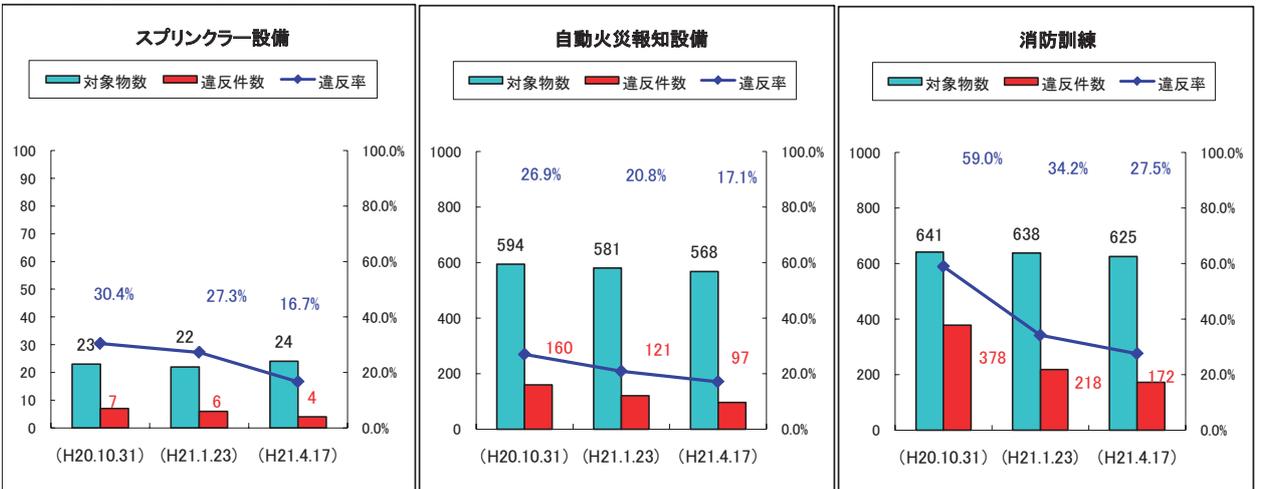
<b>全数</b>	$\frac{8,615 \text{ 施設}}{(H20.10.31 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-14 \text{ 施設}}$	$\frac{8,601 \text{ 施設}}{(H21.1.23 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-87 \text{ 施設}}$	$\frac{8,514 \text{ 施設}}{(H21.4.17 \text{ 報告})}$
<b>個室ビデオ店</b>	$\frac{768 \text{ 施設}}{(H20.10.31 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-9 \text{ 施設}}$	$\frac{759 \text{ 施設}}{(H21.1.23 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-14 \text{ 施設}}$	$\frac{745 \text{ 施設}}{(H21.4.17 \text{ 報告})}$
<b>カラオケボックス</b>	$\frac{5,619 \text{ 施設}}{(H20.10.31 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{2 \text{ 施設}}$	$\frac{5,621 \text{ 施設}}{(H21.1.23 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-44 \text{ 施設}}$	$\frac{5,577 \text{ 施設}}{(H21.4.17 \text{ 報告})}$
<b>インターネットカフェ等</b>	$\frac{2,068 \text{ 施設}}{(H20.10.31 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-2 \text{ 施設}}$	$\frac{2,066 \text{ 施設}}{(H21.1.23 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-21 \text{ 施設}}$	$\frac{2,045 \text{ 施設}}{(H21.4.17 \text{ 報告})}$
<b>テレホンクラブ</b>	$\frac{160 \text{ 施設}}{(H20.10.31 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-5 \text{ 施設}}$	$\frac{155 \text{ 施設}}{(H21.1.23 \text{ 報告})}$	$\xrightarrow{-8 \text{ 施設}}$	$\frac{147 \text{ 施設}}{(H21.4.17 \text{ 報告})}$

## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(全数)

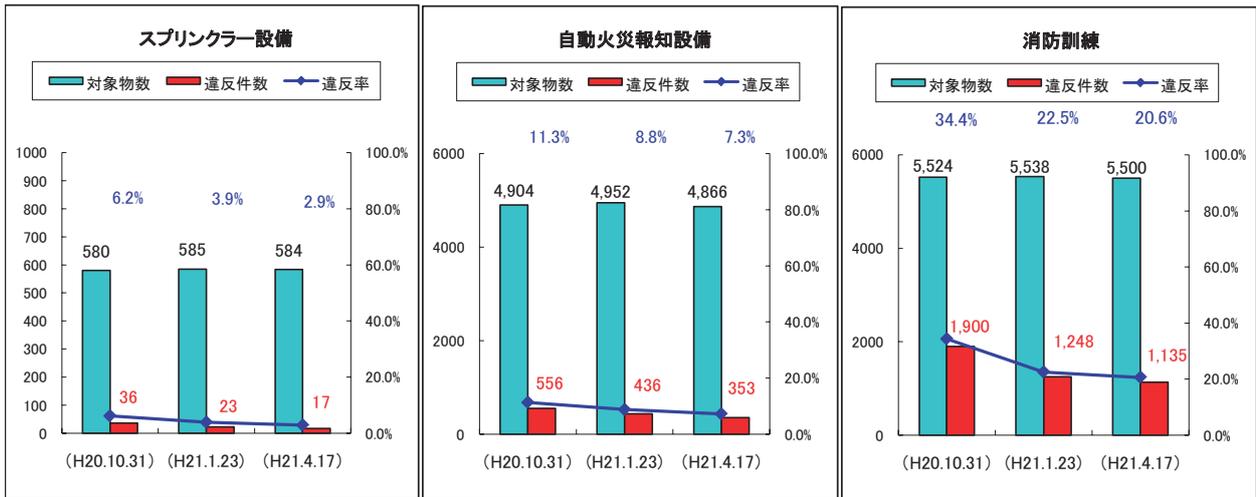


## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(用途別)

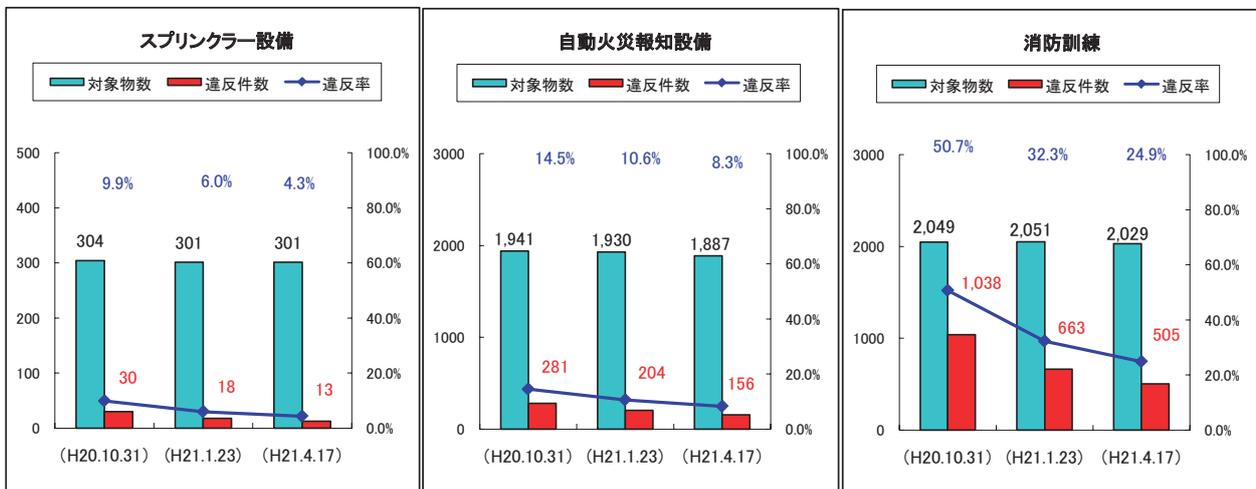
○個室ビデオ店



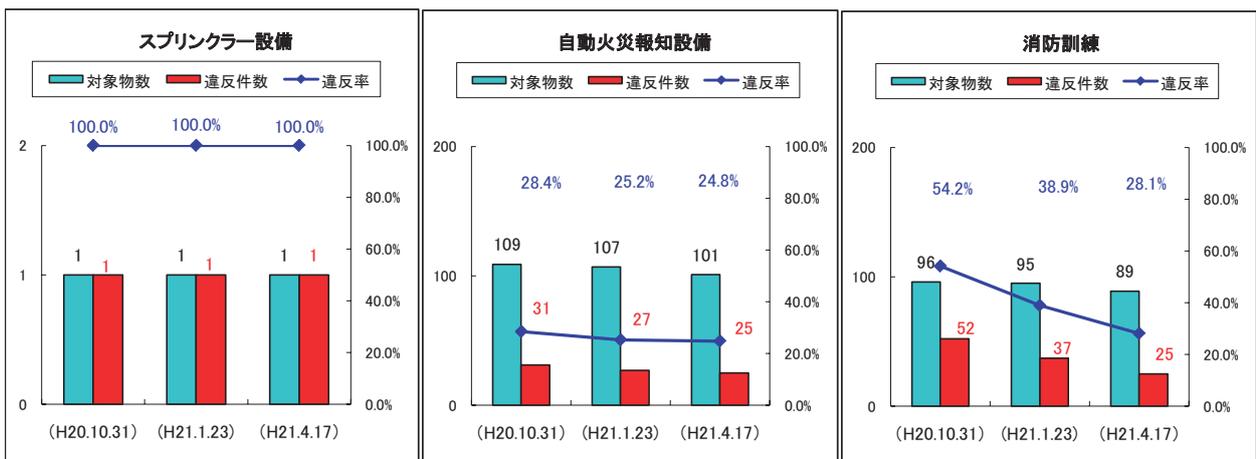
# ○カラオケボックス



# ○インターネットカフェ等



# ○テレフォンクラブ



全国の個室ビデオ店等における防火対策の現況の概要（平成 20 年 10 月 31 日現在）

1. 業態別施設数の内訳

個室ビデオ店等の防火対象物として報告された 8615 施設の業態別内訳は次のとおりであった。

表 1-1 業態別内訳

		実態調査	
		度数	%
個室ビデオ店等	(ア) 個室ビデオ店	769	8.9
	(イ) カラオケボックス	5619	65.2
	(ウ) ネットカフェ等	2068	24.0
	(エ) テレクラ	160	1.9
total		8615	100.0

2. 建物構造と規模

2.1 耐火構造が最も多く、全体の過半を占めた。

詳細用途によって建物構造の割合は異なっていた。

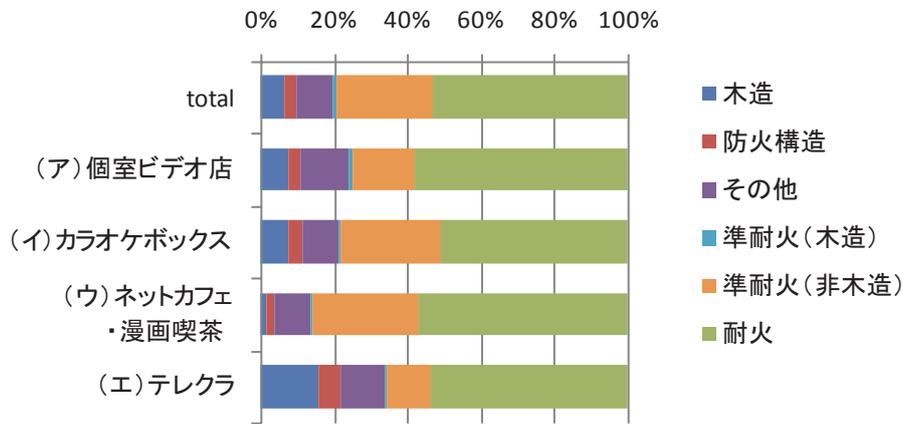


図 2-1 個室ビデオ店等の建物構造の内訳

※建物構造は、フォローアップ調査(平成 21 年 1 月 23 日現在)に基づく。

2.2 防火対象物全体の延べ床面積が小さいものは、耐火構造・準耐火構造以外の木造等の割合が大きくなる傾向にある。

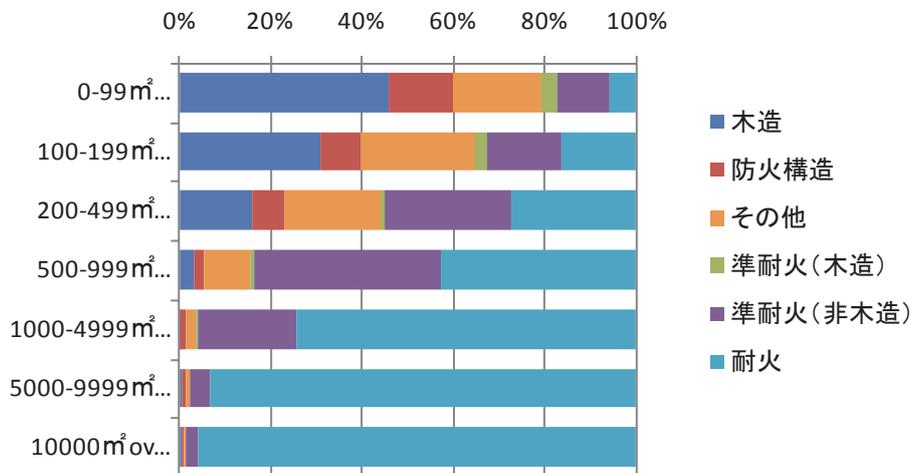


図 2-2 延べ床面積別建物構造の割合

2.3 詳細用途により防火対象物全体の延べ床面積の分布は異なっており，個室ビデオ店，テレクラで小規模な建物が多い傾向を示した。

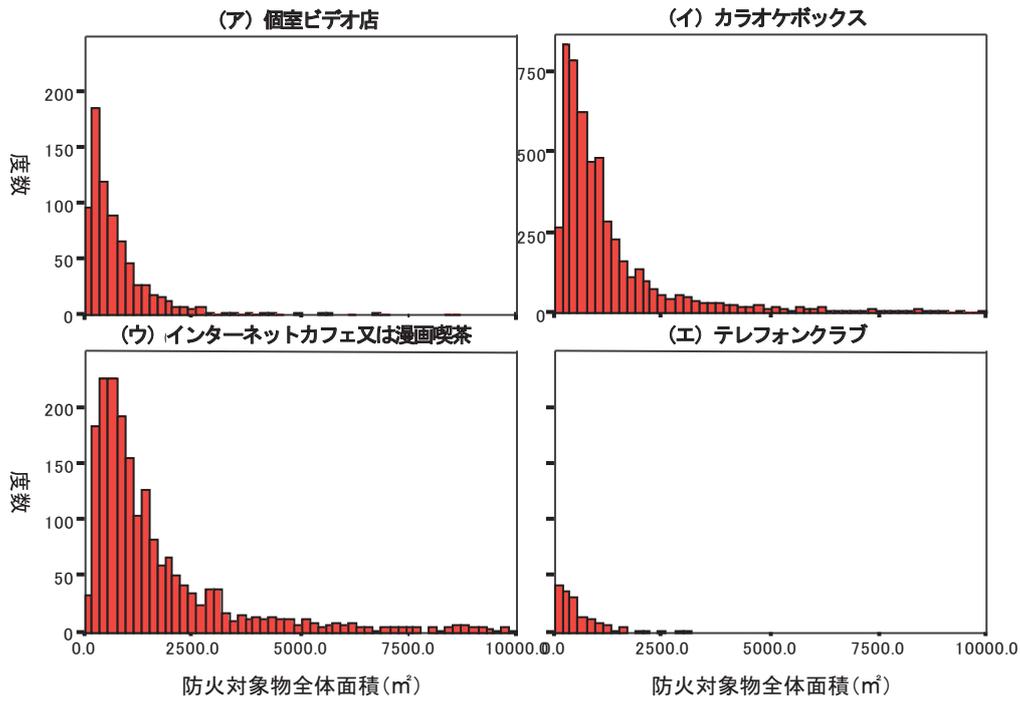


図 2-3 防火対象物の詳細用途別建物延べ床面積分布

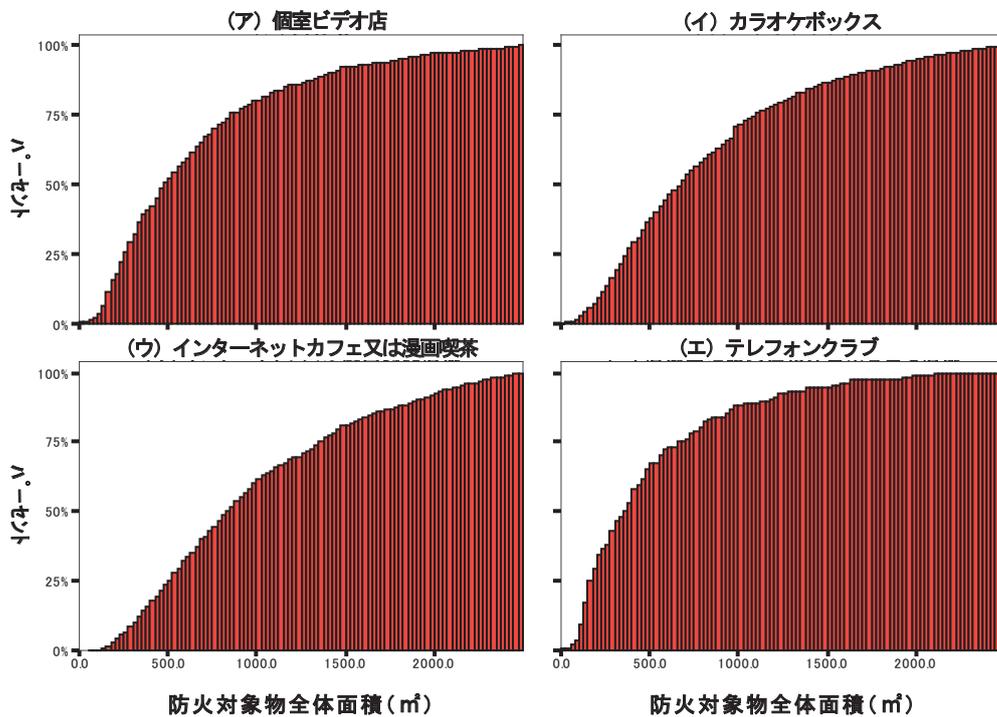


図 2-4 防火対象物の詳細用途別建物延べ床面積の累積分布

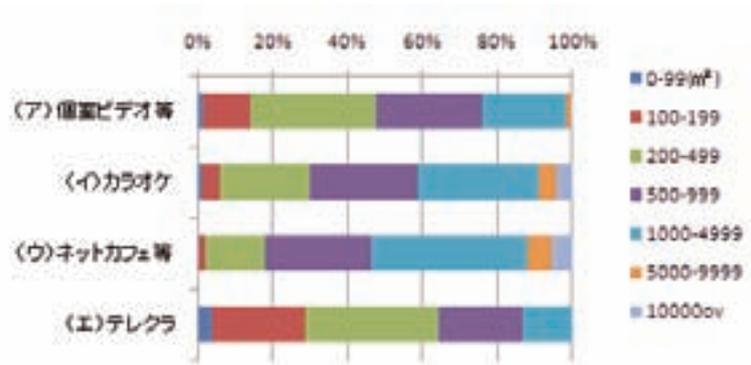


図 2-5 防火対象物の詳細用途別、延べ床面積グループの内訳

2.4 規模と構造に関しては、個室ビデオ店及びテレクラと、カラオケ及びネットカフェ等とで比較すると、前者で小規模かつ木造・防火木造の建物の占める割合が大きかった。

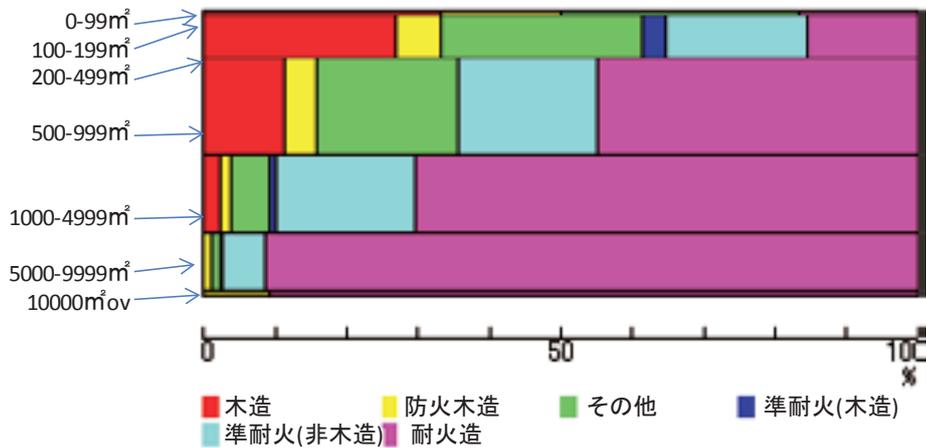


図 2-6 個室ビデオ店及びテレクラの建物延べ床面積と構造の内訳

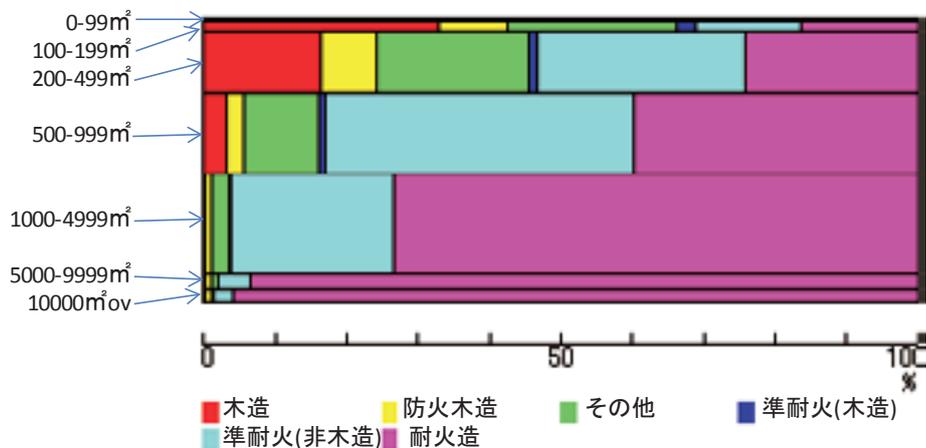


図 2-7 カラオケ及びネットカフェ等の建物延べ床面積と構造の内訳

### 3. 建物の利用形態

建物の利用形態としては、建物の一部に個室ビデオ店等が存するものが2/3程度を占めた。

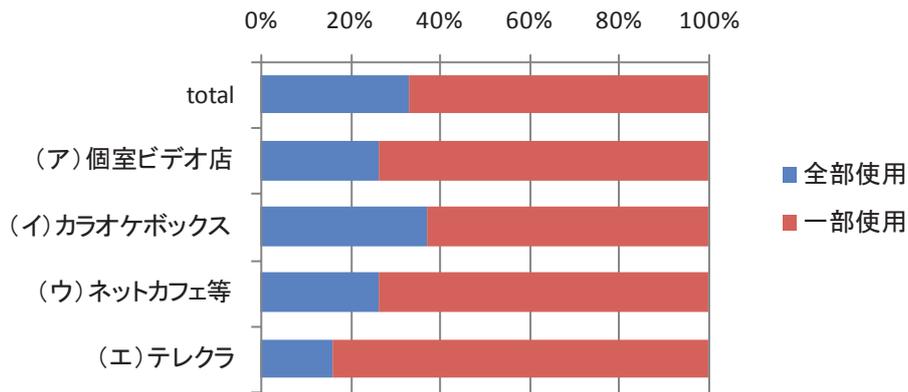


図 3-1 防火対象物の詳細用途別，建物の利用形態の内訳

### 4. 宿泊サービス

宿泊サービスの有無は詳細用途によって異なっていた。

カラオケボックス・テレクラで宿泊サービスが有る割合が低く、個室ビデオ店・ネットカフェ等で高かった。

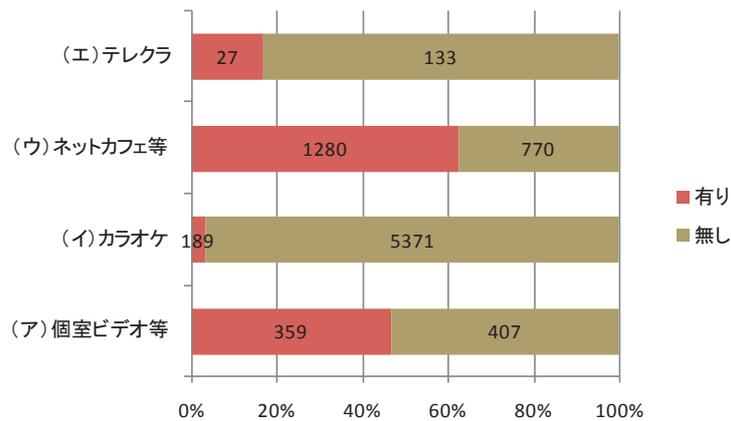


図 4-1 防火対象物の詳細用途別，宿泊サービスの有無

5. 延べ床面積グループ別法令遵守状況の内訳（防火対象物）

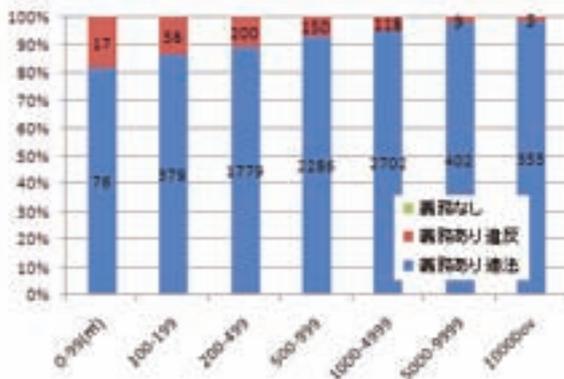


図 5-1 消火器具（義務の有無と違反）

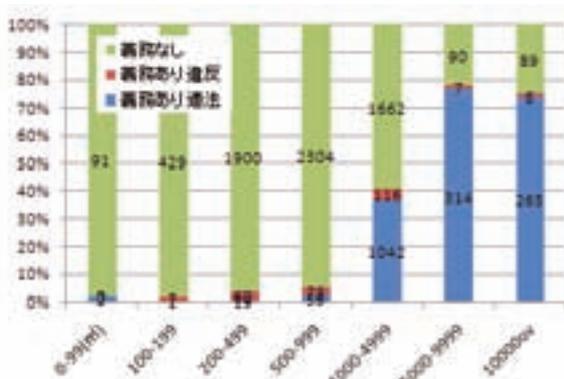


図 5-2a 屋内消火栓（義務の有無と違反の有無）

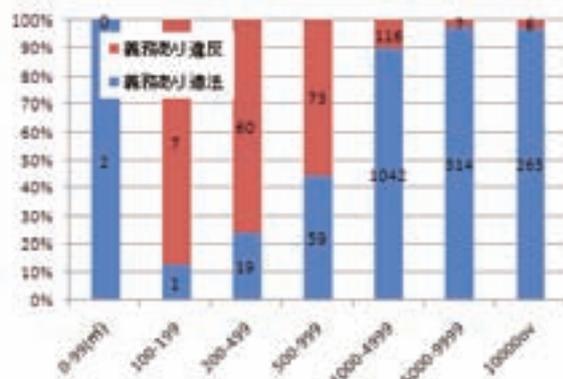


図 6-2b 屋内消火栓（違反の有無）

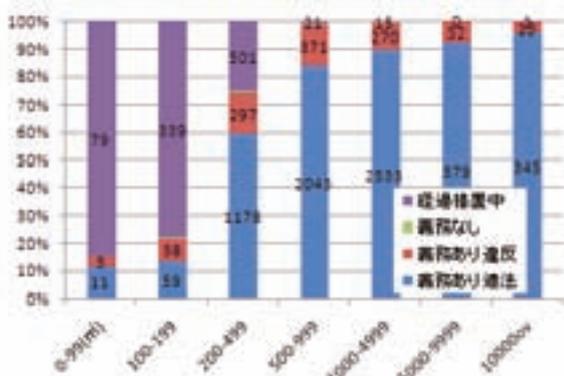


図 5-3a 自火報（義務の有無と違反の有無）

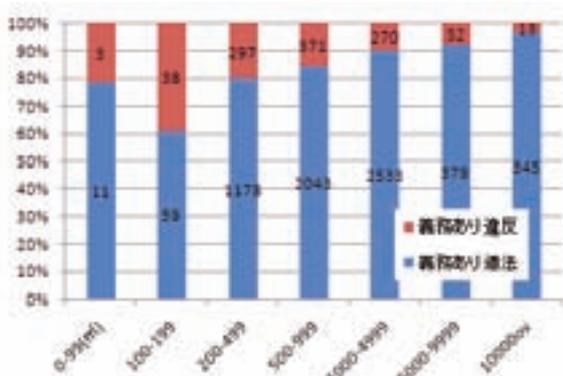


図 6-3b 自火報（違反の有無）

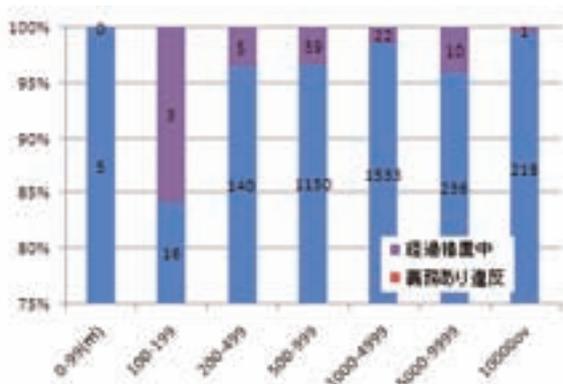
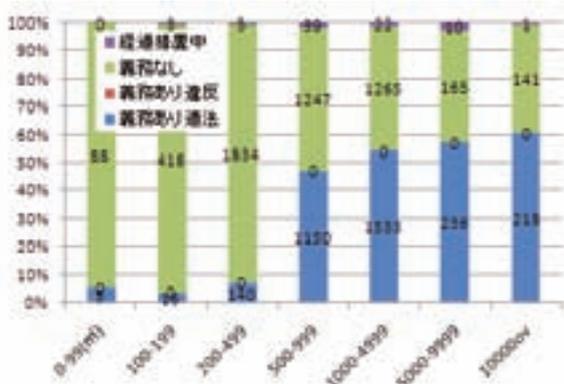


図 5-4a 自動通報装置（義務の有無と違反の有無）

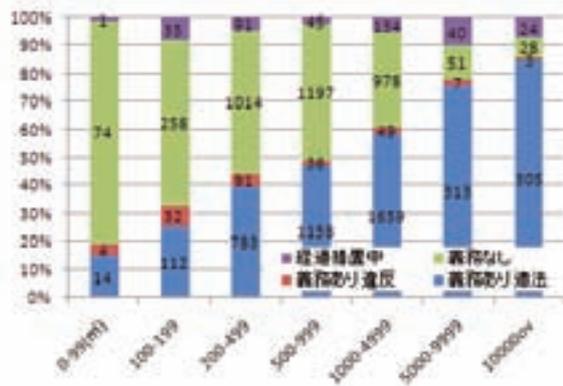


図 5-4b 自動通報装置（違反の有無）

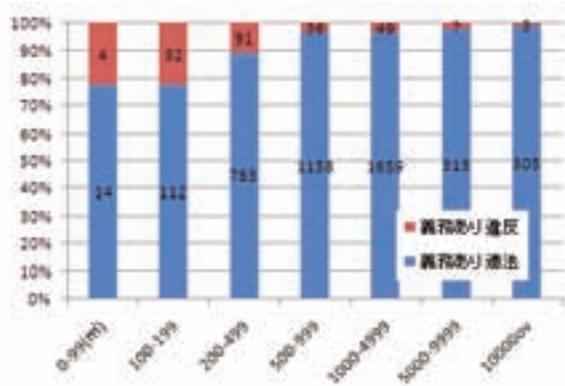


図 5-5a 非常警報装置（義務の有無と違反の有無）

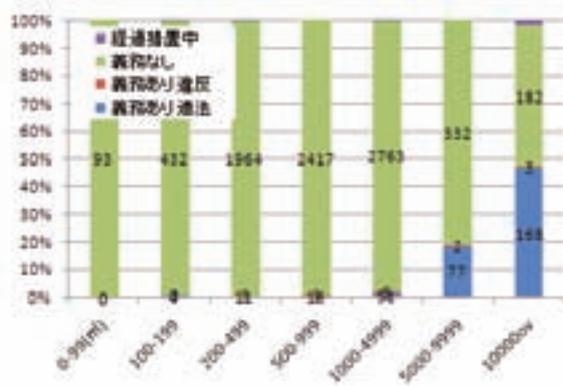


図 5-5b 非常警報装置（違反の有無）

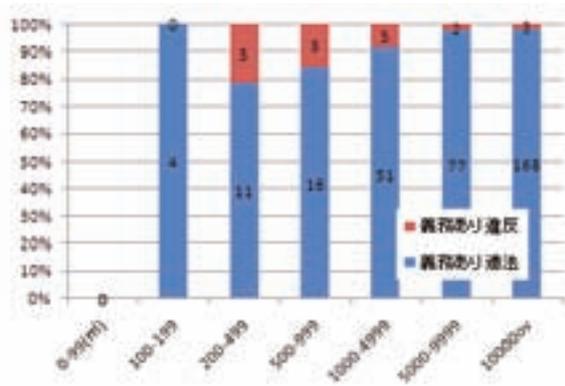


図 5-6a 排煙設備（義務の有無と違反の有無）

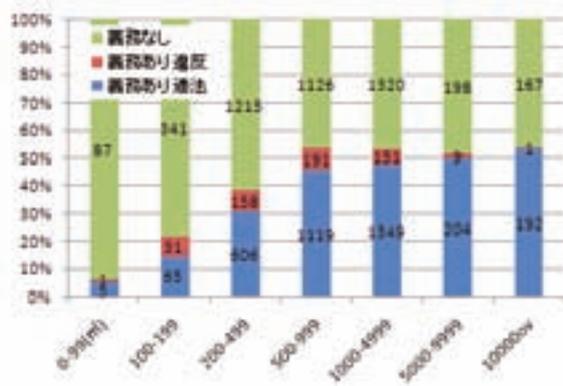


図 5-6b 排煙設備（違反の有無）

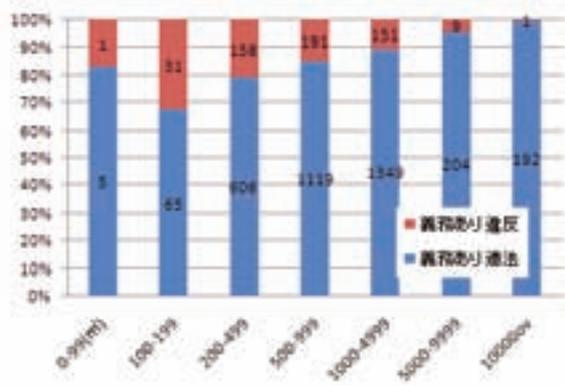


図 5-7a 避難器具（義務の有無と違反の有無）



図 5-7b 避難器具（違反の有無）



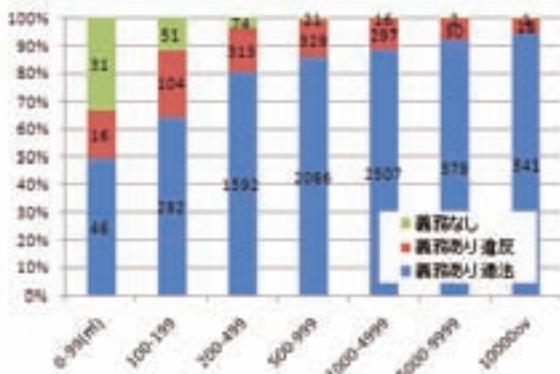


図 5-8a 誘導灯 (義務の有無と違反の有無)

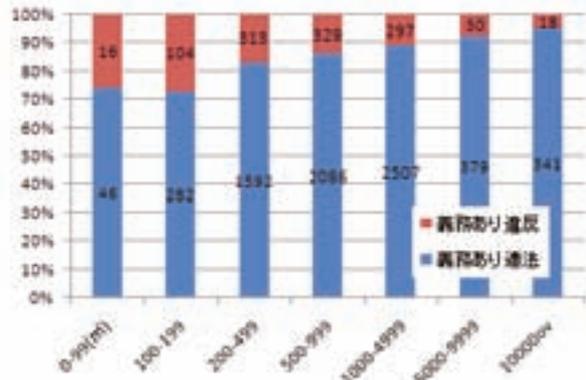


図 5-8b 誘導灯 (違反の有無)



図 5-9a スプリンクラー設備 (義務の有無と違反の有無)

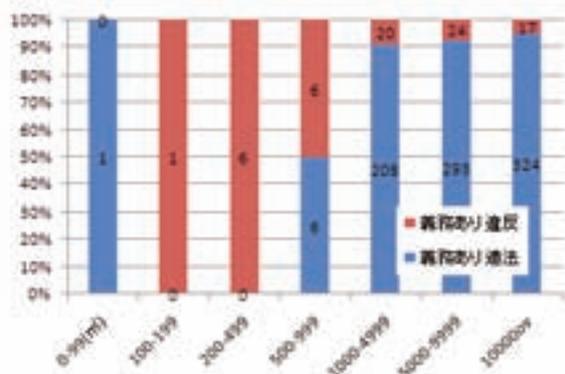


図 5-9b スプリンクラー設備 (違反の有無)

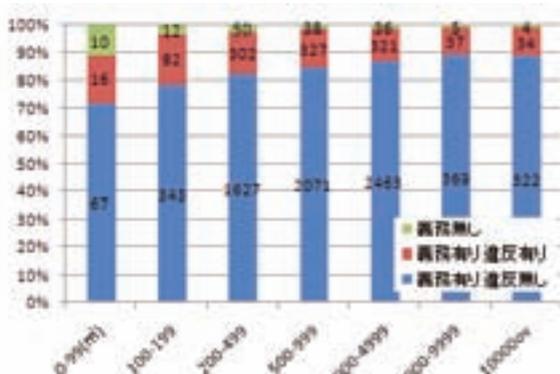


図 5-10a 防災規制 (義務の有無と違反の有無)

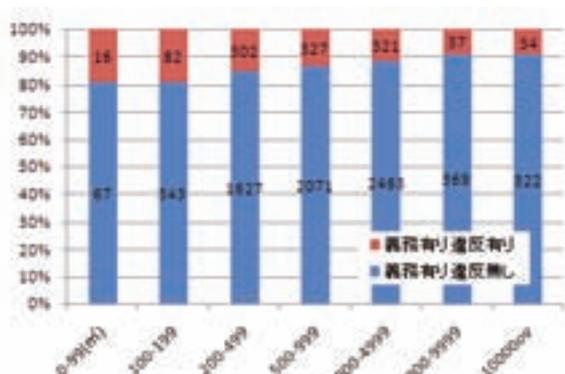


図 5-10b 防災規制 (違反の有無)

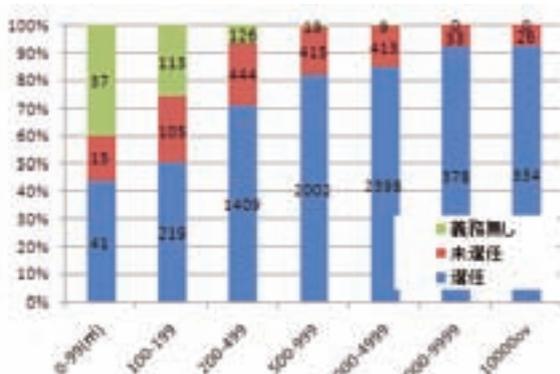


図 5-11a 防火管理者 (義務の有無と違反の有無)

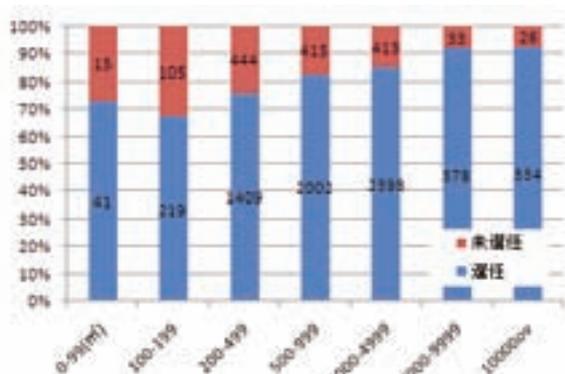


図 5-11b 防火管理者 (違反の有無)

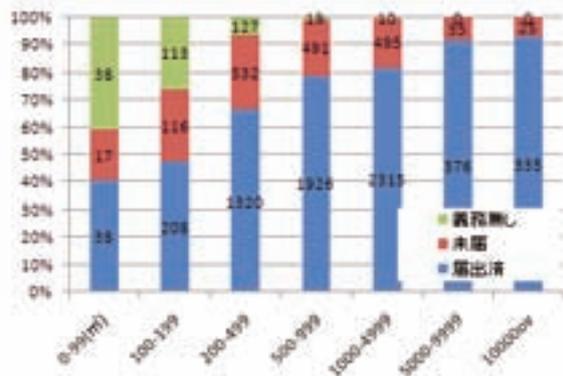


図 5-12a 消防計画（義務の有無と違反の有無）

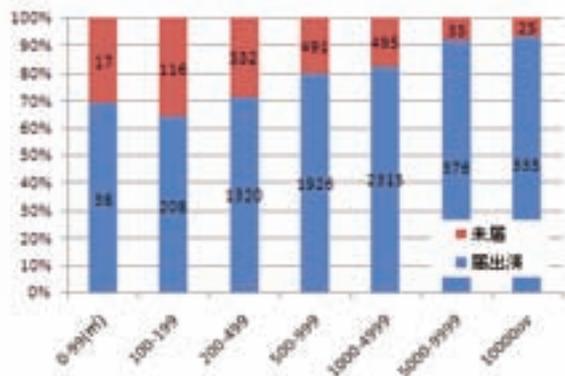


図 5-12b 消防計画（違反の有無）

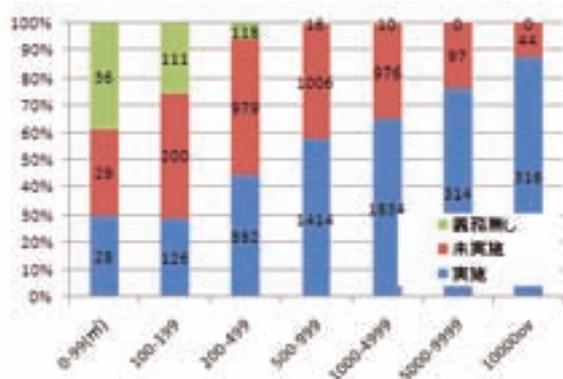


図 5-13a 消防訓練（義務の有無と違反の有無）

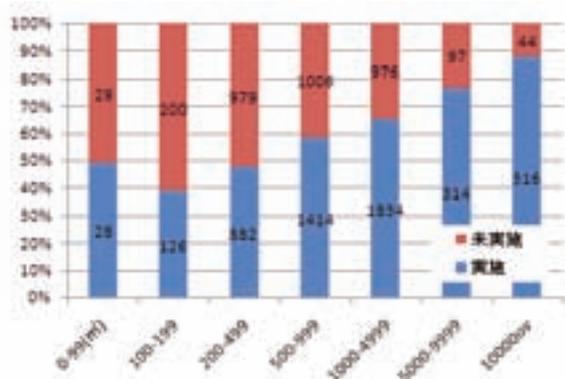


図 5-13b 消防訓練（違反の有無）

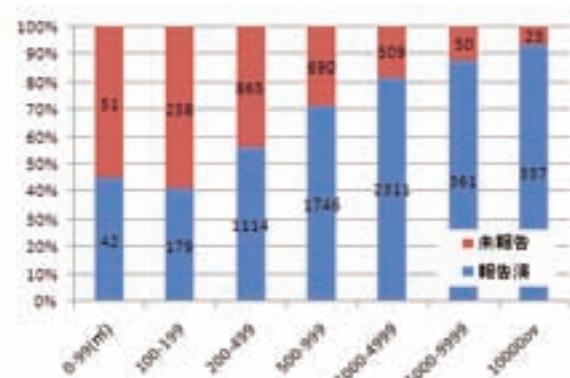


図 5-14 消防用設備等点検報告（違反の有無）

## 全国の個室ビデオ店等における火災の実態（平成10年～平成19年）

### 1. 業態別火災件数の内訳

個室ビデオ店等の防火対象物として報告された336施設に関する業態別内訳は次のとおりである

表 1-1 業態別内訳

		火災	
		度数	%
個 室 ビ デ オ 店 等	(ア) 個室ビデオ	8	2.4
	(イ) カラオケボックス	304	90.5
	(ウ) ネットカフェ等	18	5.4
	(エ) テレクラ	6	1.8
total		336	100.0

### 2. 建物の規模（火災建物）

防火対象物と火災建物の延べ床面積の分布を比較すると、相対的に小規模な建物で火災が多く発生していた。

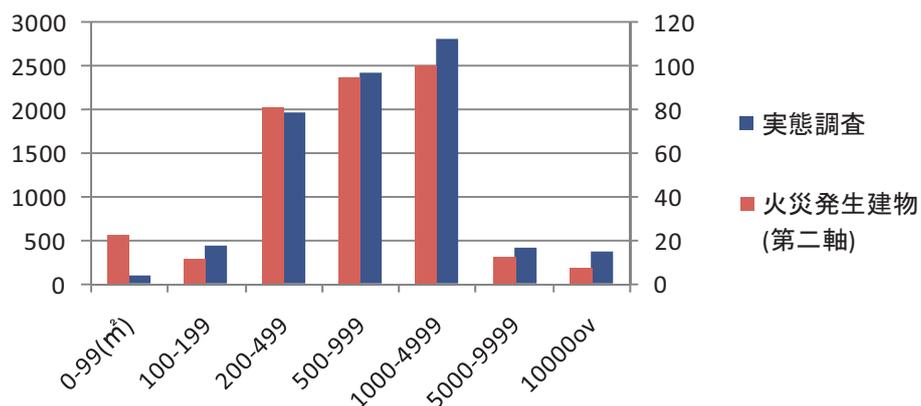
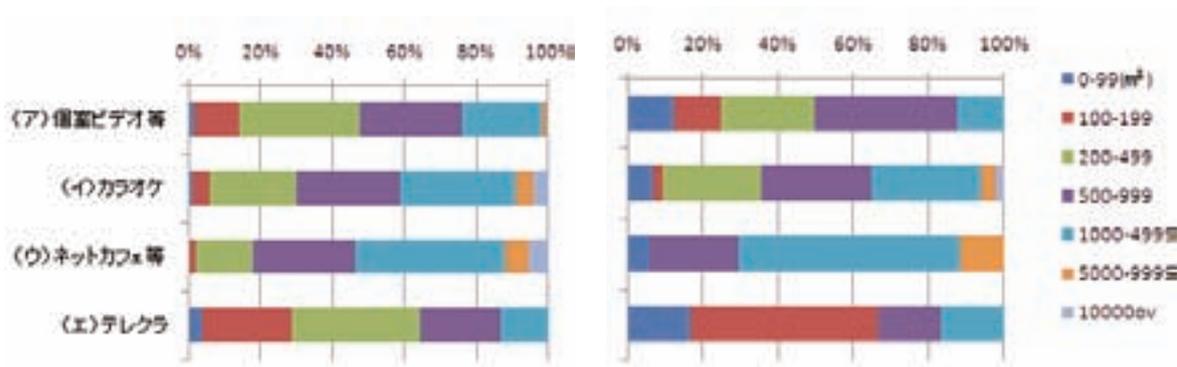


図 2-1 個室ビデオ等防火対象物及び同火災発生建物の延べ床面積の分布比較



(a) 防火対象物

(b) 火災建物

図 2-2 詳細用途別防火対象物及び同火災発生建物の延べ床面積の内訳

### 3. 建物の構造（火災建物）

火災建物全体では耐火造が最も多いが、詳細な用途別で建物構造の内訳が異なっていた。

カラオケ・ネットカフェ等は耐火・準耐火造が8割程度を占めるのに対し、個室ビデオ店・テレクラは木造と防火木造が半数以上を占めていた。特に、個室ビデオ店で約3/4は木造・防火木造であった。

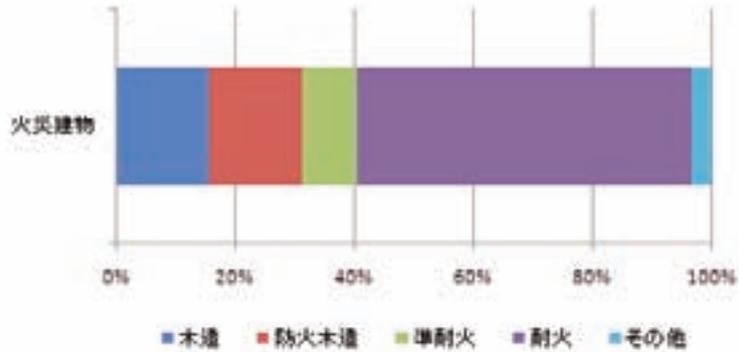


図 3-1 火災建物の構造種別（火災建物）

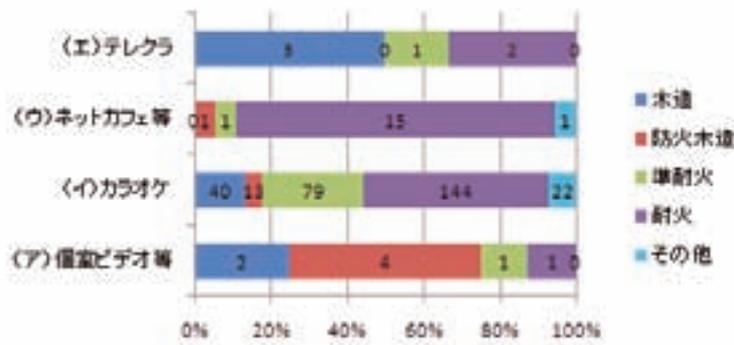


図 3-2 詳細用途別建物構造の内訳（火災建物）

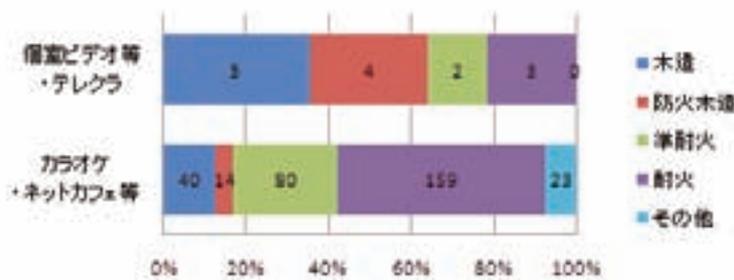


図 3-3 詳細用途別建物構造の内訳（火災建物）  
カラオケ・ネットカフェ／個室ビデオ店・テレクラ

#### 4. 出火原因

出火原因で最も多いのはコンロであった。

カラオケボックスの火災の多さを反映した結果と考えられた。

詳細用途別にみると、テレクラ・ネットカフェ等で放火等が多く、個室ビデオ店では不明が多かった。詳細用途をグループ化する場合、カラオケとネットカフェ／個室ビデオ店とテレクラ とに分けると、出火原因の傾向の違いが鮮明になった。後者は放火と不明で9割近くを占めていた。

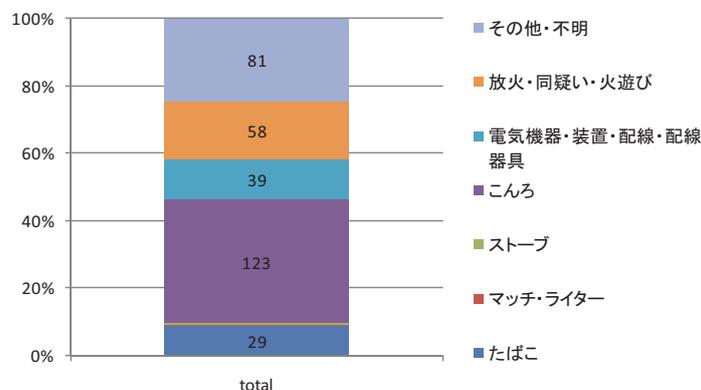


図 4-1 出火原因の内訳 (火災建物)

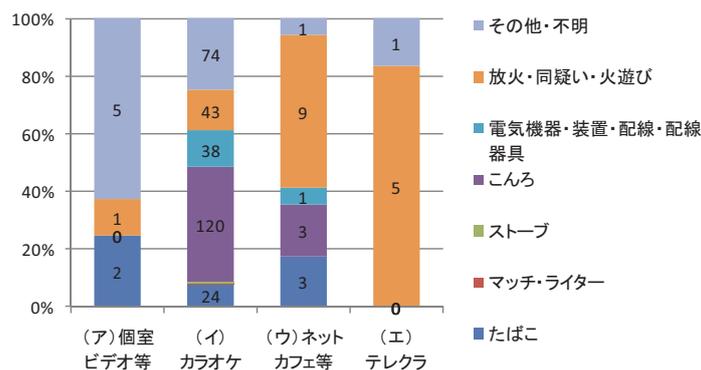


図 4-2 詳細用途別の出火原因の内訳

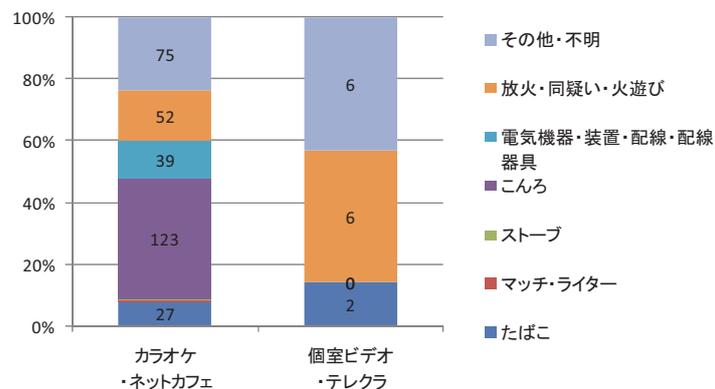


図 4-3 詳細用途グループ別、出火原因の内訳 (カラオケ・ネットカフェ／個室ビデオ・テレクラ)

## 5. コンプライアンス状況

### 5.1 消防用設備等の状況 1（義務の有無と、義務ありのうち違反の有無）

（防火対象物・火災件数共にカラオケボックスの占める割合が大きいいため、おおよそカラオケの状況を反映した結果となっている。）

防火対象物全体と、火災建物について、各消防用設備の状況・防火対策の状況を比較した。有意な違いが確認されたのは、次のとおりであった。

- ◇ 消火器具（火災建物にのみ義務無しがあるが、違反は少ない）
- ◇ 屋内消火栓（火災建物で義務なしが多い）
- ◇ 自火報（火災建物で義務なしが多いが、違反は少ない）
- ◇ 非常警報設備（火災建物で義務なしが多い）
- ◇ 排煙設備（火災建物で違反が多い。義務なしも若干多い）
- ◇ 避難器具（火災建物で義務なしが多い）
- ◇ 誘導灯（火災建物で義務なしが多いが、違反は少ない）
- ◇ 防火管理者（火災建物で義務なしが多く、未選任も多い）
- ◇ 消防訓練（火災建物で義務なしが多く、未実施も多い）
- ◇ 防災規制（火災建物で義務なしが多く、違反も多い）

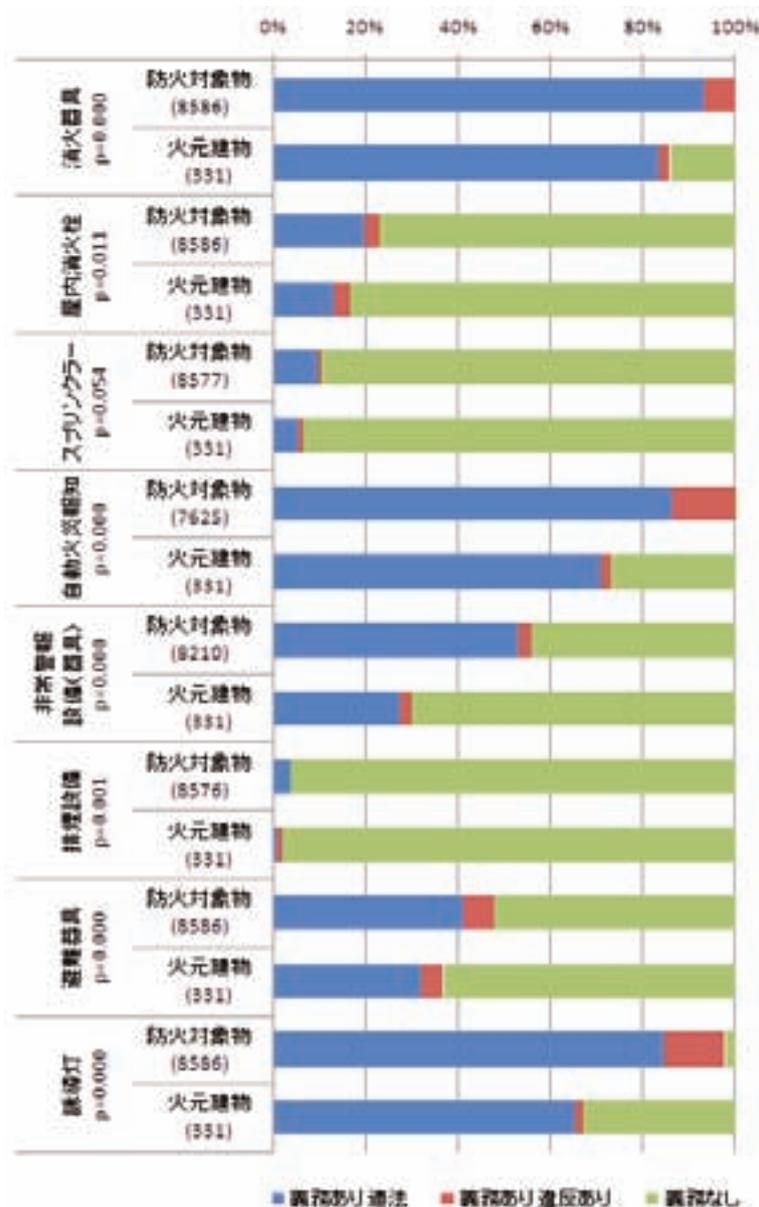


図5-1 消防用設備等のコンプライアンス状況（義務なし含む）

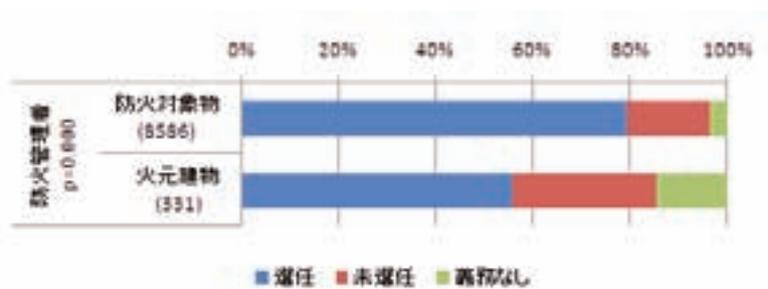


図5-2 防火管理者のコンプライアンス状況（義務なし含む）

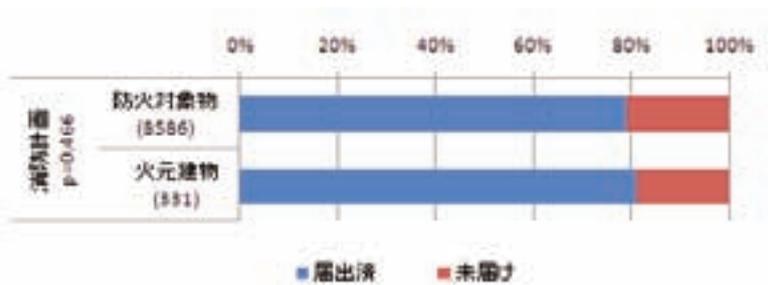


図5-3 消防計画のコンプライアンス状況（義務なし含む）

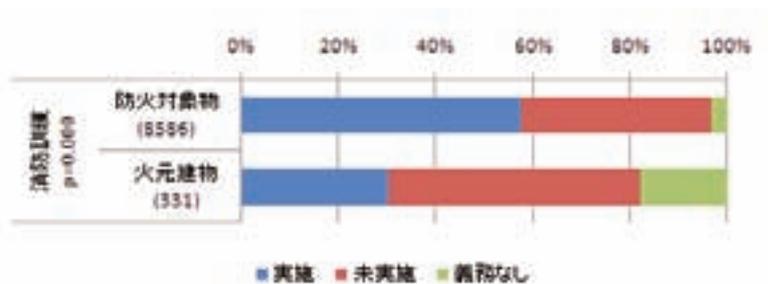


図5-4 消防訓練のコンプライアンス状況（義務なし含む）

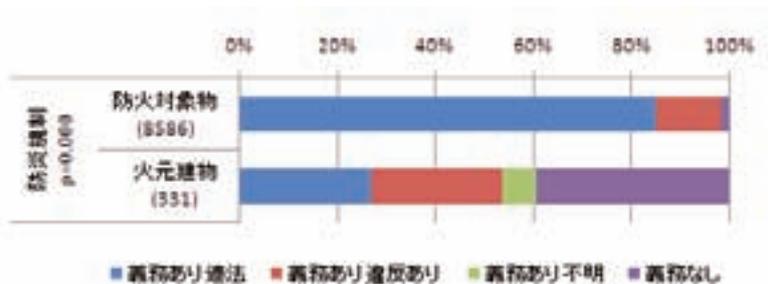


図5-5 防災規制のコンプライアンス状況（義務なし含む）

## 5.2 消防用設備等の状況 2（違反の有無）

防火対象物全体と、火災建物について、各消防用設備の状況・防火対策の法令遵守状況を比較した。有意な違いが確認されたのは、次のとおりであった。

- ◇ 消火器具（火災建物で違反が少ない）
- ◇ 自火報（火災建物で違反が少ない）
- ◇ 排煙設備（火災建物で違反が多い）
- ◇ 誘導灯（火災建物で違反が少ない）
- ◇ 防火管理者（火災建物で違反が多い）
- ◇ 消防訓練（火災建物で未実施が多い）
- ◇ 防災規制（火災建物で違反が多い）

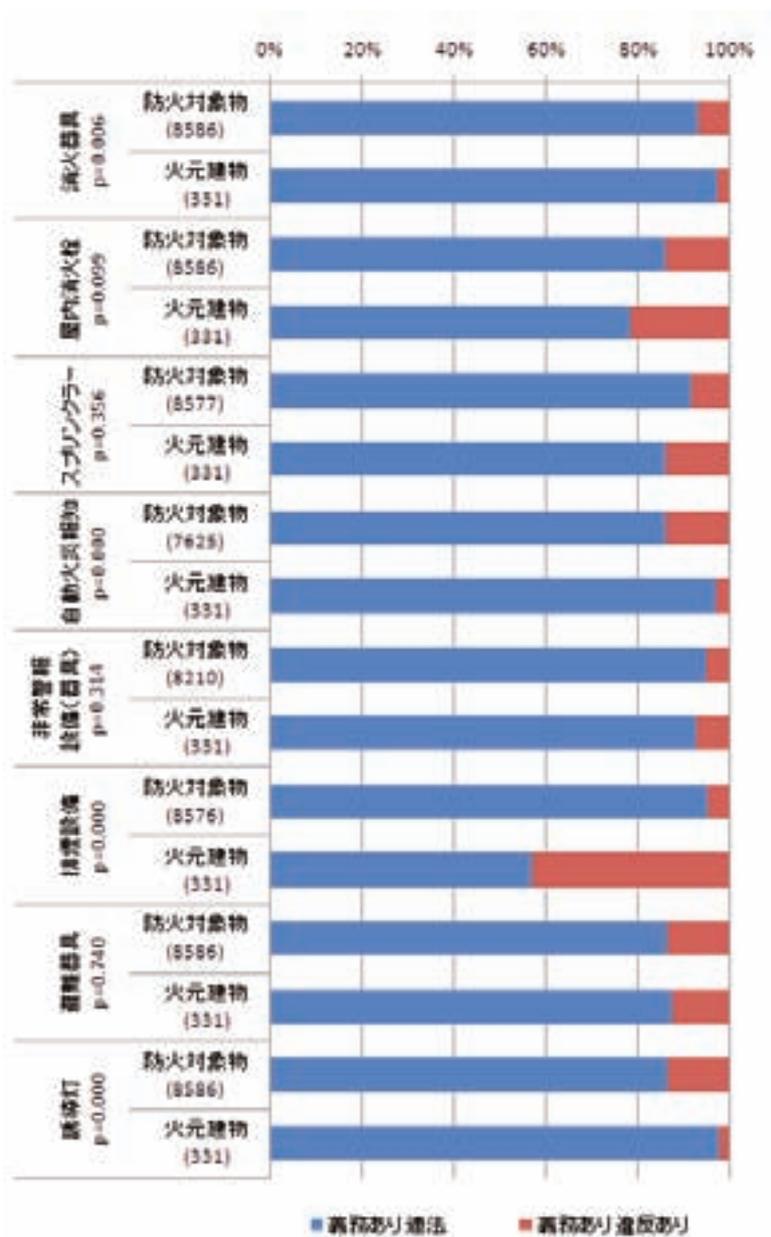


図5-6 消防用設備等のコンプライアンス状況

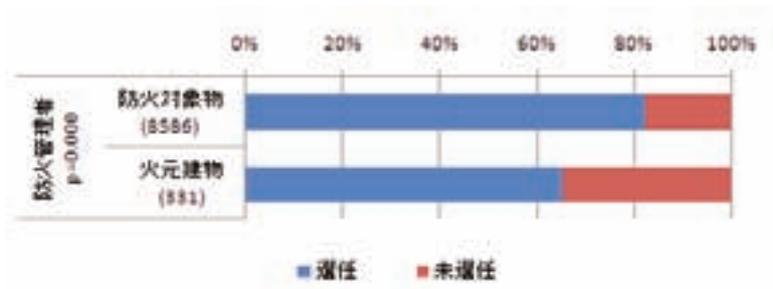


図 5-7 防火管理者のコンプライアンス状況

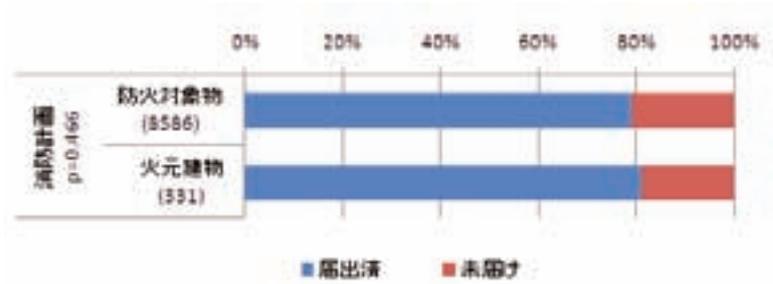


図 5-8 消防計画のコンプライアンス状況

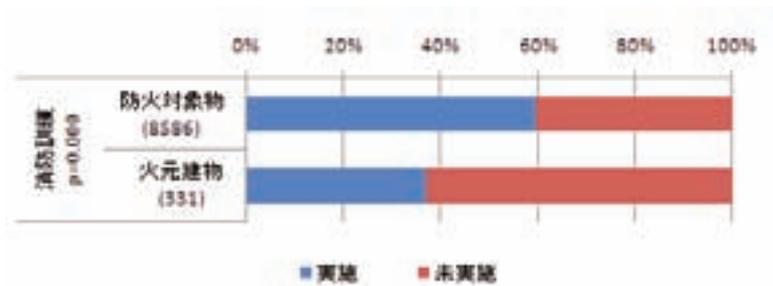


図 5-9 消防訓練のコンプライアンス状況

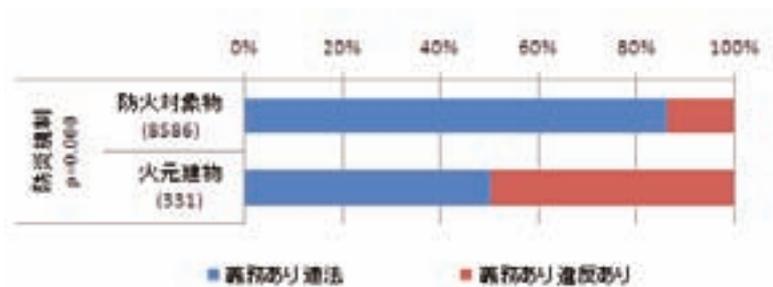


図 5-10 防災規制のコンプライアンス状況

## 6. 出火率及び火災による損失の発生状況

### 6.1 焼損程度

焼損程度の6割以上はぼやであった。また、詳細用途別では焼損程度の内訳は異なっており、個室ビデオ等とテレクラで半焼以上の火災の割合が多かった。

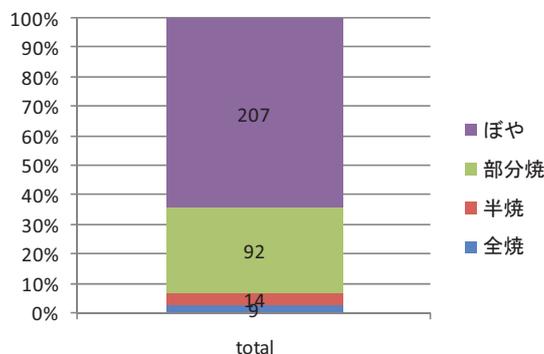


図 6-1 焼損程度の内訳

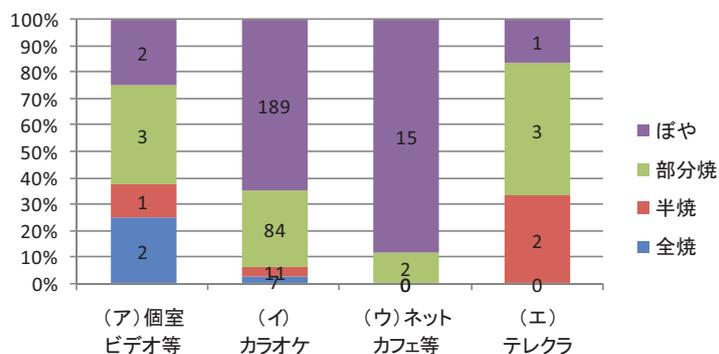


図 6-2 詳細用途別焼損程度の内訳

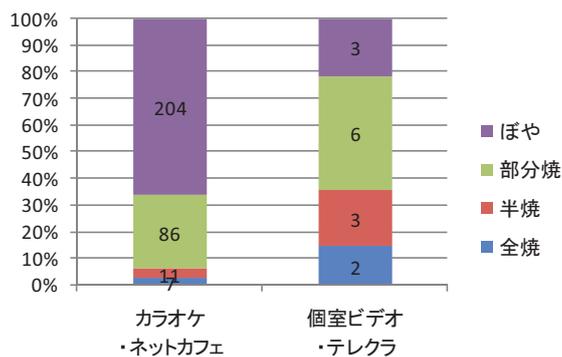


図 6-3 詳細用途グループ別焼損程度の内訳  
(カラオケ・ネットカフェ／個室ビデオ店・テレクラ)

## 6.2 建物の規模別出火率及び損失の発生率

建物全体の床面積により建物規模をグループ化した上で、個室ビデオ店等の店舗の床面積あたりの出火率及び損失の発生率を算出したところ、次のような結果であった。

- ① 建物規模が小さいほど、店舗床面積あたりの出火率が高かった
- ② 建物規模が小さい程、店舗床面積あたりの焼損床面積が大きかった（一部例外あり）
- ③ 199 m<sup>2</sup>以下の建物では死者は発生していなかったが、死者の発生した 200～4999 m<sup>2</sup>の間では、建物規模が小さいほど店舗床面積あたりの死者数が大きかった
- ④ 5000 m<sup>2</sup>未満では、物規模が小さい程、店舗床面積あたり負傷者数が大きかった。

表 6-1 建物の規模別施設数及び損失の発生状況

防火対象物 全体床面積 (m <sup>2</sup> )	施設数	個室ビデオ等 店舗の床面積 (m <sup>2</sup> )	火災件数	焼損 床面積	死者数	負傷者数
	A	B	C	D	E	F
0-99	93	7052.88	23	263.0	0	1
100-199	437	50666.36	12	473.0	0	3
200-499	1979	473206.78	81	1500.0	5	7
500-999	2436	972124.57	95	2218.0	4	30
1000-4999	2820	1394579.72	100	629.0	1	23
5000-9999	411	233490.65	13	449.0	0	15
10000 <sub>ov</sub>	360	207459.27	7	4.0	0	10
合計	8536	3338580.23	331	5536	10	89

表 6-2 建物の規模別出火率及び損失の発生率

防火対象物 全体床面積 (m <sup>2</sup> )	店舗の 単位面積あたり 出火率	店舗の 単位面積あたり 焼損床面積	店舗の 単位面積あたり 死者数	店舗の 単位面積あたり 負傷者
	C/B/10	D/B/10	E/B/10	F/B/10
0-99	0.00032611	0.0037290	0.00000000	0.0000142
100-199	0.0002368	0.0009336	0.00000000	0.0000059
200-499	0.0001712	0.0003170	0.00000106	0.0000015
500-999	0.0000977	0.0002282	0.00000041	0.0000031
1000-4999	0.0000717	0.0000451	0.00000007	0.0000016
5000-9999	0.0000557	0.0001923	0.00000000	0.0000064
10000 <sub>ov</sub>	0.0000337	0.0000019	0.00000000	0.0000048
合計	0.0000991	0.0001658	0.00000030	0.0000027

※1年あたりの発生率とするため、10年で除した。

### 6.3 消防用設備等の状況別，損失の発生状況

違反がある場合及び消防用設備等の義務適用対象外の場合に，死者数，負傷者数及び焼損床面積の平均値が大きい傾向にあった。

表 6-3 消火器の法令適合状況別，損失発生状況

消火器		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	47	0.021	0.217	36.979
1	設置対象、設置有、使用有	165	0.006	0.311	7.491
2	設置対象、設置有、使用無	112	0.045	0.134	17.107
3	設置対象、設置無	7	0.429	1.571	114.714
4	設置対象外、設置有、使用有	2	0.000	0.000	4.000
5	設置対象外、設置有、使用無	1	0.000	0.000	0.000
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-4 屋内消火栓の法令適合状況別，損失発生状況

屋内消火栓		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	269	0.034	0.262	15.052
1	設置対象、設置有、使用有	4	0.000	0.250	2.500
2	設置対象、設置有、使用無	39	0.000	0.128	3.077
3	設置対象、設置無	12	0.083	0.667	114.000
4	設置対象外、設置有、使用有	2	0.000	1.000	55.000
5	設置対象外、設置有、使用無	7	0.000	0.143	6.286
6	特殊消防設備等、設置有、使用有	0			
7	特殊消防設備等、設置有、使用無	1	0.000	0.000	0.000
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-5 自動火災報知設備の法令適合状況別，損失発生状況

自火報		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	86	0.105	0.365	22.488
1	設置対象、設置有、使用有	164	0.000	0.202	7.646
2	設置対象、設置有、使用無	71	0.000	0.155	7.352
3	設置対象、設置無	7	0.143	1.286	281.571
4	設置対象外、設置有、使用有	4	0.000	0.500	5.000
5	設置対象外、設置有、使用無	2	0.000	0.500	0.000
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-6 排煙設備の法令適合状況別, 損失発生状況

排煙		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	326	0.031	0.265	17.316
1	設置対象、設置有、使用有	0			
2	設置対象、設置有、使用無	4	0.000	0.000	0.000
3	設置対象、設置無	3	0.000	0.333	18.667
4	設置対象外、設置有、使用有	0			
5	設置対象外、設置有、使用無	1	0.000	0.000	0.000
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-7 避難器具の法令適合状況別, 損失発生状況

避難器具		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	208	0.010	0.218	17.529
1	設置対象、設置有、使用有	7	0.000	0.000	1.857
2	設置対象、設置有、使用無	100	0.040	0.250	4.710
3	設置対象、設置無	15	0.267	1.000	104.067
4	設置対象外、設置有、使用有	1	0.000	2.000	10.000
5	設置対象外、設置有、使用無	3	0.000	0.000	0.000
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-8 誘導灯標識の法令適合状況別, 損失発生状況

誘導灯標識		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	109	0.009	0.176	17.083
1	設置対象、設置有、使用有	105	0.019	0.317	12.543
2	設置対象、設置有、使用無	112	0.036	0.205	10.080
3	設置対象、設置無	5	0.600	2.400	278.600
4	設置対象外、設置有、使用有	3	0.000	0.000	0.000
5	設置対象外、設置有、使用無	0			
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-9 防火管理者選任の法令適合状況別, 損失発生状況

防火管理者		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	51	0.098	0.240	18.020
1	設置対象、設置有、使用有	176	0.000	0.199	10.040
2	設置対象、設置有、使用無	9	0.000	0.222	9.667
3	設置対象、設置無	83	0.061	0.354	29.506
4	設置対象外、設置有、使用有	15	0.000	0.600	31.933
5	設置対象外、設置有、使用無	0			
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-10 消防訓練の法令適合状況別, 損失発生状況

消防訓練		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	62	0.081	0.213	16.274
1	実施 (2回以上)	37	0.000	0.432	2.108
2	実施 (1回のみ)	34	0.000	0.176	4.794
3	実施 (管理権原複数)	9	0.000	0.111	1.222
4	実施 (権原複数・1回のみ)	17	0.000	0.176	1.647
5	実施 (権原複数・一部含まない)	2	0.000	0.000	0.000
6	実施 (1回のみ・権原複数・一部 含まない)	2	0.000	0.500	0.000
7	まったく実施していない	171	0.029	0.276	25.801
総計		334	0.030	0.262	17.069

表 6-11 防災規制の法令適合状況別, 損失発生状況

防災規制		火災 件数	平均		
			死者数	負傷者数	焼損床面積
0	非該当	128	0.039	0.230	15.227
1	義務あり 未使用	58	0.069	0.310	27.224
2	義務あり 一部使用	30	0.000	0.233	4.433
3	義務あり 全部使用	90	0.000	0.189	9.600
4	義務あり 不明	23	0.043	0.696	50.174
5	義務なし 一部使用	4	0.000	0.000	5.500
6	義務なし 全部使用	1	0.000	0.000	0.000
総計		334	0.030	0.262	17.069

## 個室ビデオ店等の火災に関する実験等（概要）

### 1 個室ビデオ店を想定した火災実験

平成 20 年 10 月の大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、個室ビデオ店を想定した火災実験を実施した（資料 4-1）。

① 今回は、第一着火物（ゴミ箱又はキャリーバッグ）からリクライニングチェアに燃え移るという火災シナリオで実験を実施している。

② 現在流通している一般的な感知器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等を用いて実験を行った結果、その作動状況は、個別にばらつき等はあるものの、おおむね煙感知器、差動式熱感知器、定温式熱感知器、閉鎖型スプリンクラーヘッドの順に作動している。

〔当該実験（資料 4-1）と別に、消防研究センターのルームカロリメーターを用いて、個室を模した条件（扉は開放）で行った火災実験においても、おおむね同様の結果。このときの作動時間等は、煙感知器にあっては着火からおおむね 1 分後、差動式熱感知器にあってはおおむね 2 分後、定温式熱感知器及び閉鎖型スプリンクラーヘッドにあってはおおむね 3 分後、フラッシュオーバー相当の状況となったのはおおむね 4 分後であった。〕

③ たれ壁のみの開放空間の場合（実験①～⑨）と、壁で区画した場合（実験⑩～⑮）を比較すると、感知器や閉鎖型スプリンクラーヘッドの作動は、壁で区画した場合（このうち特に扉を閉鎖した場合）の方が相当程度早く、消火効果も高い結果である。区画した場合の消火効果については、消火水が散逸せず効果的に冷却等が行われたこと、狭い空間で酸素の供給不足を生じたこと等によると考えられる。

また、外部への煙の拡散も、区画して扉を閉鎖した場合には、相当程度低減されている。

なお、これらの効果は、今回の区画が比較的密閉性が高かったことにより得られたものと考えられるが、実際の個室ビデオ店では、換気用の開口部等が設けられていることが多いと考えられる。このため、防火対策を検討する上では、扉を開けた場合（実験⑮）やたれ壁のみの開放空間の場合（実験①～⑨）と同様の状況を想定することが必要と考えられる。

④ スプリンクラー設備等により放水を行った状況は、おおむね次のとおりであり、放水量が十分確保できる場合には、消火や延焼防止に大きな効果を発揮している。

- ・ 80ℓ/分（標準型ヘッド）、50ℓ/分（小区画型ヘッド）及び 30ℓ/分（小区画型ヘッドのうち特定施設水道連結型スプリンクラー設備に対応したもの）の場合、直接放水している部分は消炎し、火勢も相当程度抑制。また、区画して扉を閉鎖した条件では、ほぼ鎮圧の状態。一方、たれ壁のみの開放条件では、リクライニングチェアの裏面等に火炎が一部残り、発煙が継続。
- ・ 15ℓ/分（小区画型ヘッドのうち特定施設水道連結型スプリンクラー設備に対応したもの）の場合、火勢を抑制し、天井面の温度上昇等も抑制しているが、リクライニングチェアの表面を含め燃焼を継続。
- ・ 下方放出型自動消火装置（浸潤剤入り消火水 5.5ℓ又は 3.0ℓ）の場合、放水直後において一時的に火炎が小さくなるものの、今回の条件ではほぼ火勢に変化なし。

上述の実験結果にみられるように、スプリンクラー設備による消火は、家具等に着火して火勢が強まった段階で放水を開始し、直接放水できる可燃物表面の消炎とともに、周囲への拡大を防止しながら、最終的に鎮火・鎮圧するという流れが一般的と考えられる。

個室ビデオ店等については、その構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくいという防火上極めて特殊な環境にある。すなわち、スプリンクラー設備による放水開始の段階において、既に着火している可燃物から避難上の支障となるレベルの発煙があるとともに、放水開始後においても、一定程度の発煙が継続することを想定する必要がある、避難安全を検討する上で留意が必要である。

## 2 個室ビデオ店を想定したシミュレーション等による分析

上記1と並行して、個室ビデオ店を想定したシミュレーション等により、避難安全上の観点から分析を実施した。

- ① 個室ビデオ店を想定した場合、火災実験で見られたように、火元となった室が短時間のうちに盛期火災に至るとともに、通路に煙が拡散し、その濃度も高くなることに伴って、視界の低下、有害物質（一酸化炭素等）の濃度上昇、温度の上昇等により、急激に避難困難となっていくものである。
- ② このような防火上特殊な環境下において、煙感知器が作動する段階では、避難上の支障となるレベルの煙・熱は火元となった室（又はその近傍）に限られる状況である。一方、現在流通している一般的な熱感知器や閉鎖型スプリンクラーヘッドが作動する段階では、避難上の支障となるレベルの煙・熱が通路においても滞留し始めている状況が想定されるところである。
- ③ 一方、避難に要する時間については、建築基準法令の適用等により避難口に至る歩行距離が一定以下（数十メートル程度）に抑えられていること等を勘案すると、適切に避難行動がとられれば、通路が煙・熱で著しく危険な状態となる前に、屋外等への避難口に到達することが可能と考えられる。
- ④ なお、排煙設備等により、通路の煙を有効に排除できる場合には、煙・熱が滞留する範囲を抑制することが可能と考えられる。

## 3 上記を踏まえた個室ビデオ店等の避難安全確保の考え方

以上のことを踏まえると、煙感知器により火災を初期段階で覚知・伝達し、内装不燃化や排煙設備により急激な延焼や煙の滞留を抑制しながら、従業者による避難誘導や通路上の誘導表示に従って、在館者が速やかに避難行動をとることができれば、煙・熱で著しく危険な状態となる前に、屋外等への避難口に到達することができると考えられる（資料4-2）。

## 個室ビデオ店を想定した火災実験報告

### 1 目的

平成20年10月1日の大阪市浪速区個室ビデオ店火災を受け、以下の項目を確認するために個室ビデオ店火災実験装置を制作し、燃焼実験を行った（実施期間：平成21年2月23日（月）～平成21年3月9日（月） 場所：総務省消防庁消防大学校消防研究センター大規模実験棟）。

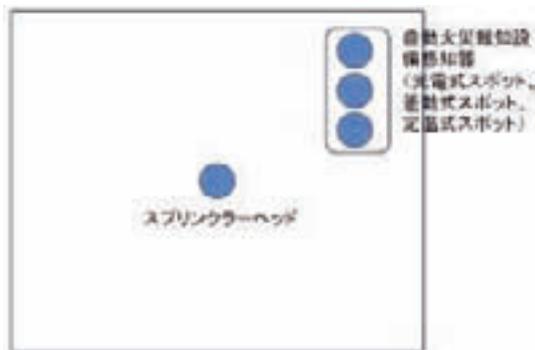
- (1) 個室ビデオ店における火災の発達状況
- (2) 個室で発生した時間あたりの熱量（発熱速度）、一酸化炭素濃度等の経時変化
- (3) 感知器やスプリンクラーヘッドの作動状況

### 2 実験の流れ

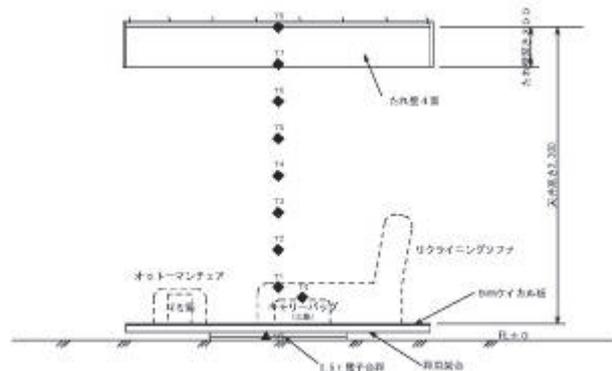
着火 → 各種感知器発報 → SPヘッド開放 → 20分放水 → 観察（3分） → 終了

### 3 実験条件

#### (1) 感知器等の設置場所



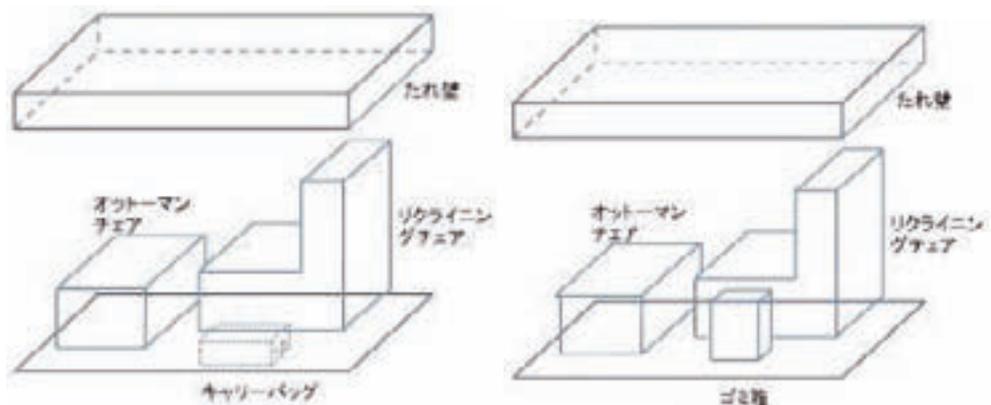
天井部分の平面図



温度測定点

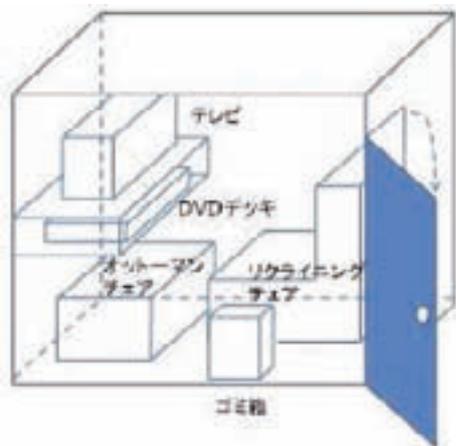
CO濃度、O<sub>2</sub>濃度、減効率の測定は部屋の中央及び、扉部上方（外部）で行った。

(2) 実験パターン①～⑨



	火源	放水量/L/min	
①	キャリアバッグ	80	
②	ゴミ箱	80	
③	キャリアバッグ	50	
④	ゴミ箱	50	
⑤	キャリアバッグ	50	防災ソファを用いた実験
⑥	キャリアバッグ	30	
⑦	ゴミ箱	30	
⑧	ゴミ箱	第三種浸潤剤入り水 5.5 L	
⑨	ゴミ箱	第三種浸潤剤入り水 3.0 L	

(3) 個室実験パターン⑩～⑮



	火源	放水量/L/min	ドアの開閉
⑩	ゴミ箱	50	閉
⑪	ゴミ箱	80	閉
⑫	ゴミ箱	30	閉
⑬	ゴミ箱	15	閉
⑭	ゴミ箱	30	開
⑮	ゴミ箱	—	閉

## 4 実験結果

(実験結果 総括表)

実験 パター ン	区 画	火源	扉 の 開 閉 状 況	スプリンクラー設備			火災感知器		結 果 *1	
				スプリンクラーヘッド等 の種類	放水 圧力 (MPa)	放水 圧力 (L/min)	放水 開始 時間 (秒)	煙感 知器 作動 時間 (秒)		定温式 熱感知 器作動 時間 (秒)
①	たれ壁 タイプ	キャリーバッグ	—	標準型SPヘッド K80	0.10	80	134	63	126	○
②		ゴミ箱	—	標準型SPヘッド K80	0.10	81	126	85	126	○
③		キャリーバッグ	—	小区画型SPヘッド K50	0.10	51	156	107	154	◎
④		ゴミ箱	—	小区画型SPヘッド K50	0.10	51	139	80	—	◎
⑤		キャリーバッグ (防災加工品)	—	小区画型SPヘッド K50	0.10	51	240	154	—	◎
⑥		キャリーバッグ	—	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	136	81	183	△
⑦		ゴミ箱	—	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	106	65	315	△
⑧		ゴミ箱	—	下方放出型自動消火装置 (第三種浸潤剤入り水5.5L)	—	—	165	76	157	×
⑨		ゴミ箱	—	下方放出型自動消火装置 (第三種浸潤剤入り水3.0L)	—	—	133	54	114	×
⑩	壁区 画タイプ	ゴミ箱	閉	小区画型SPヘッド K50	0.10	50	72	58	69	◎ *2
⑪		ゴミ箱	閉	標準型SPヘッド K80	0.10	81	74	60	71	◎ *2
⑫		ゴミ箱	閉	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	83	59	78	◎ *2
⑬		ゴミ箱	閉	水道連結用SPヘッド K30	0.03	15	89	67	85	○
⑭		ゴミ箱	開	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	118	46	119	△
⑮		ゴミ箱	閉	—	—	—	—	50	70	—

(スプリンクラー設備なしで火炎性状等を確認)

### \*1 結果の凡例

◎…ほぼ鎮火した。

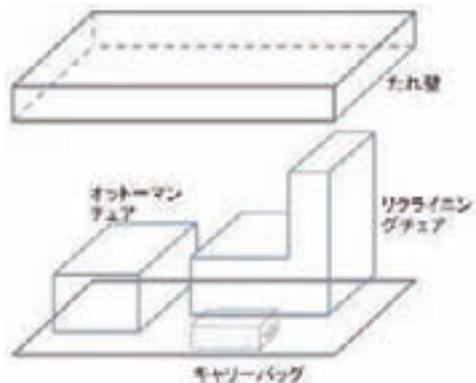
○…火勢は鎮圧し、炎が抑制された。

△…火勢はやや鎮圧したが、炎は消えなかった(あるいは燃え尽きた)。

×…火勢は鎮圧せず、他の可燃物にも延焼した。

\*2 今回は、個室を模した区画について、密閉性が比較的高い条件で実験を行っており、扉を閉めた場合には、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備(特に定温式熱感知器)が早期に作動し、消火効果も高い結果となっている。一方、実際の個室ビデオ店では、換気用の開口部等が設けられることが多く、扉を開けた場合と同様の傾向となることが想定される。

### 実験パターン①



放水量 80L/min

### 実験経過（目安）

時間（秒）		時間（秒）	
0	着火		
63	煙感知器発報		
95	熱感知器（差動式）発報	90	ソファへと延焼
126	熱感知器（定温式）発報		
134	SPヘッド開放		散水している表面は消炎し、火勢を抑制 一方、水の当たらない裏面で小火が残る状態
		700 ~800	ほぼ鎮火（表面のビニールレザーは残っているが、中のクッション材はほぼ燃え尽きる）



着火直後



SP開放直前



SPヘッド開放直後

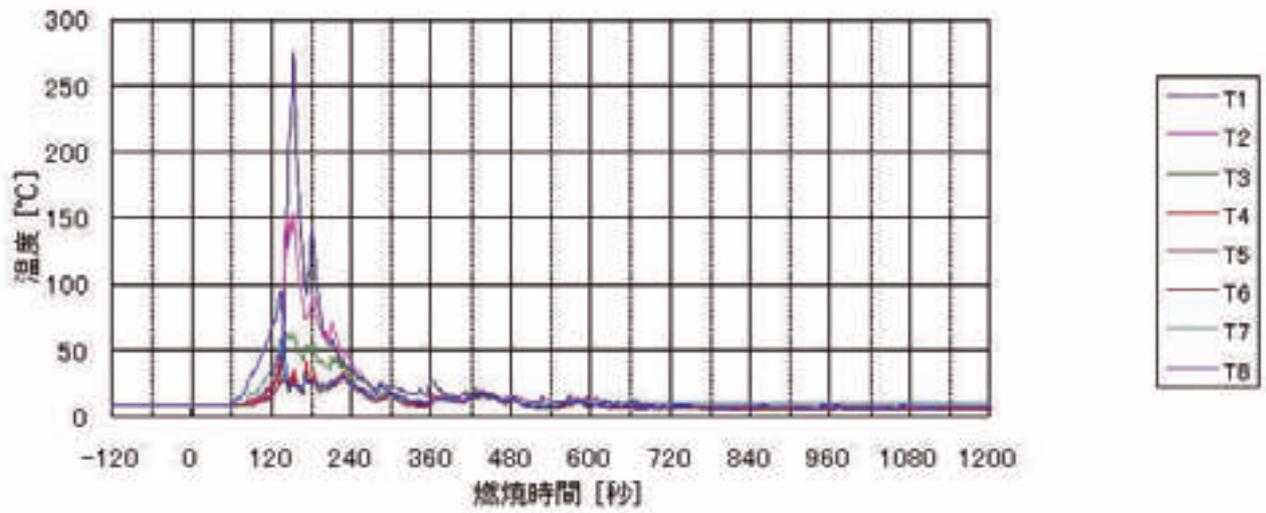


着火後360秒

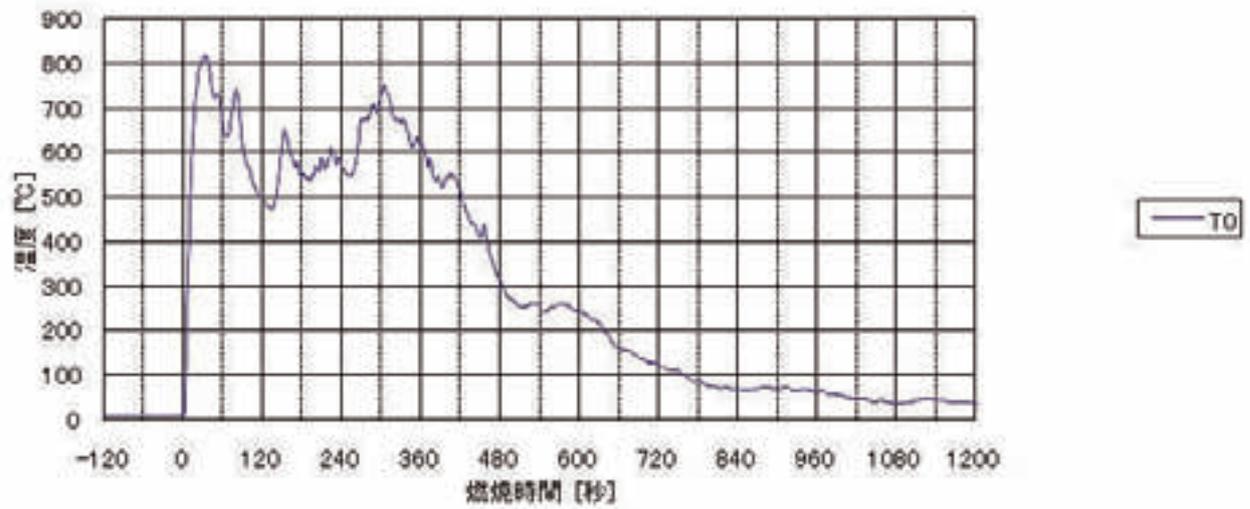


実験終了後

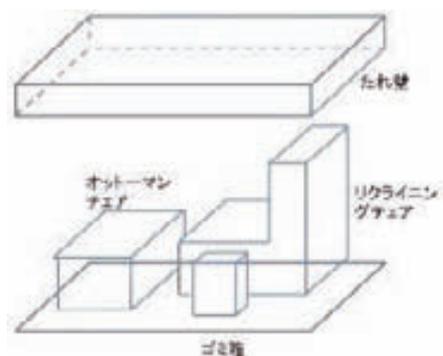
鉛直軸上温度



火源(キャリアバック)



## 実験パターン②



放水量 80 L/min

### 実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		50	ソファへと延焼
66	熱感知器 (差動式) 発報		
85	煙感知器発報		
126	熱感知器 (定温式) 発報 SPヘッド開放		散水している表面は消炎し、火勢を抑制 一方、水の当たらない裏面で小火が残る状態
		900	ほぼ鎮火 (表面のビニールレザーは残っているが、中のクッション材はほぼ燃え尽きる)



着火直後



SP開放直前



SPヘッド開放直後

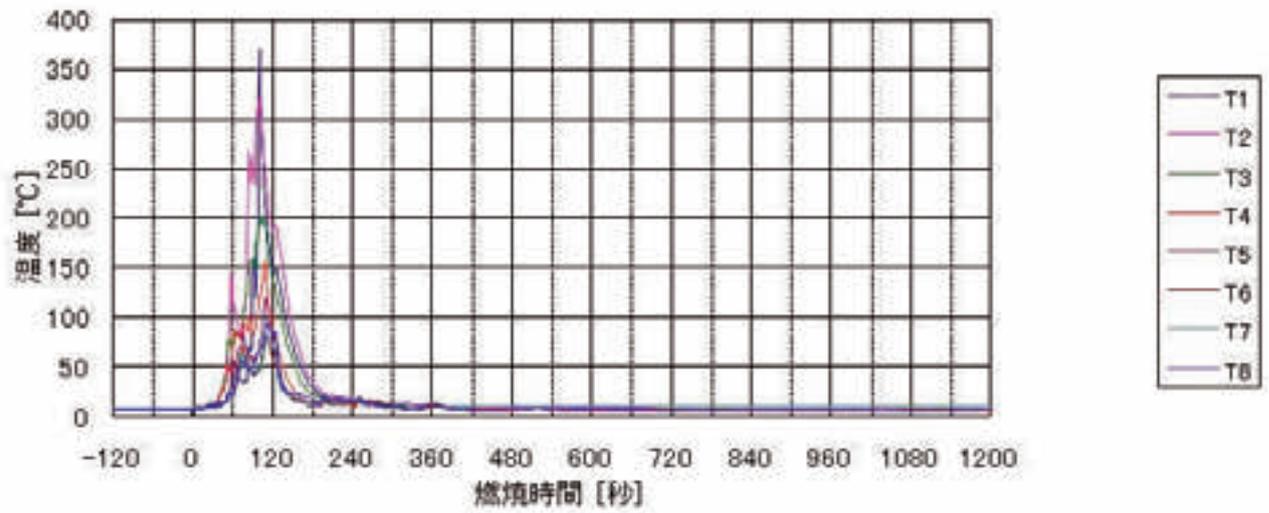


着火後240秒

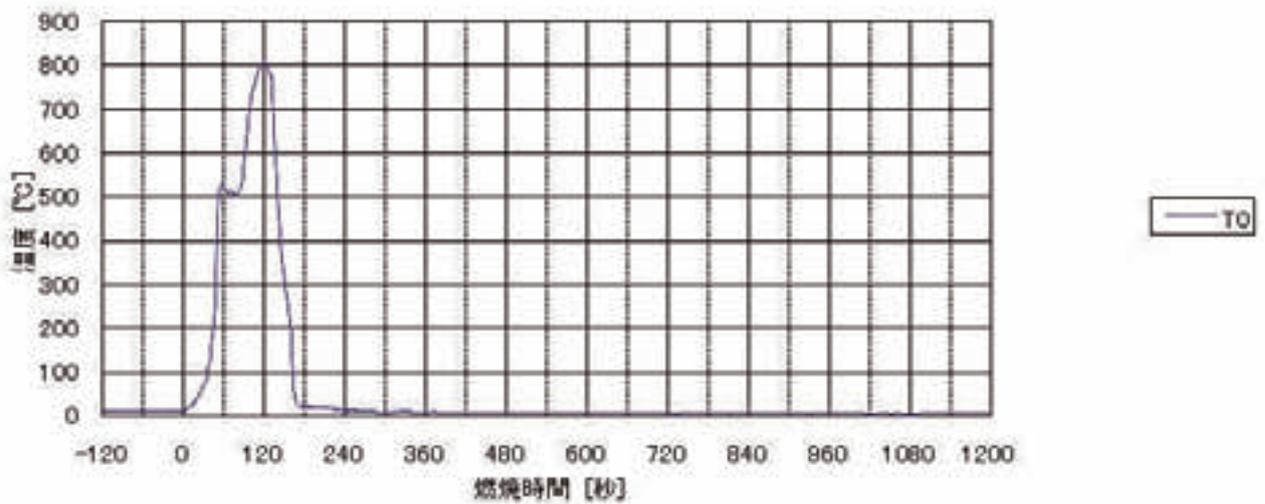


実験終了後

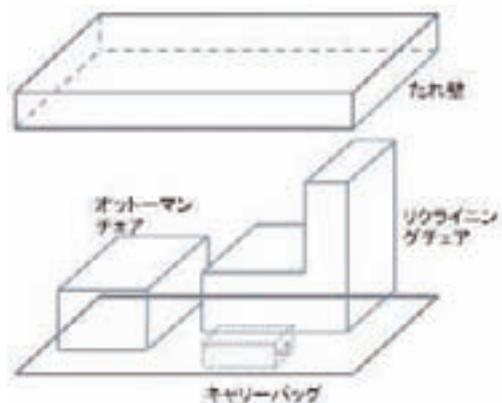
鉛直軸上温度



火源(ゴミ箱200)



### 実験パターン③



放水量 50L/min

#### 実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		90	ソファへと延焼
104	熱感知器 (差動式) 発報		
107	煙感知器発報		
154	熱感知器 (定温式) 発報		
156	SPヘッド開放		散水している表面は消炎し、火勢を抑制。裏面においても、背もたれへの燃焼拡大を防止
		900	ほぼ鎮火 (着火した座面周辺の裏面ビニールレザーとクッション材のみ燃えた状態)



着火直後



SP開放直前



SPヘッド開放直後



着火後400秒

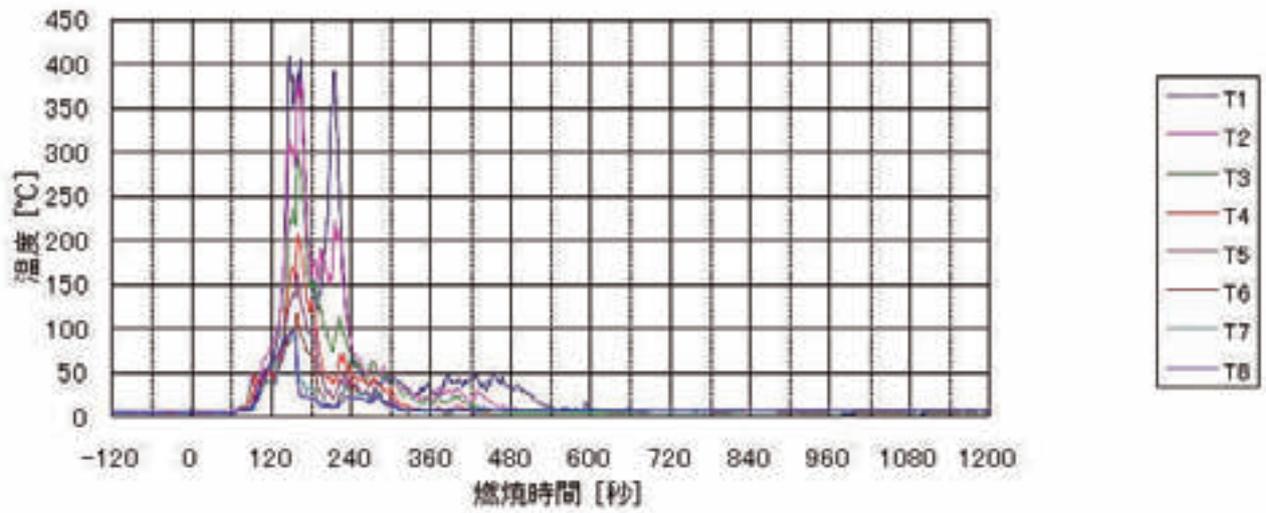


着火後700秒

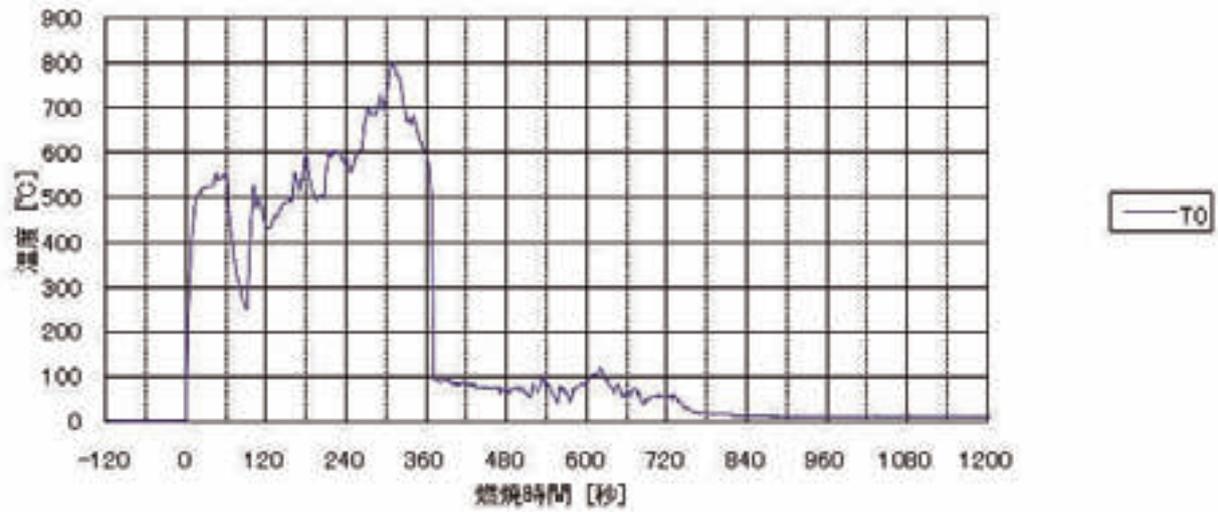


実験終了後

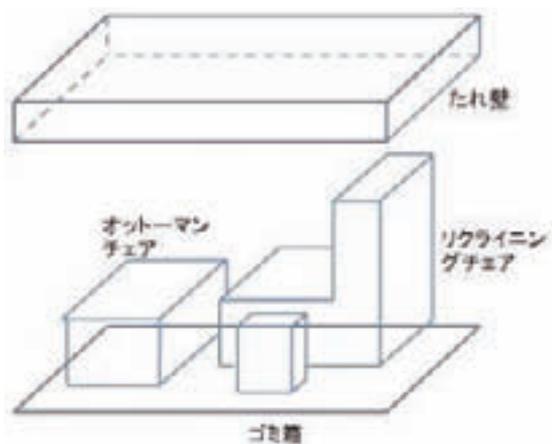
鉛直軸上温度



火源(キャリアバック)



#### 実験パターン④



放水量 50L/min

#### 実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		60	ソファへと延焼
72	熱感知器 (差動式) 発報		
80	煙感知器発報		
139	SPヘッド開放		
		750	散水している表面は消炎し、火勢を抑制。裏面においても、背もたれへの燃焼拡大を防止 ほぼ鎮火 (着火した座面周辺の裏面ビニールレザーとクッション材のみ燃えた状態)

※ 熱感知器 (定温式) 感知せず。



着火直後



SP開放直前



SPヘッド開放直後



着火後360秒

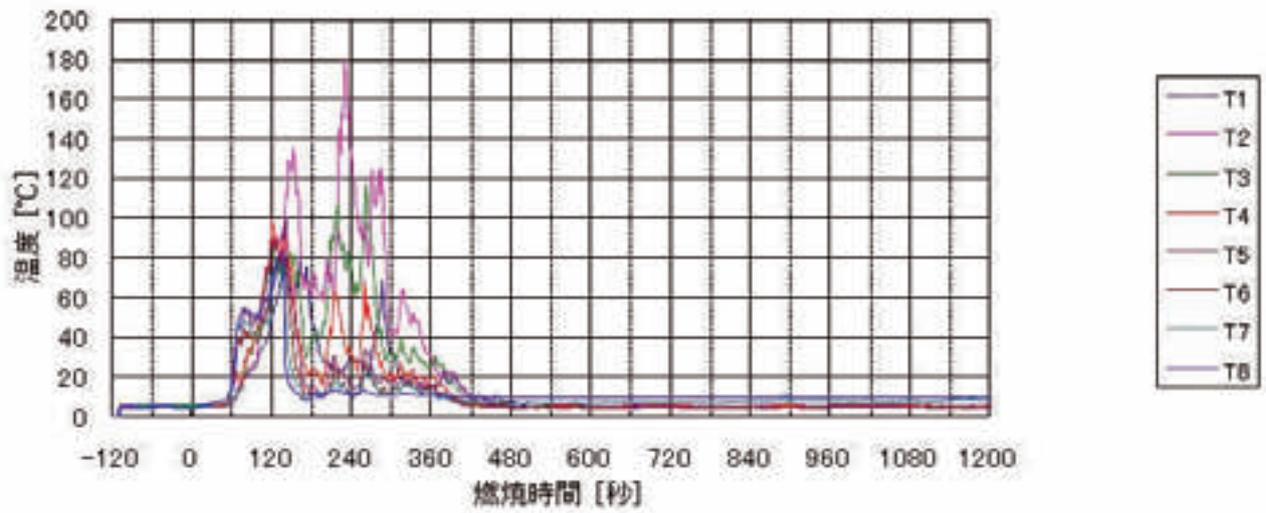


着火後510秒

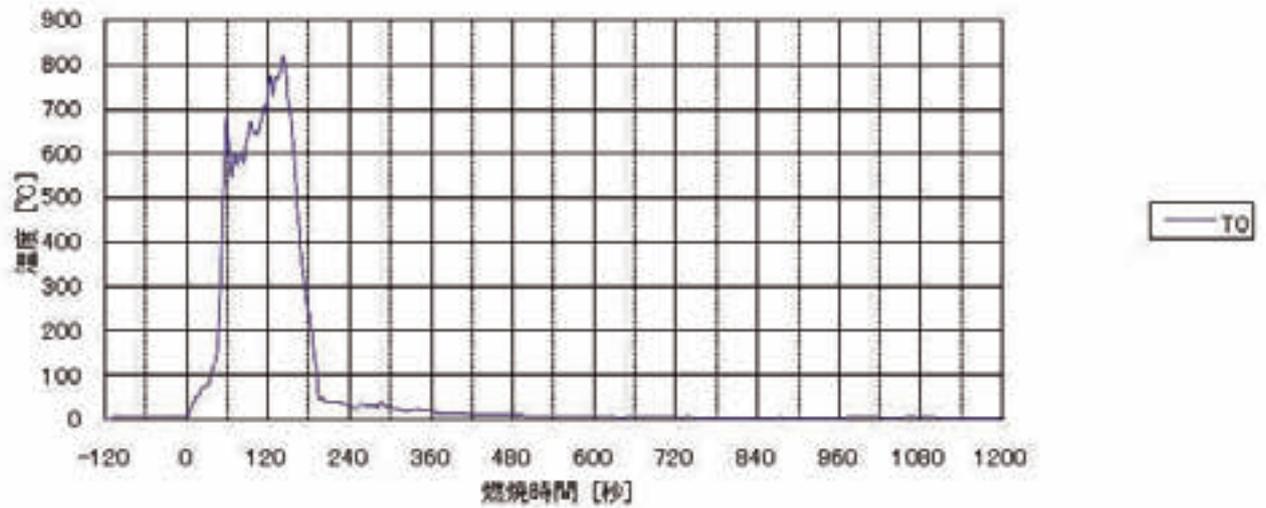


実験終了後

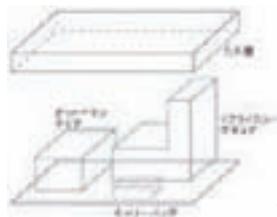
鉛直軸上温度



火源(ゴミ箱)



実験パターン⑤（※防災ソファを用いた実験）



放水量 50 L/min

実験経過（目安）

時間（秒）		時間（秒）	
0	着火		
		150	ソファへと延焼
152	煙感知器発報		
158	熱感知器（差動式）発報		
239	SPヘッド開放		※パターン③と比較して、1分程度着火を遅れ競る効果あり ※今回の一連の実験ではソファの延焼後に感知器とSPヘッドが作動 ※火勢を抑制し裏面においても背もたれへの燃焼拡大を阻止
		1398	ほぼ鎮火（着火した座面周辺のみが燃えた状態）

※ 熱感知器（定温式）感知せず。



着火直後



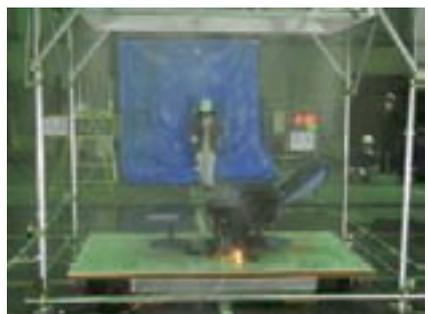
SP開放直前



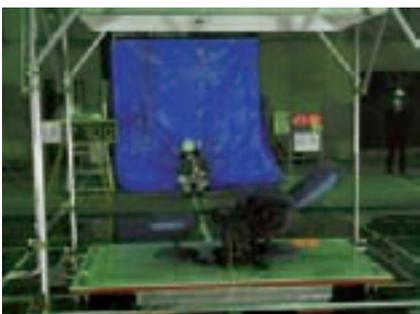
SPヘッド開放直後



着火後300秒



着火後720秒

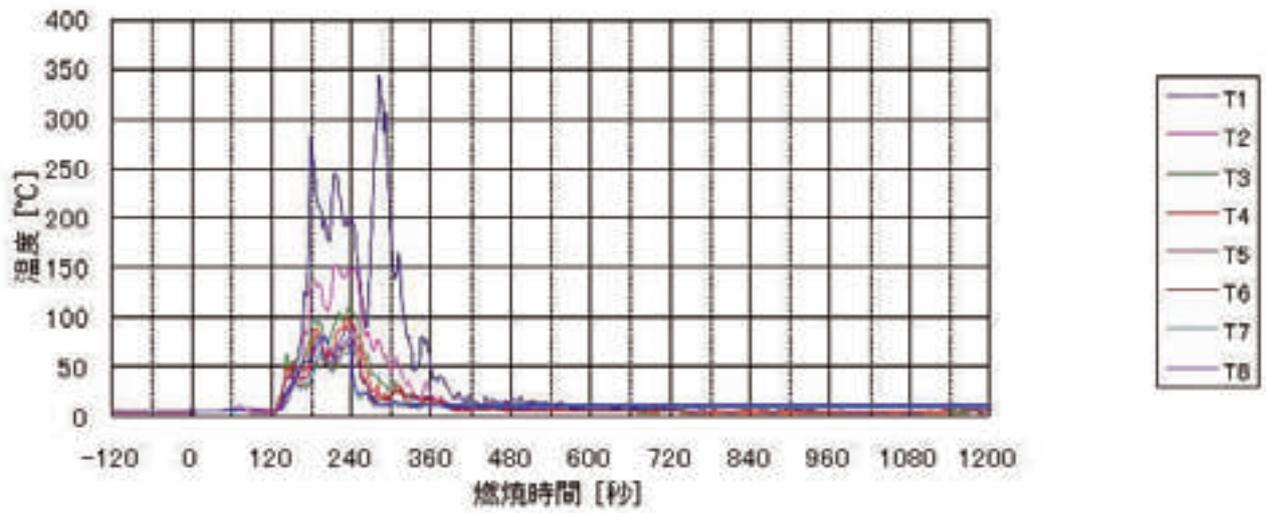


実験終了後

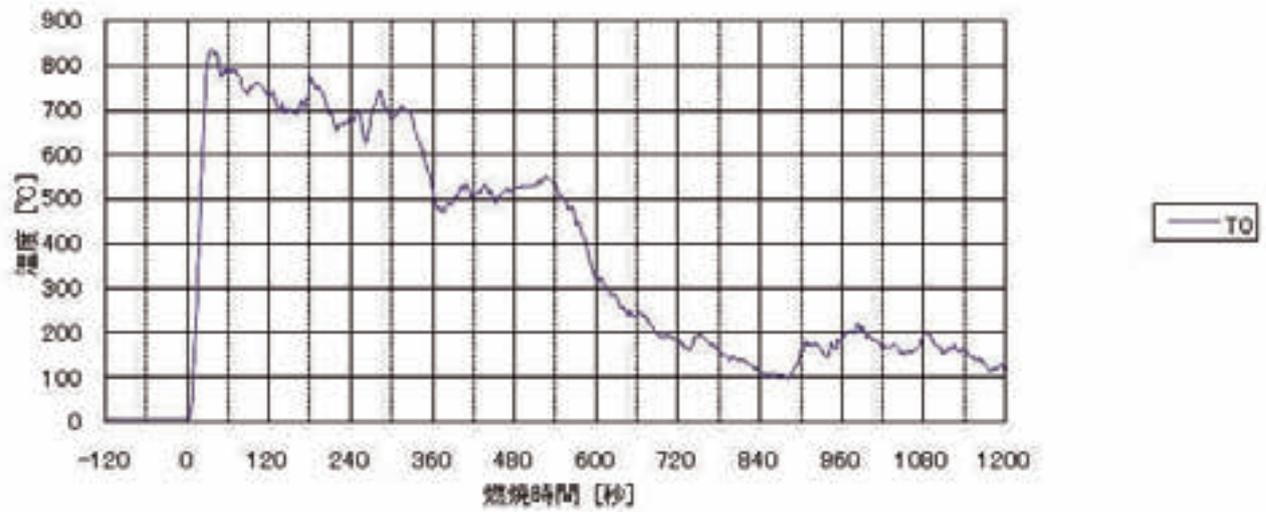


実験終了後のソファ

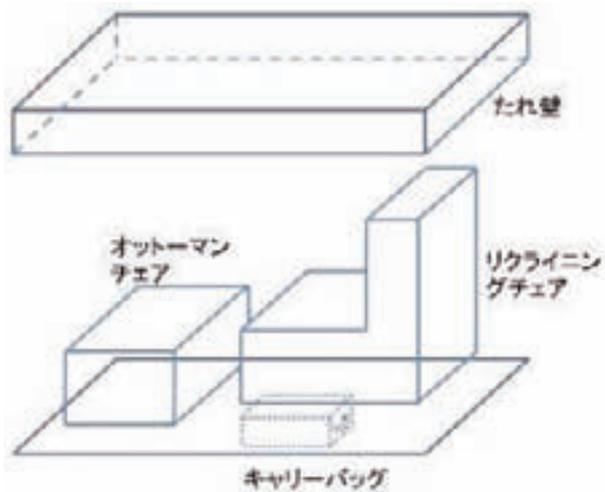
鉛直軸上温度



火源(キャリアバック)



## 実験パターン⑥



放水量 30L/min

### 実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		40	ソファへと延焼
81	煙感知器発報		
104	熱感知器 (差動式) 発報		
183	熱感知器 (定温式) 発報		
136	SPヘッド開放		火勢を抑制しているが、表面からは燃焼を継続
		750	ほぼ鎮火 (燃え尽きる)



着火直後



SP開放直前



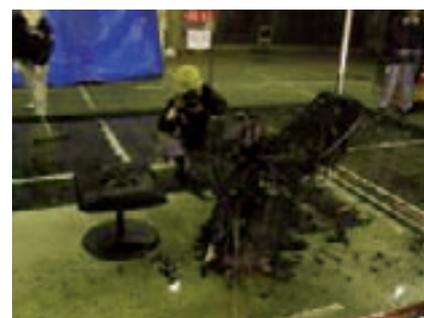
SPヘッド開放直後



着火後300秒

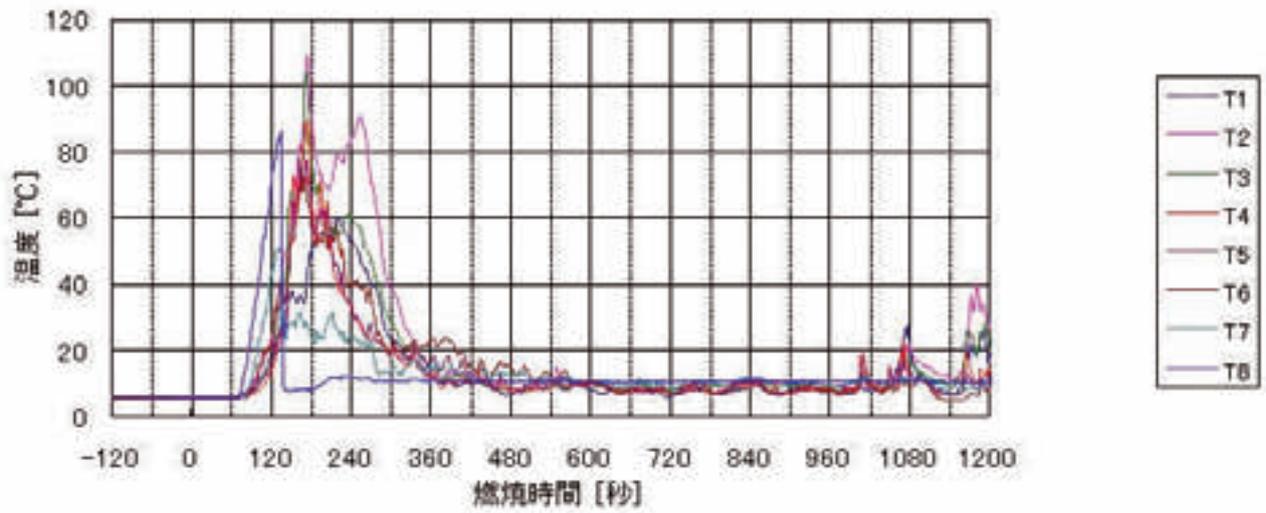


着火後700秒

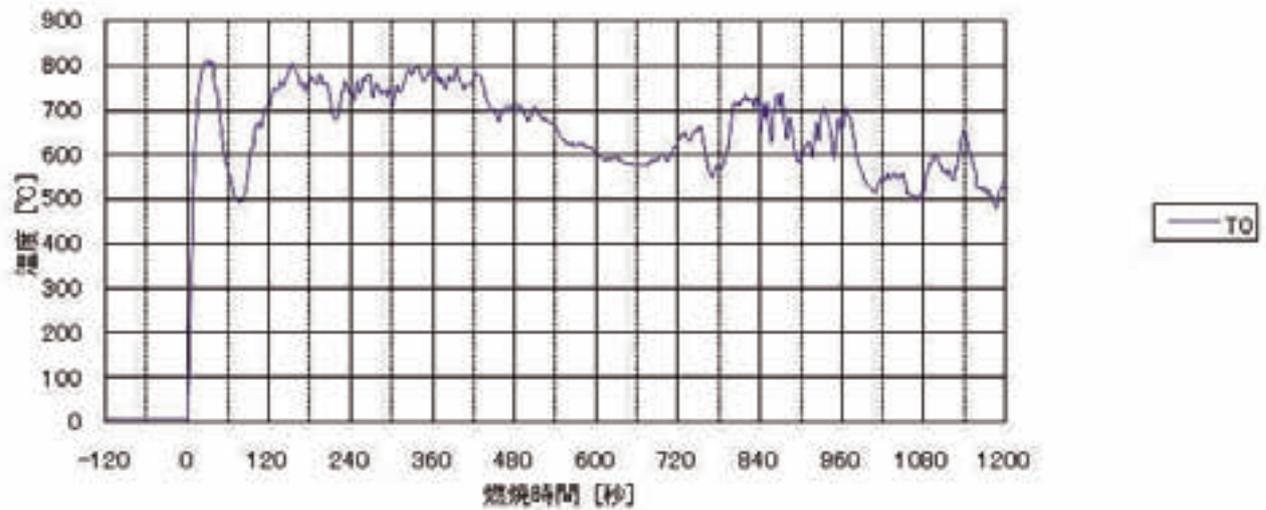


実験終了後

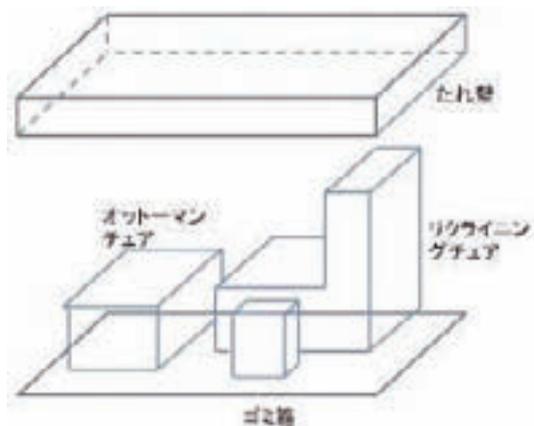
鉛直軸上温度



火源(キャリアバック)



### 実験パターン⑦



放水量 30L/min

#### 実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		40	ソファへと延焼
59	熱感知器 (差動式) 発報		
64	煙感知器発報		
136	SPヘッド開放		火勢を抑制しているが、表面からは燃焼を継続
316	熱感知器 (定温式) 発報		
		750	ほぼ鎮火 (燃え尽きる)



着火直後



放水直前



放水直後



着火後400秒

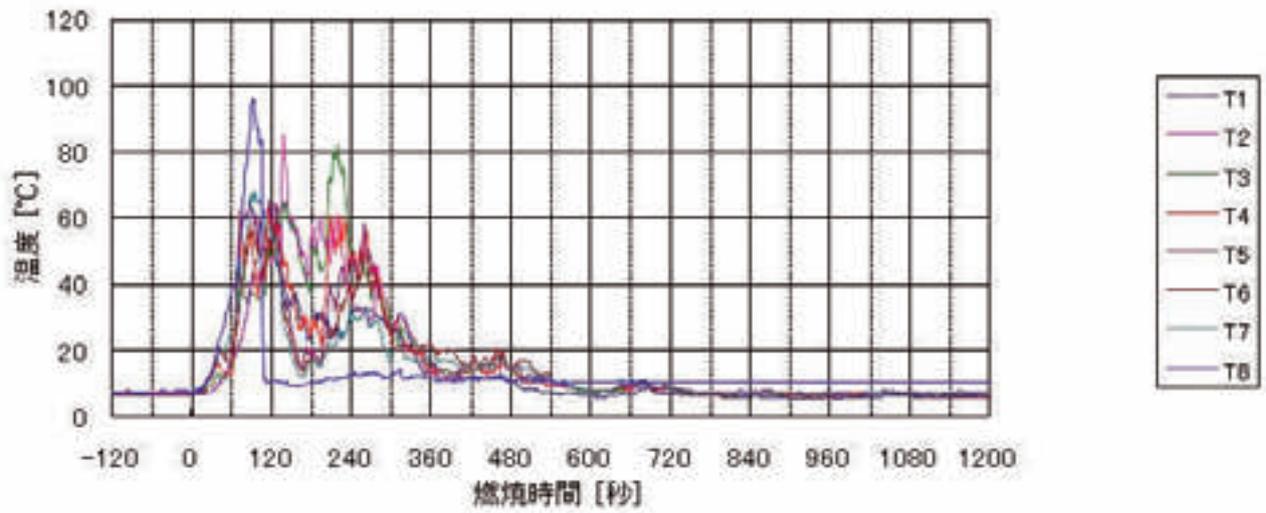


着火後800秒

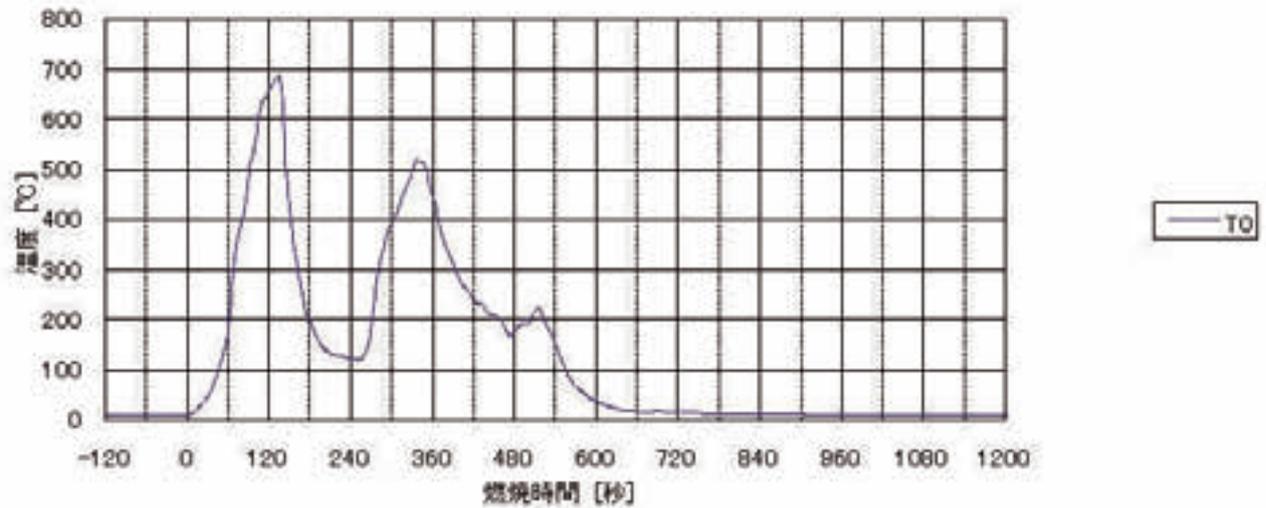


実験終了後

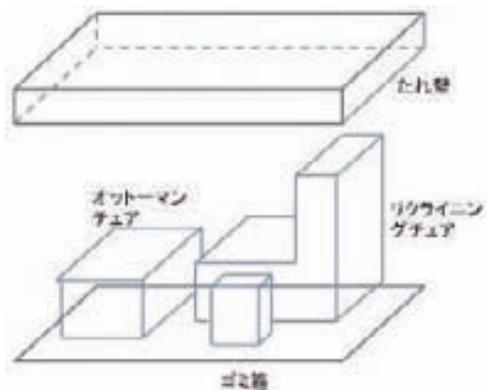
鉛直軸上温度



火源(ゴミ箱)



実験パターン⑧



放水量 マルチレオ (FHM-20WN) 第3種浸潤剤等水入 5.5L

実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		60	ソファへと延焼
72	熱感知器 (差動式) 発報		
76	煙感知器発報		
156	熱感知器 (定温式) 発報		
165	放水開始		外観上は火勢に変化なし
		540	燃え尽きる



着火直後



放水直前



放水直後



着火後400秒



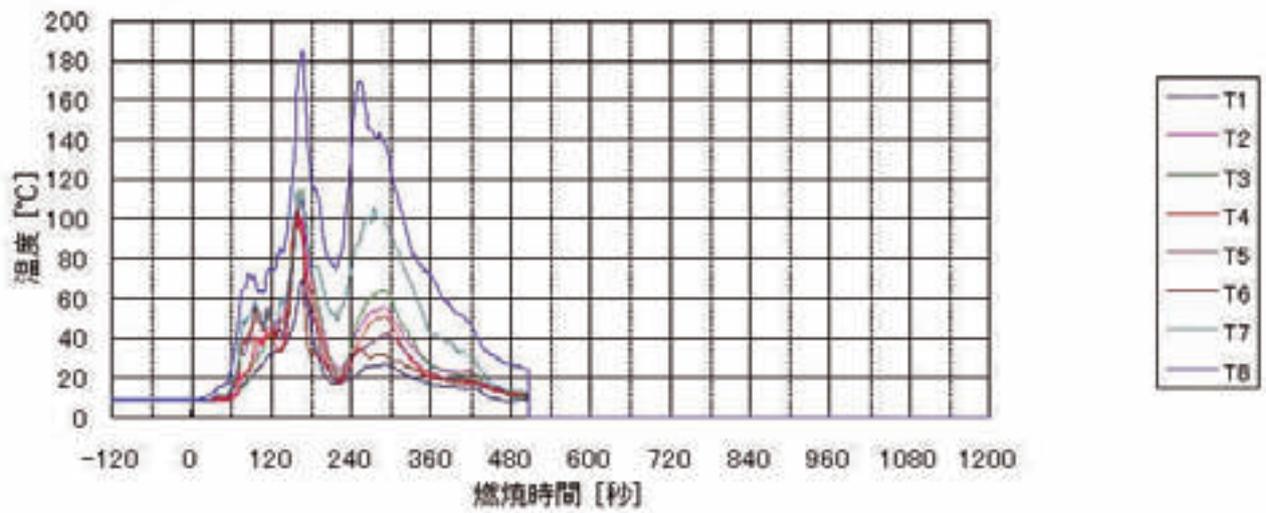
着火後800秒



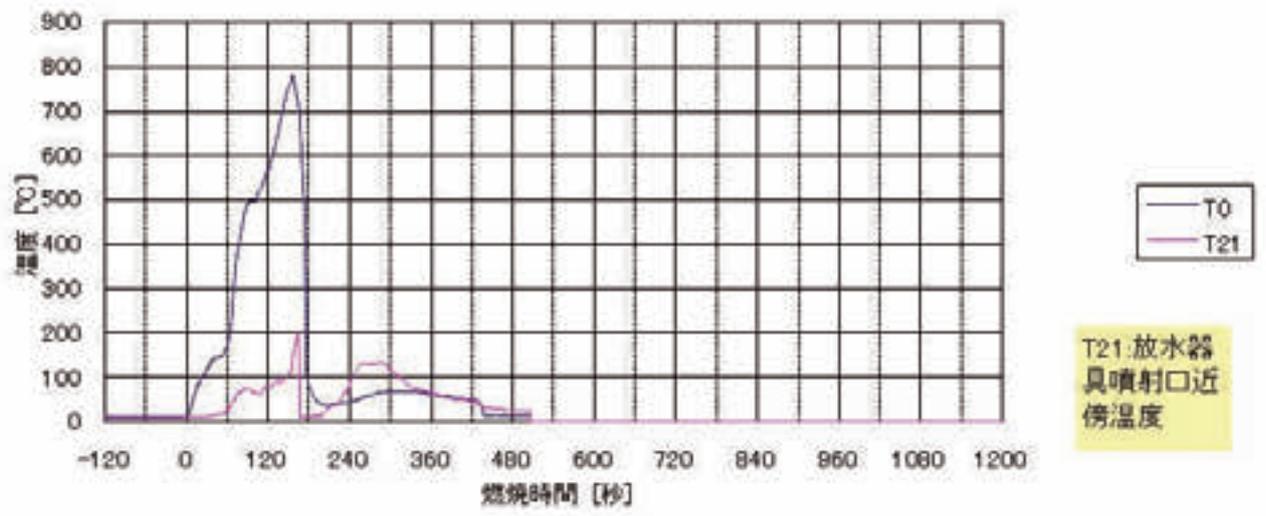
実験終了後

FHM作動 165-198S

鉛直軸上温度

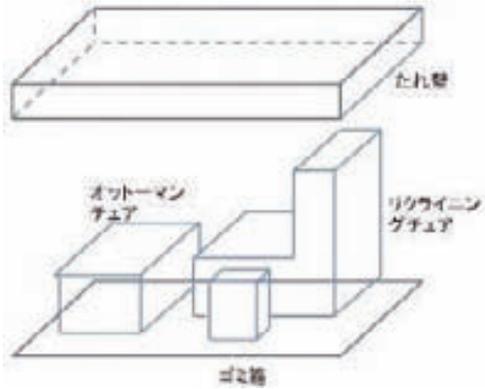


火源(ゴミ箱)



T21:放水器具噴射口近傍温度

実験パターン⑨



放水量 ルナ・ワン II (HDW-3320-A) 第3種浸潤剤等水入 3.0L

実験経過 (目安)

時間 (秒)		時間 (秒)	
0	着火		
		40	ソファへと延焼
54	煙感知器発報		
56	熱感知器 (差動式) 発報		
114	熱感知器 (定温式) 発報		
133	放水開始		外観上は火勢に変化なし
		450	強制消火



着火直後



放水直前



放水直後

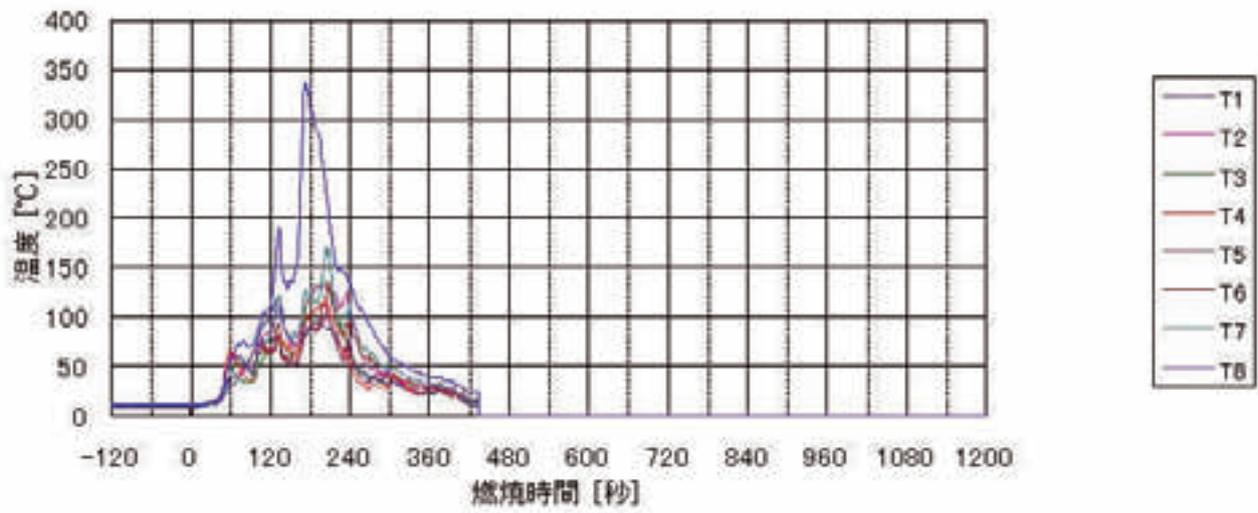


着火後200秒

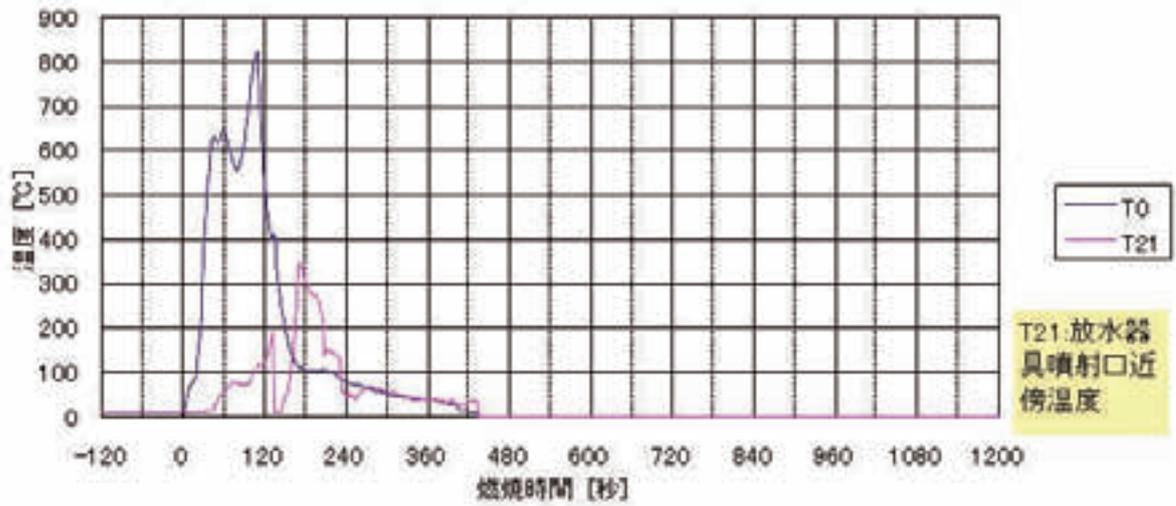


着火後400秒

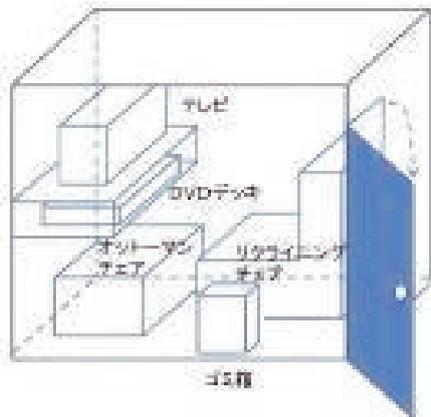
鉛直軸上温度



火源(ゴミ箱)



## 個室実験パターン⑩



放水量 50L/min

## 実験経過 (目安)

時間 (秒)	
0	着火
55	熱感知器 (差動式) 発報
58	煙感知器発報
70	熱感知器 (定温式) 発報
72	SPヘッド開放
300	個室から微量の煙が漏れ始める
1300	散水終了後、ほぼ鎮火していたが部屋の戸を開けた時点ですぐに再燃。 座面の裏周辺のみ燃えた。



火災室内部



着火直後



着火後420秒



着火後900秒



実験終了後 (再燃)



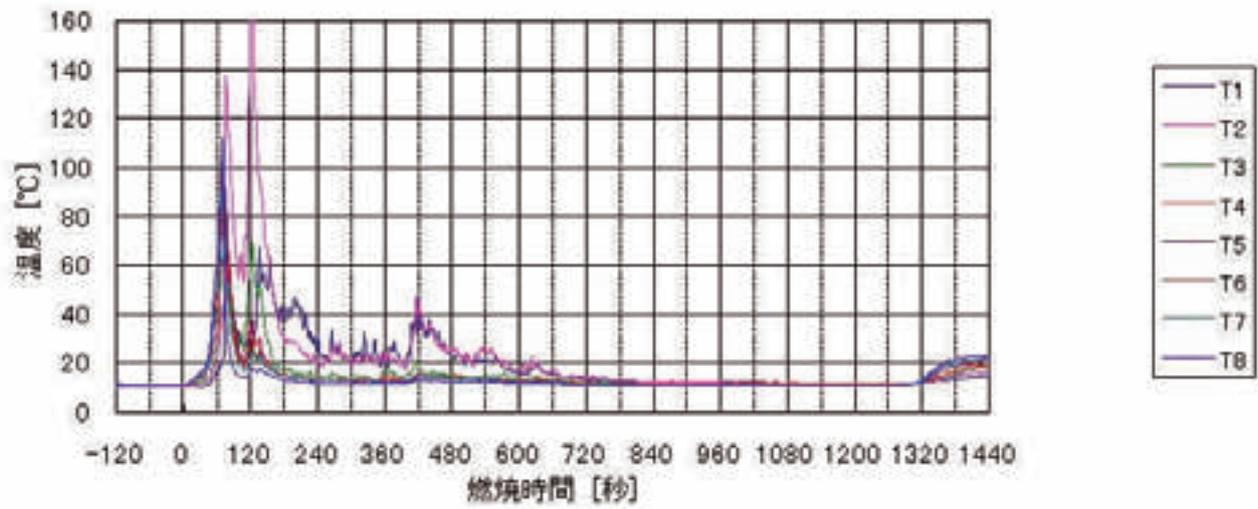
実験終了後の部屋の内部



実験終了後のソファ

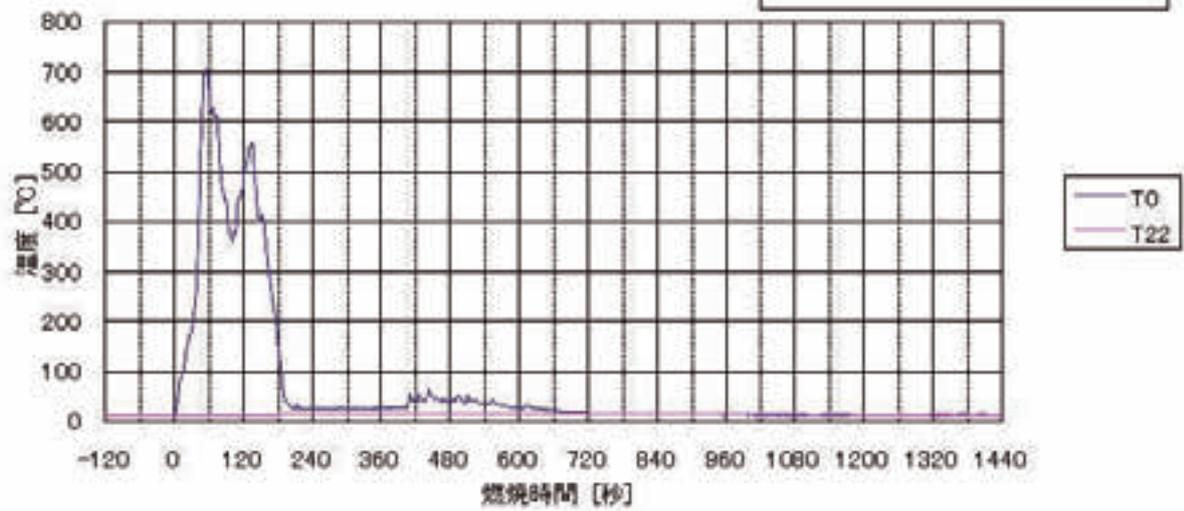


鉛直軸上温度

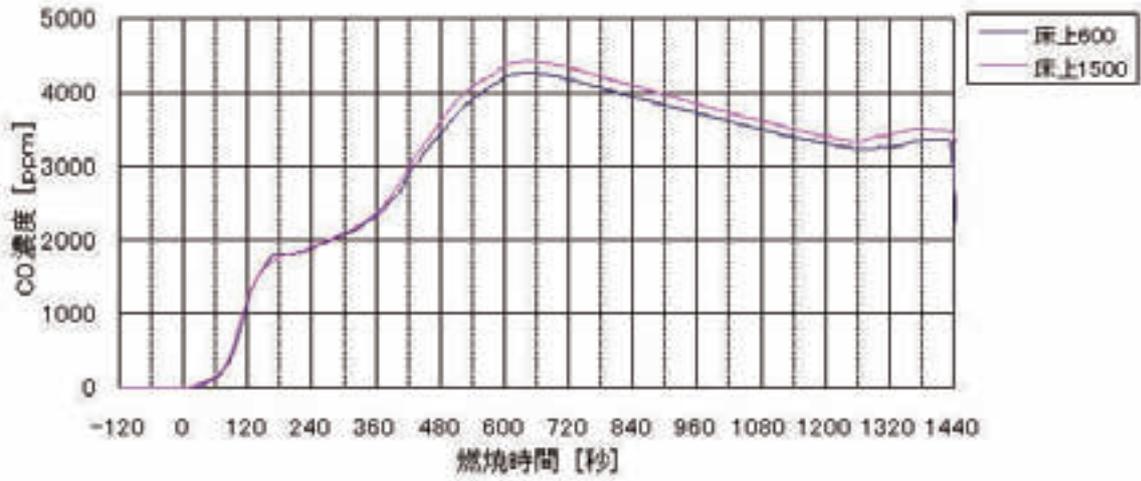


火源(ゴミ箱)

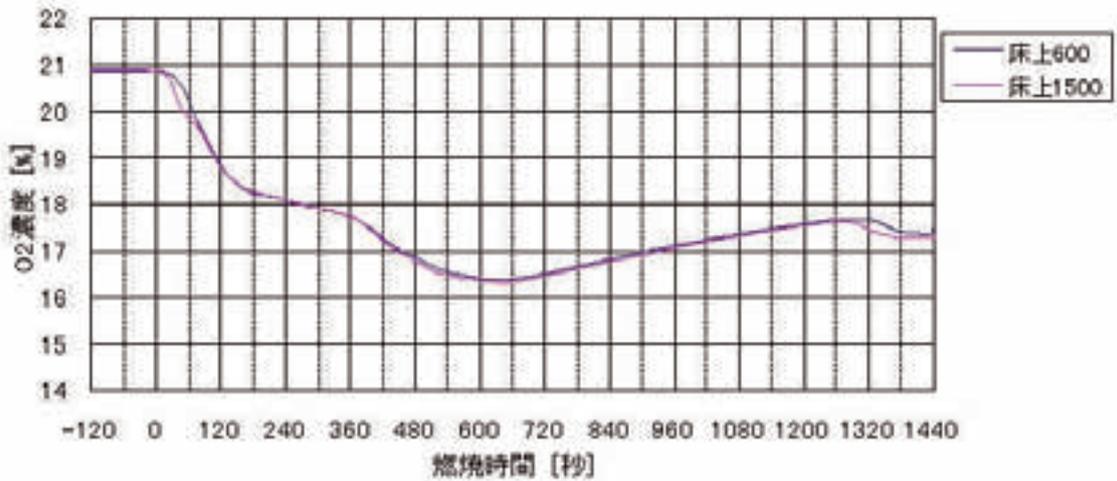
T0ゴミ箱上部(段ボール裏)



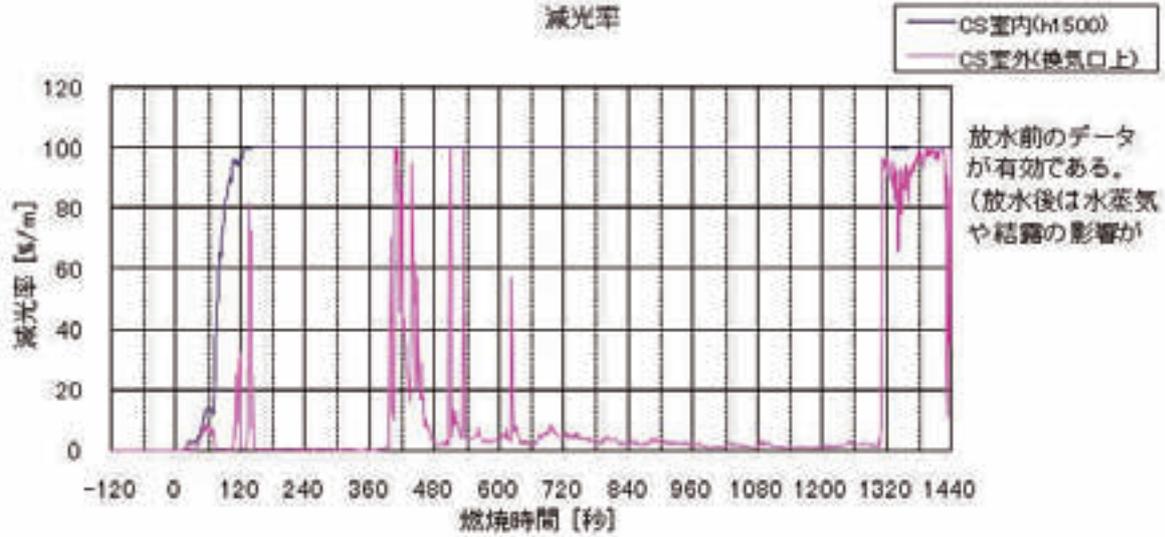
CO濃度 時間遅れ補正60sec



O2濃度 時間遅れ補正60sec

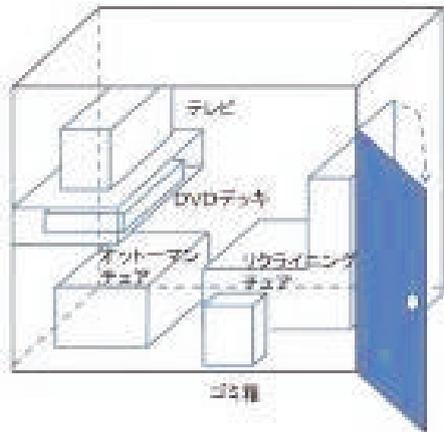


減光率



個室実験パターン⑪

実験経過（目安）



時間（秒）	
0	着火
60	煙感知器発報
61	熱感知器（差動式）発報
71	熱感知器（定温式）発報
74	S Pヘッド開放
300	個室から微量の煙が漏れ始める
1300	散水終了。再燃なし。 座面の裏のみ燃焼。

放水量 80 L/m



火災室内部



着火直後



着火後420秒



着火後900秒



実験終了後



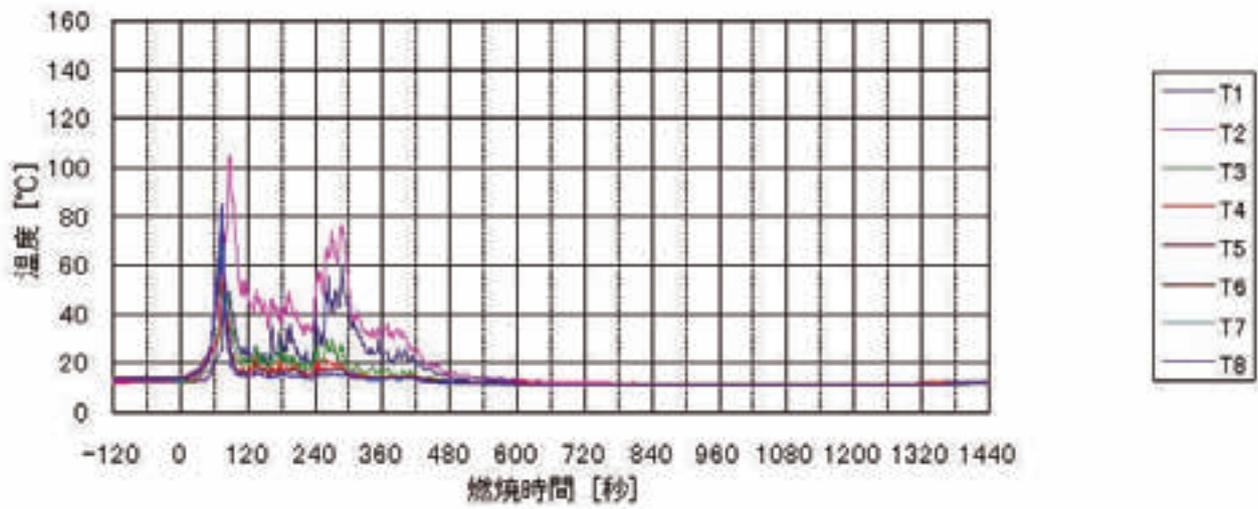
実験終了後の部屋の内部



実験終了後のソファ

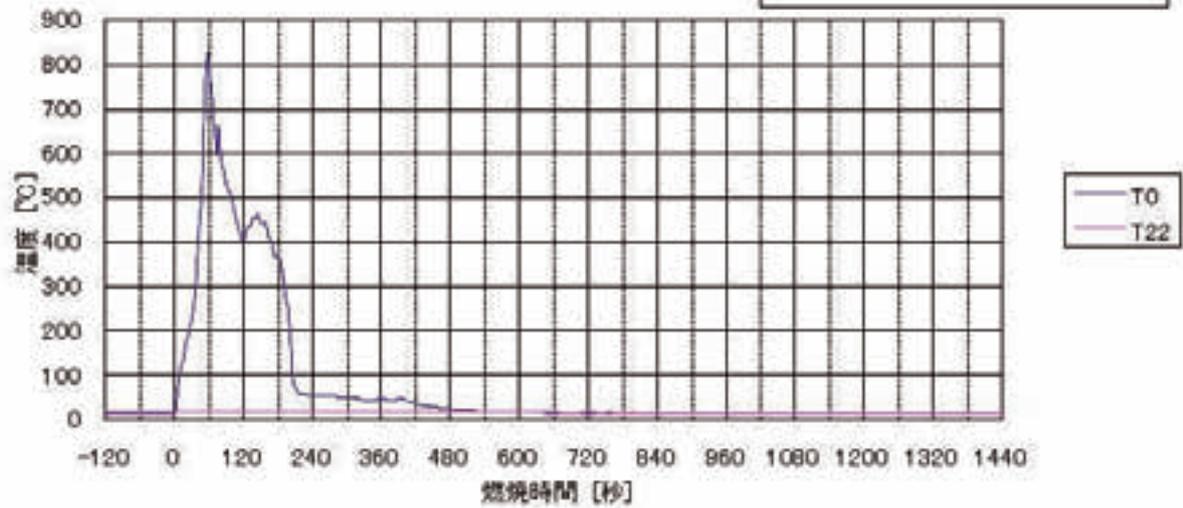


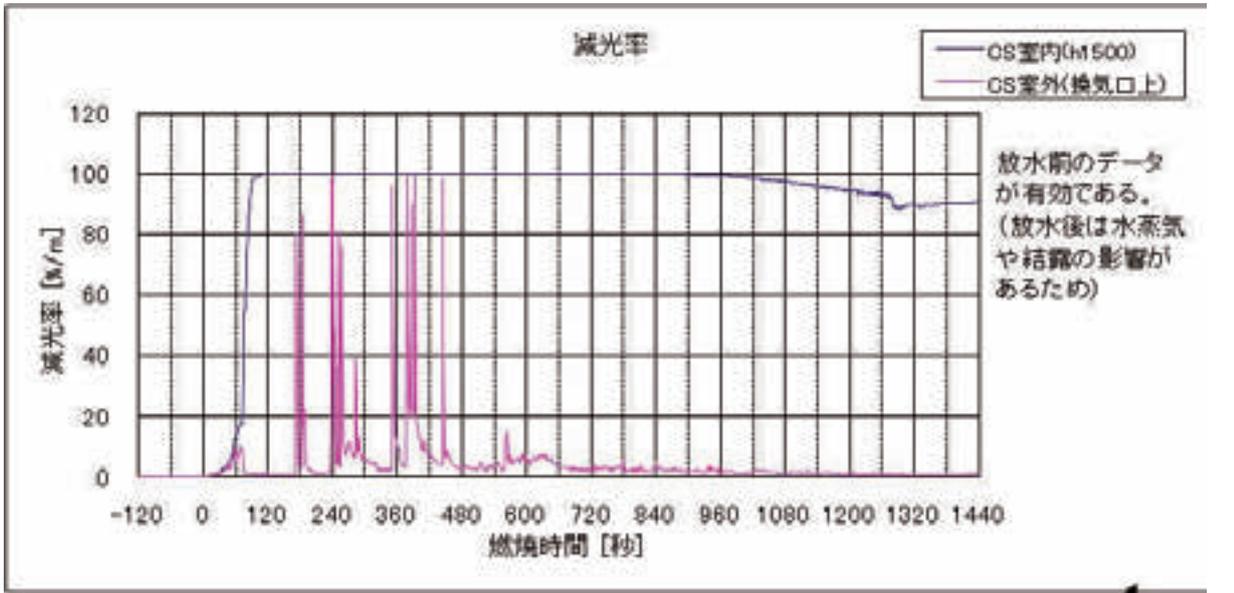
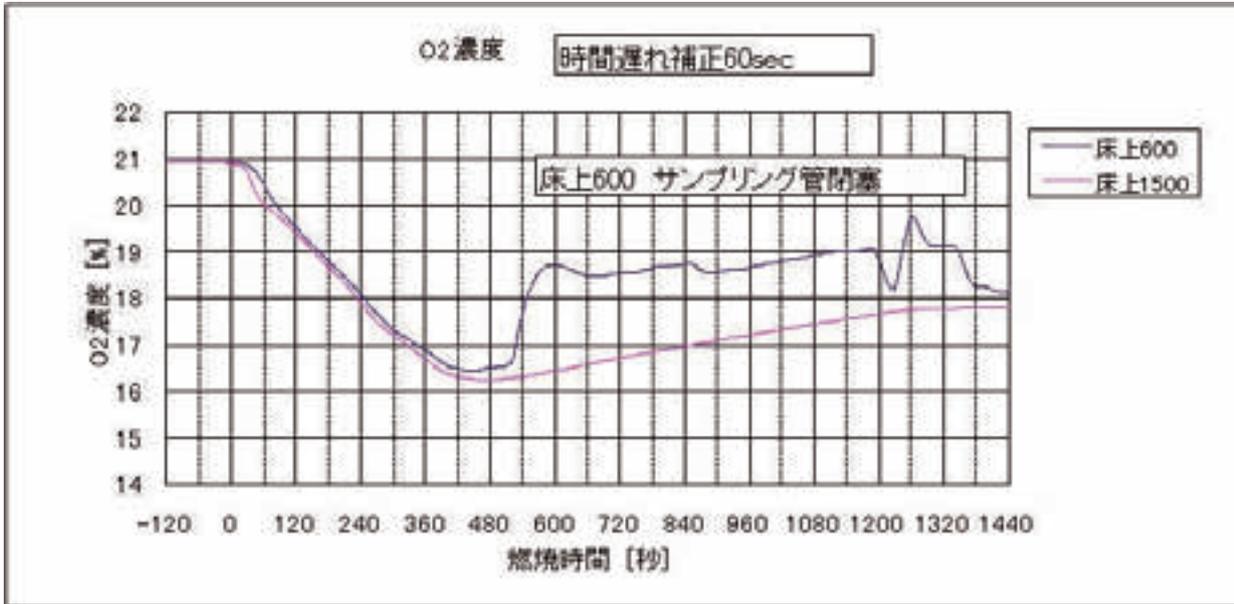
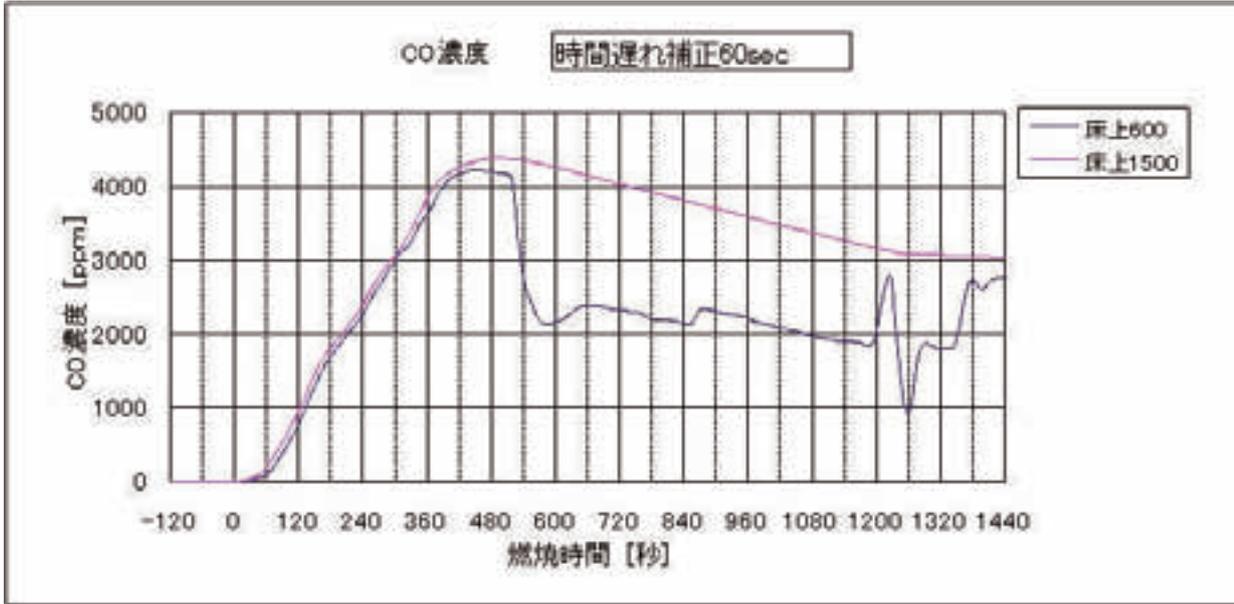
鉛直軸上温度



火源(ゴミ箱)

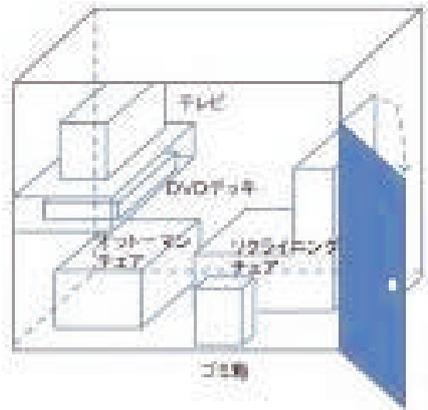
T0ゴミ箱上部(段ボール裏)





個室実験パターン⑫

実験経過（目安）



時間（秒）	
0	着火
59	煙感知器発報
64	熱感知器（差動式）発報
78	熱感知器（定温式）発報
83	SPヘッド開放
150	個室から微量の煙が漏れ始める
1300	散水終了。再燃なし。 座面の裏のみ燃烧。

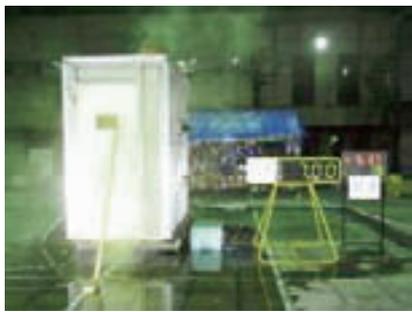
放水量 30L/m



火災室内部



着火直後



着火後420秒



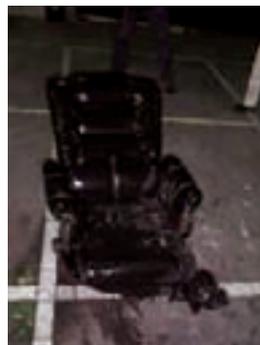
着火後900秒



実験終了後



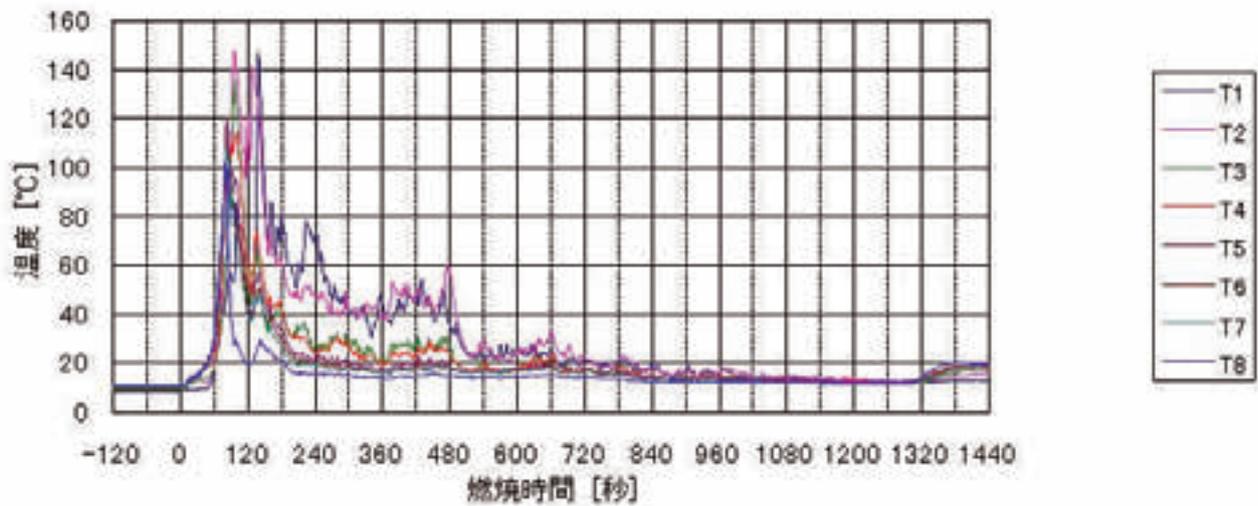
実験終了後の部屋の内部



実験終了後のソファ

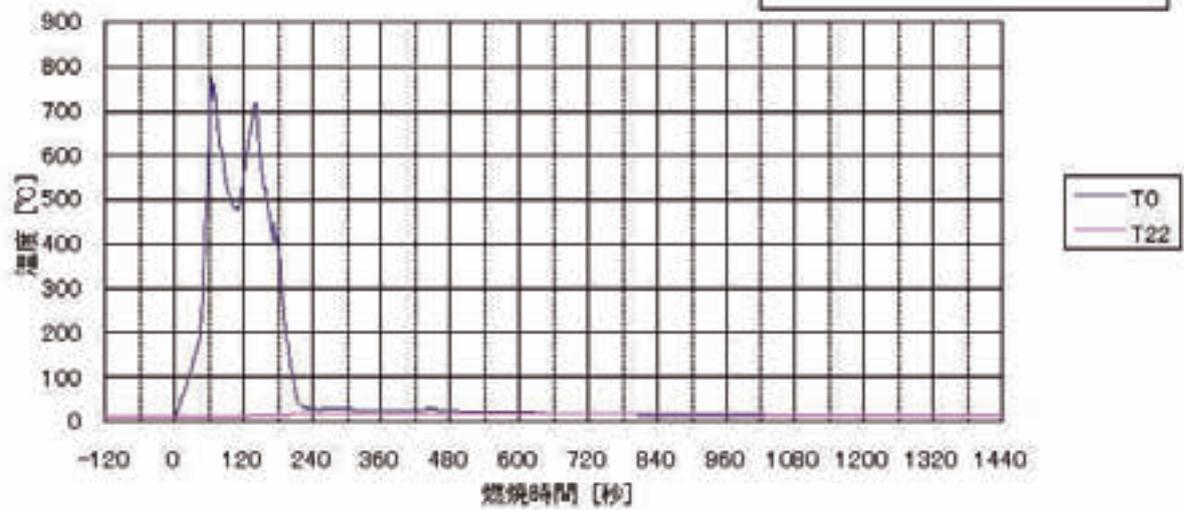


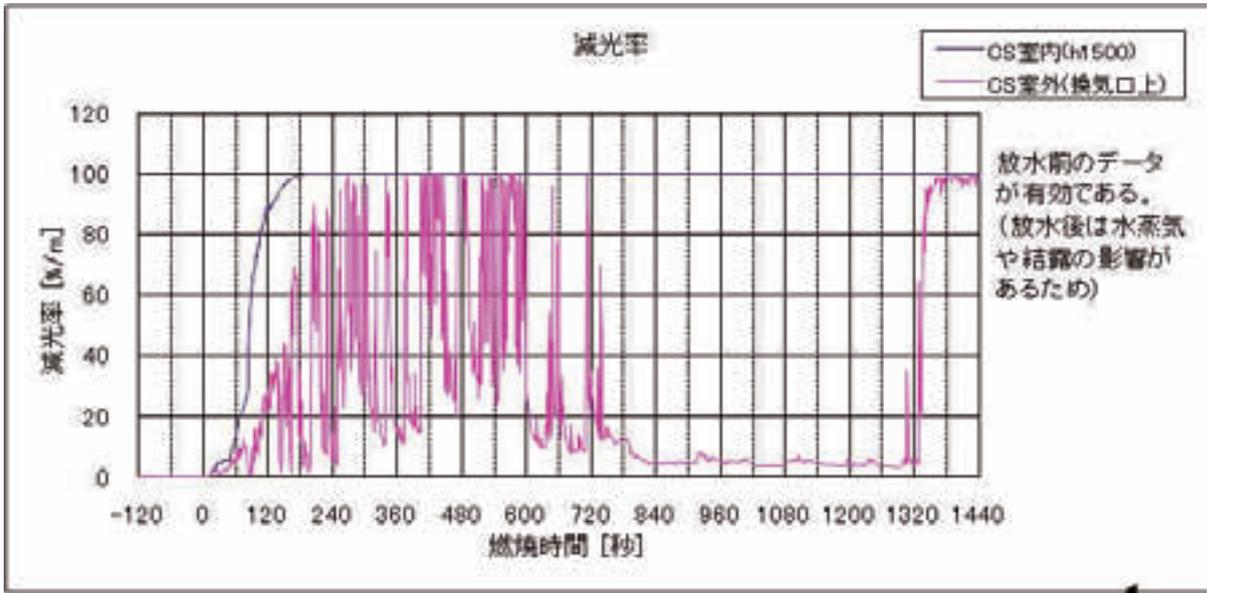
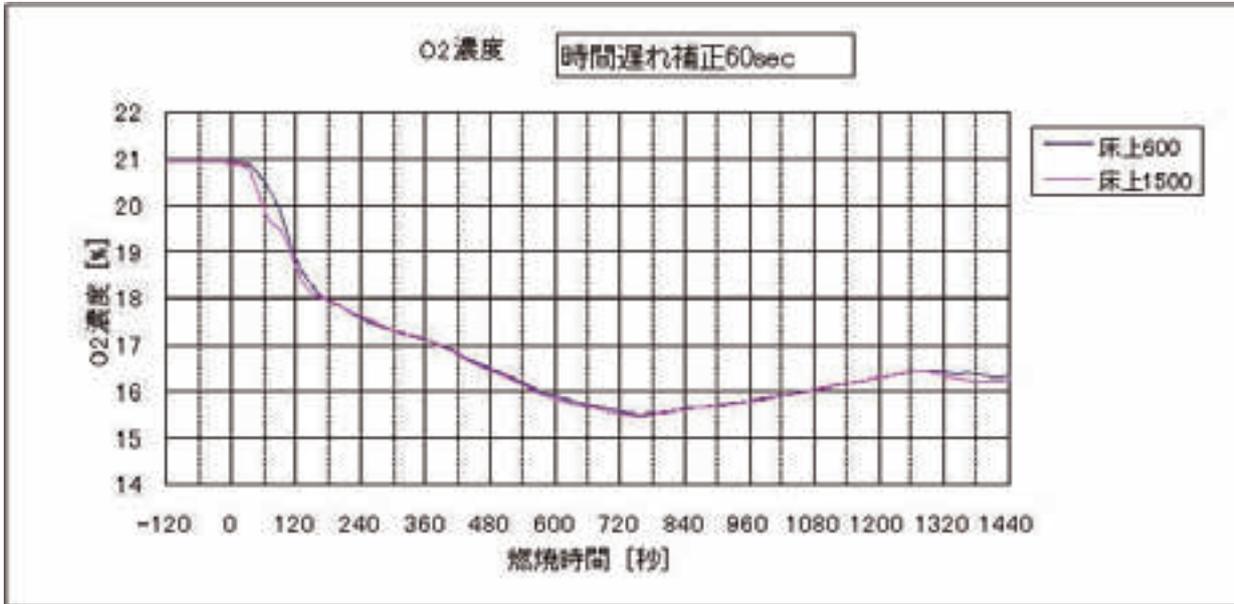
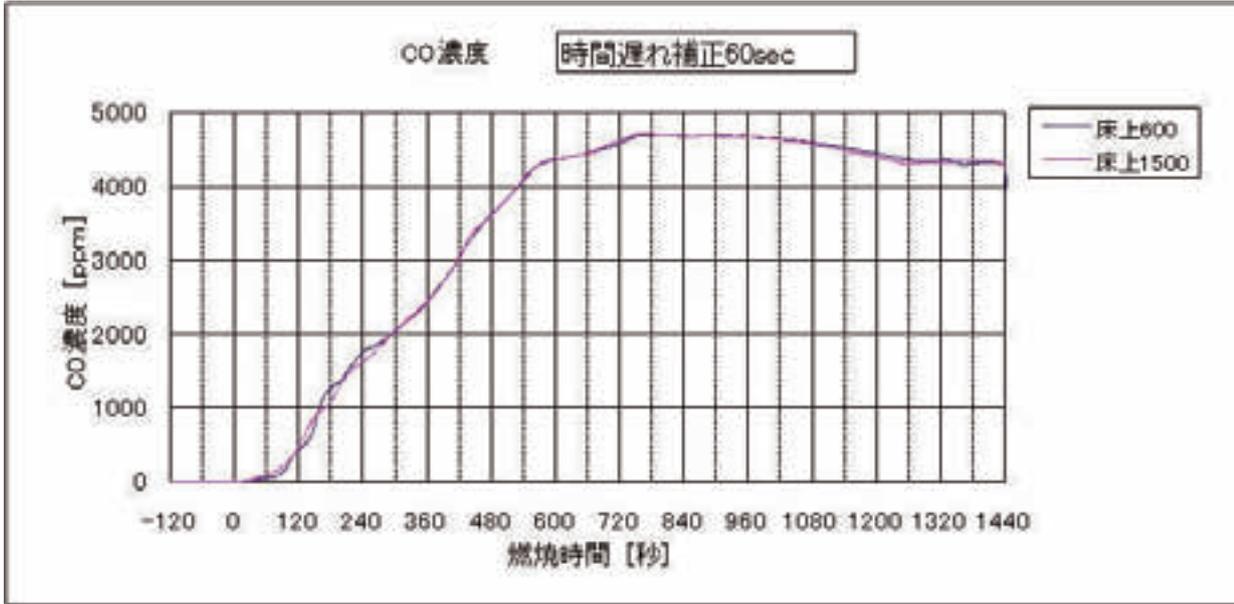
鉛直軸上温度



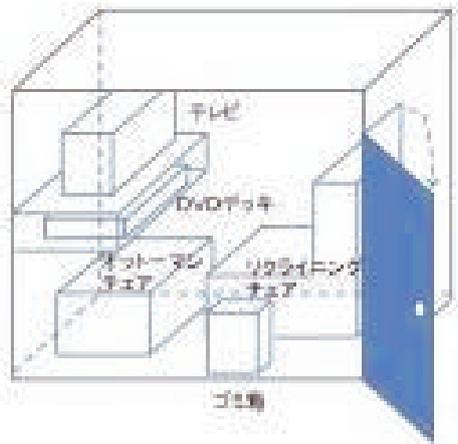
火源(ゴミ箱)

T0ゴミ箱上部(段ボール裏)





個室実験パターン⑬



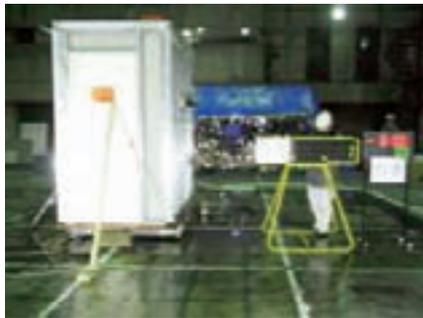
実験経過 (目安)

時間 (秒)	
0	着火
67	煙感知器発報
72	熱感知器 (差動式) 発報
85	熱感知器 (定温式) 発報
89	SPヘッド開放
105	個室から煙が漏れ始める
1300	散水終了。 座面が燃焼していた。

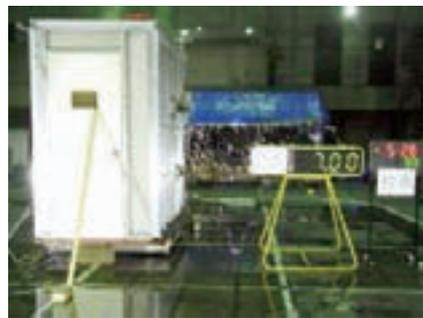
放水量 15 L/m



火災室内部



着火直後



着火後420秒



着火後900秒



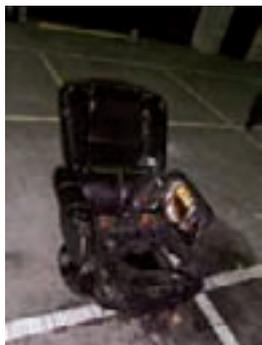
実験終了後 (燃焼中)



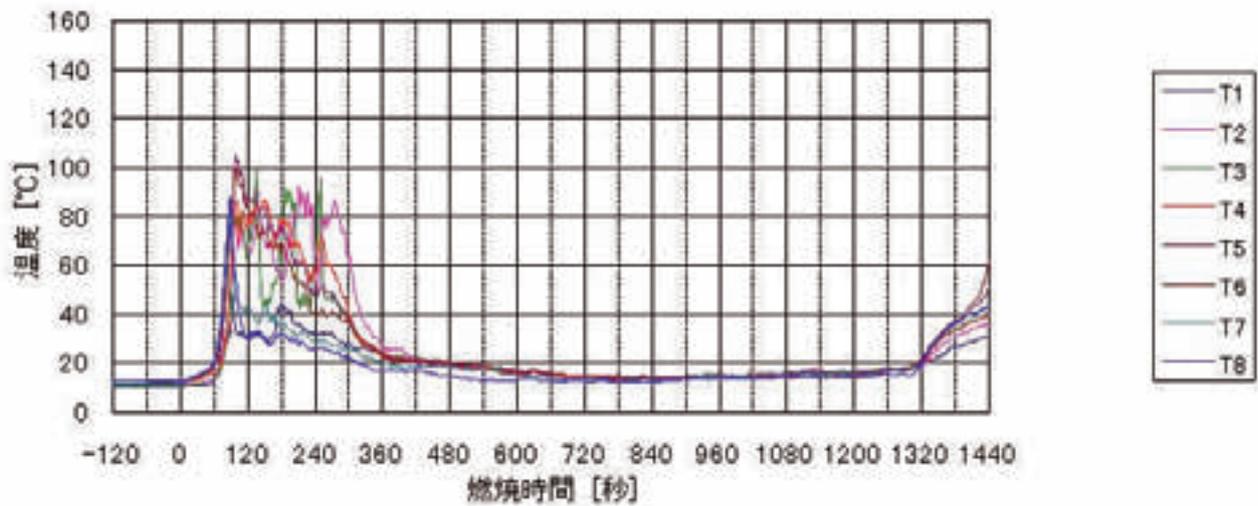
実験終了後の部屋の内部



実験終了後のソファ

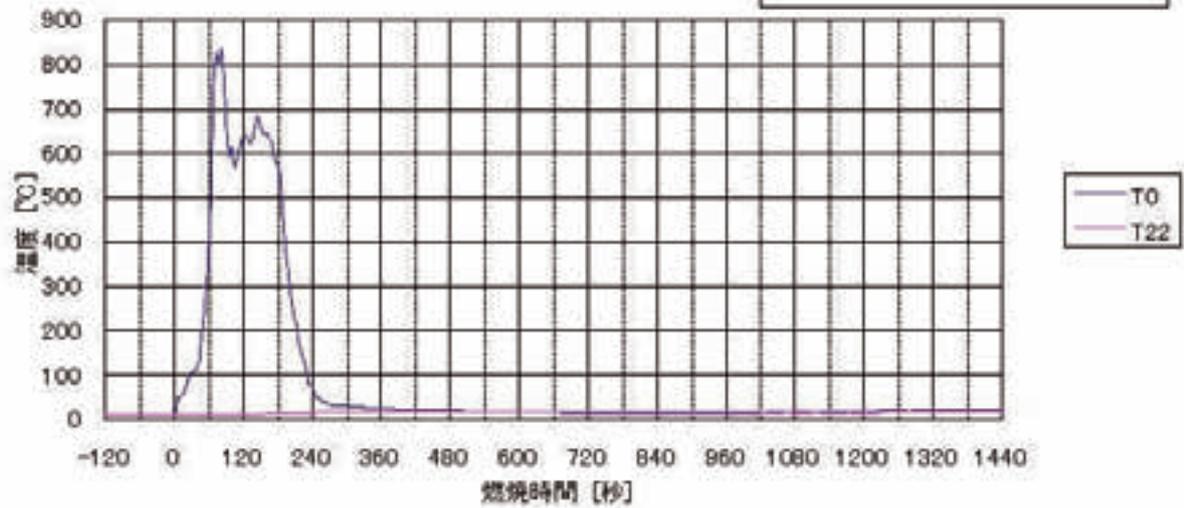


鉛直軸上温度

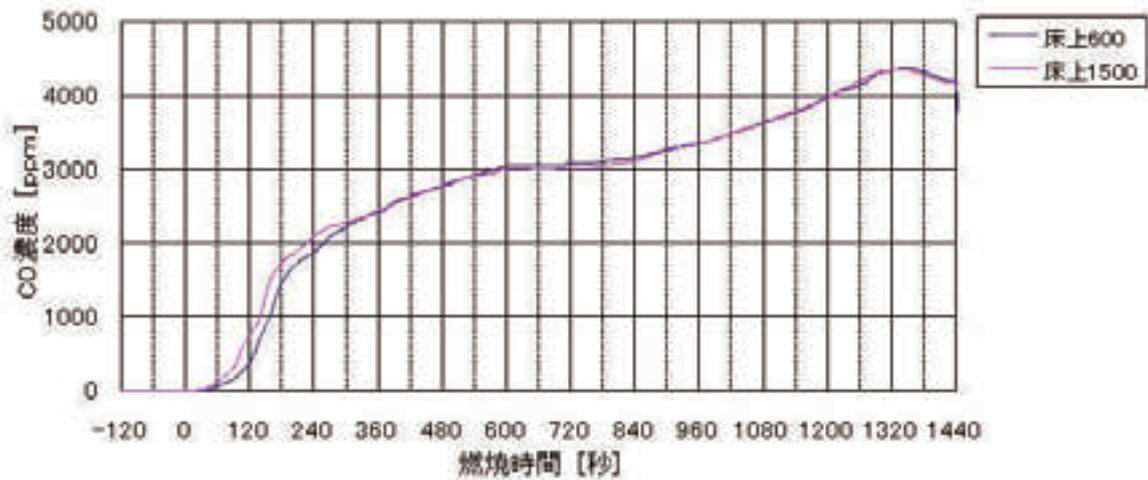


火源(ゴミ箱)

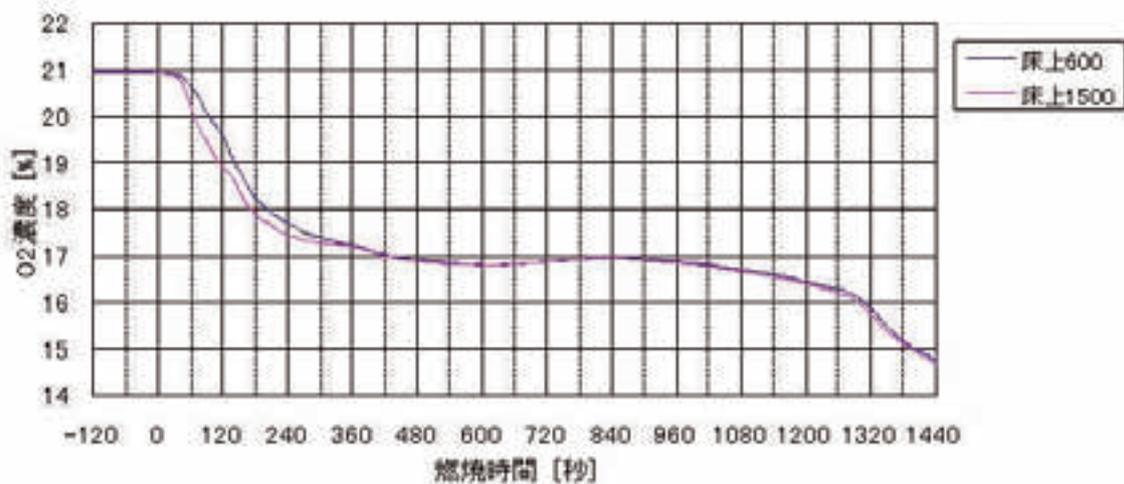
T0ゴミ箱上部(段ボール裏)



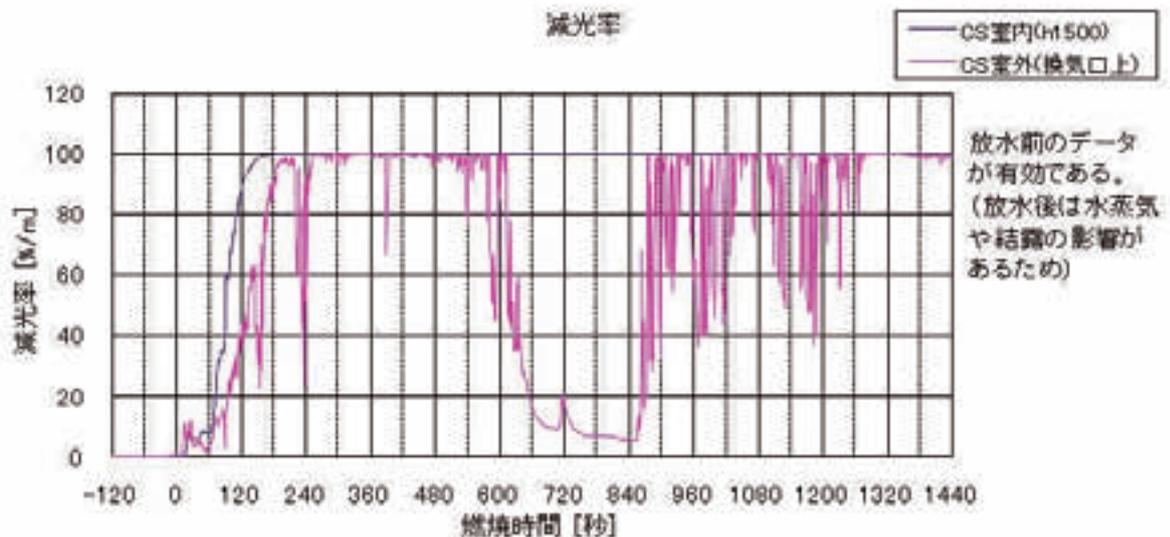
CO濃度 時間遅れ補正60sec



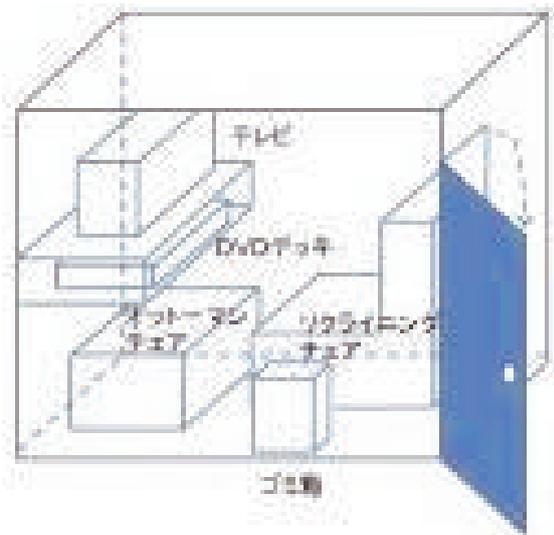
O2濃度 時間遅れ補正60sec



減光率



個室実験パターン（扉開放）⑭



放水量 30L/m

実験経過（目安）

時間（秒）	
0	着火
30	ソファへと延焼
46	煙感知器発報
52	熱感知器（差動式）発報
118	SPヘッド開放（火勢を抑制しているが、表面からは燃焼を継続）
119	熱感知器（定温式）発報
570	ほぼ鎮火（燃え尽きる）
1300	散水終了



火災室内部



着火直後



着火後180秒



着火後420秒



着火後540秒



着火後900秒



実験終了後



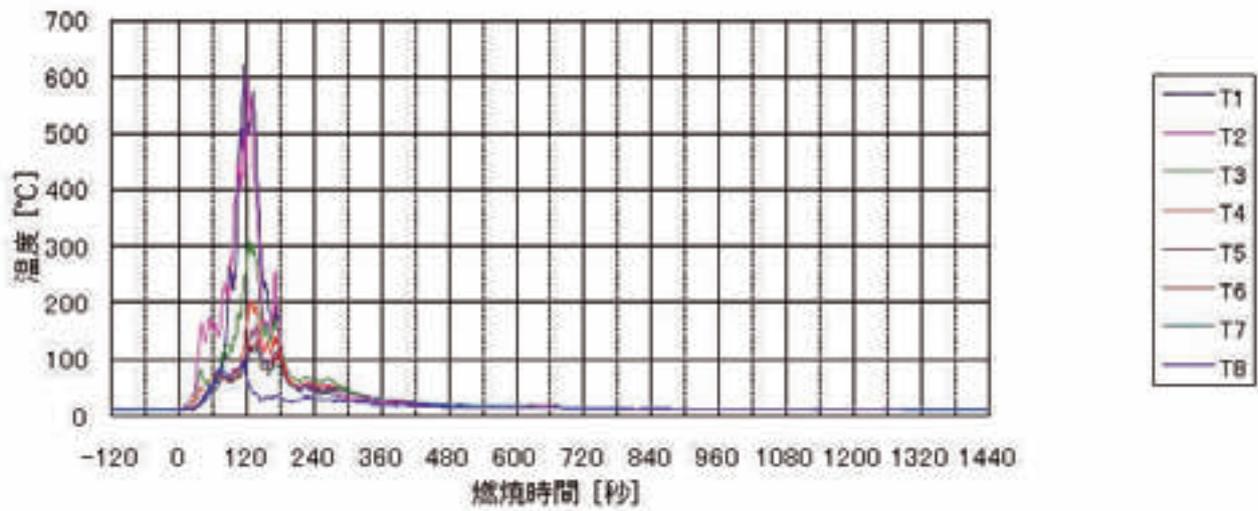
実験終了後の部屋の内部



実験終了後のソファ

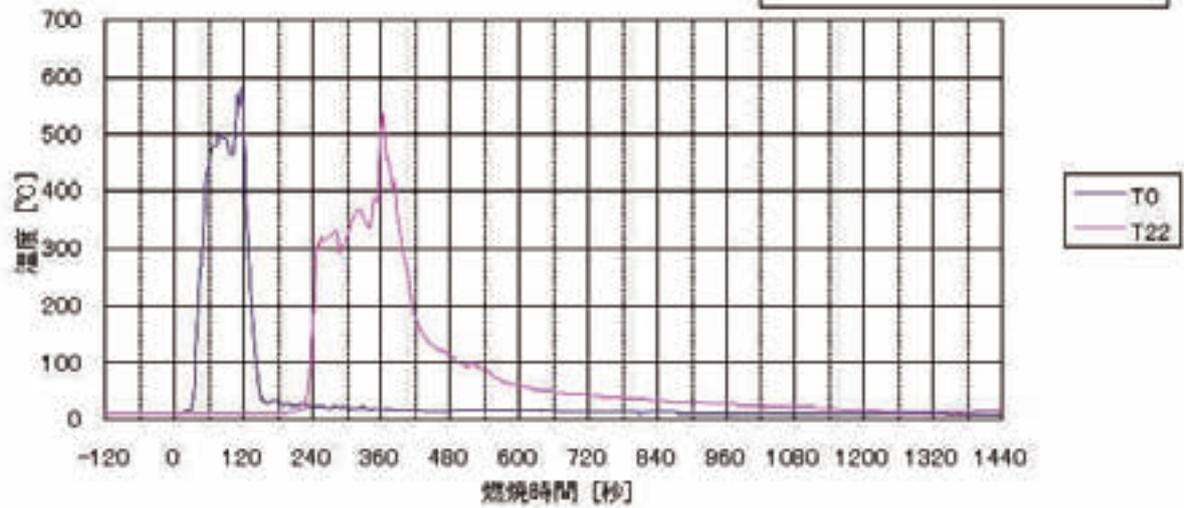


鉛直軸上温度

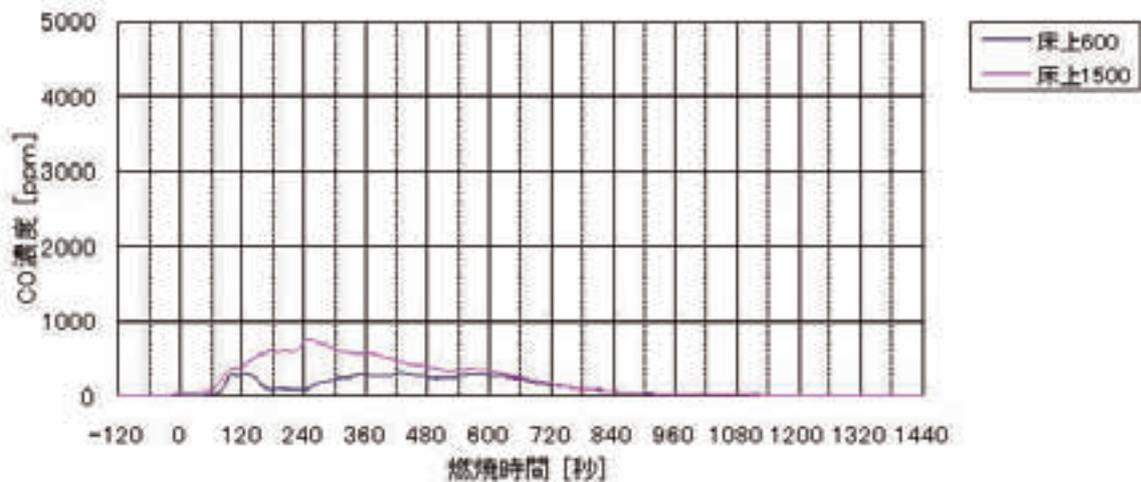


火源(ゴミ箱)

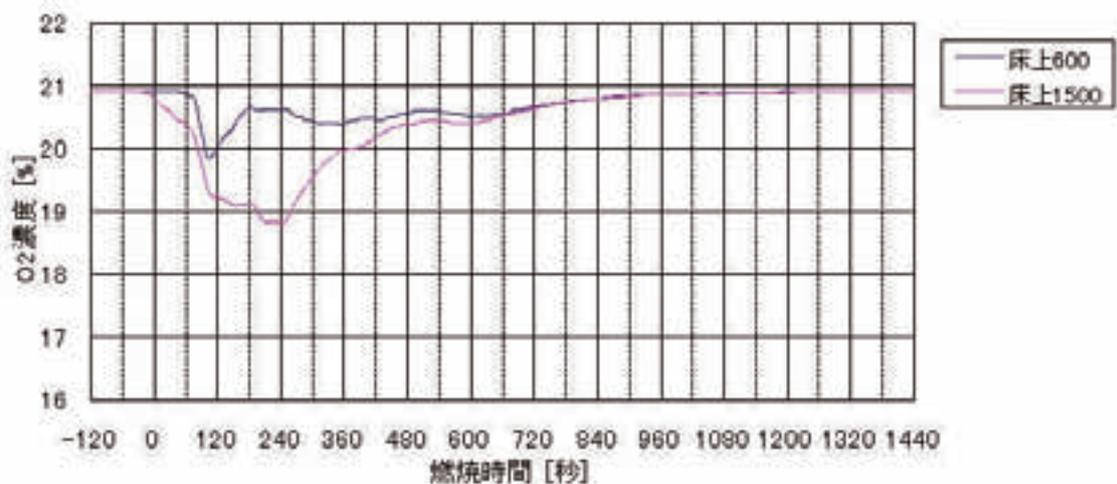
T0ゴミ箱上部(段ボール裏)



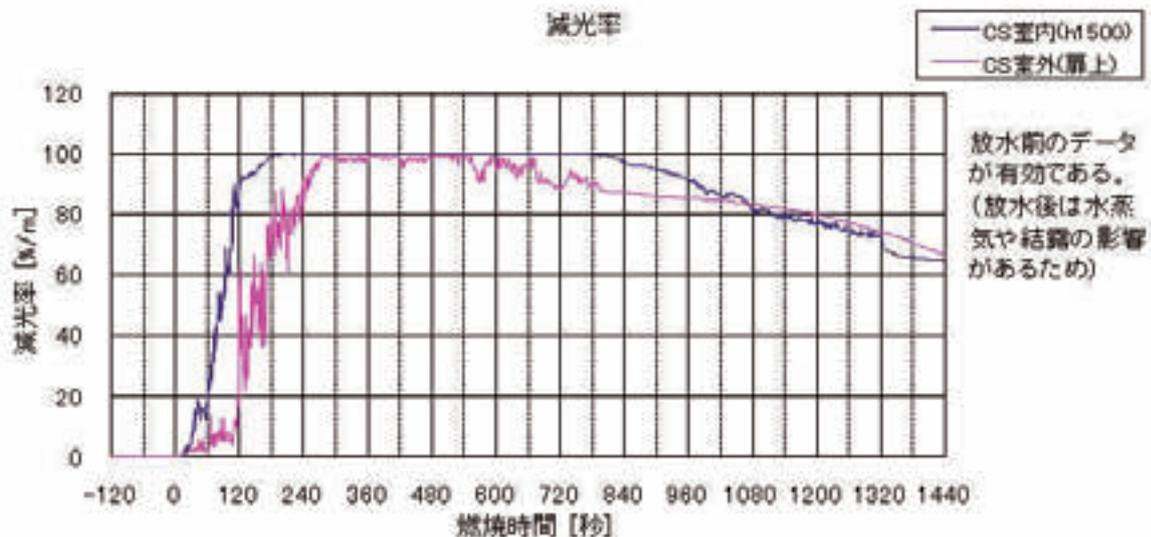
CO濃度 時間遅れ補正60sec



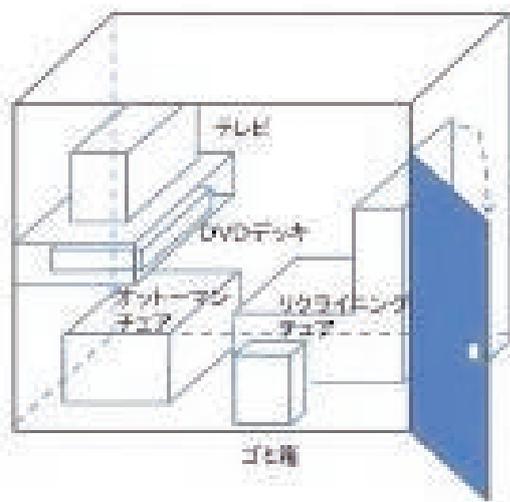
O<sub>2</sub>濃度 時間遅れ補正60sec



減光率



個室実験パターン（フリーバーン）⑮



放水量 なし

実験経過（目安）

時間（秒）	
0	着火
50	煙感知器発報
55	熱感知器（差動式）発報
70	熱感知器（定温式）発報
110	個室から煙が漏れ始める。
240	天井温度が100℃以下へ低下 （観察窓から火炎を確認できず）
390	扉を開放したところ、ソファの燃焼を確認。その後、急に火勢が強くなり、周辺へ延焼
540	散水終了 ソファがすべて燃えているほか、TV、DVD デッキ、壁、天井の内装材も焼損

※ソファから上記のように延焼したのは実験パターン⑮のみ。



火災室内部



着火直後



着火後240秒



着火後394秒



実験終了後



実験終了後の部屋の内部



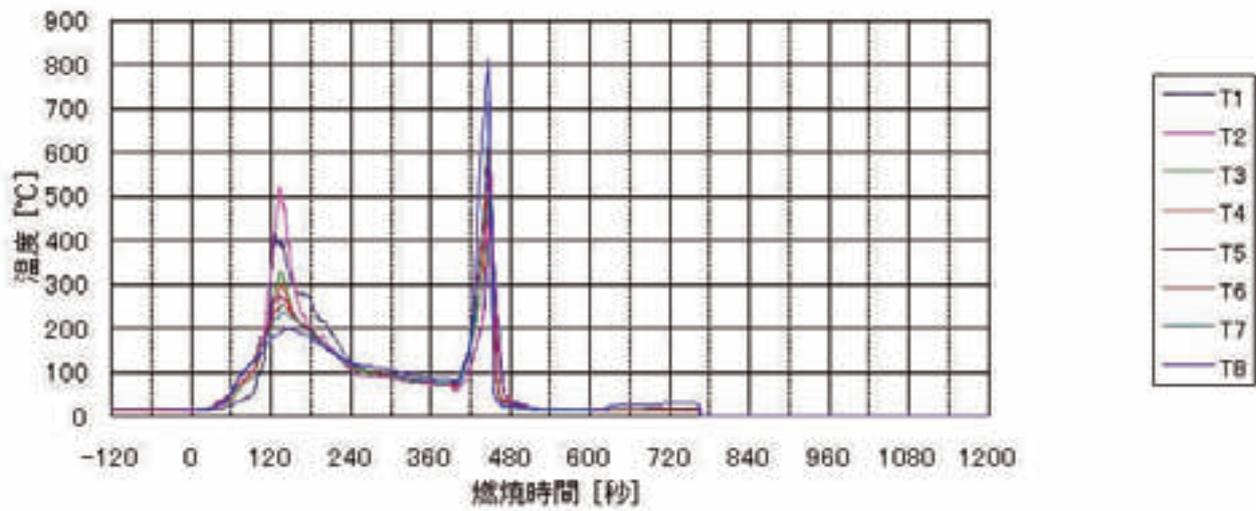
（天井面）



実験終了後のソファ・テレビ

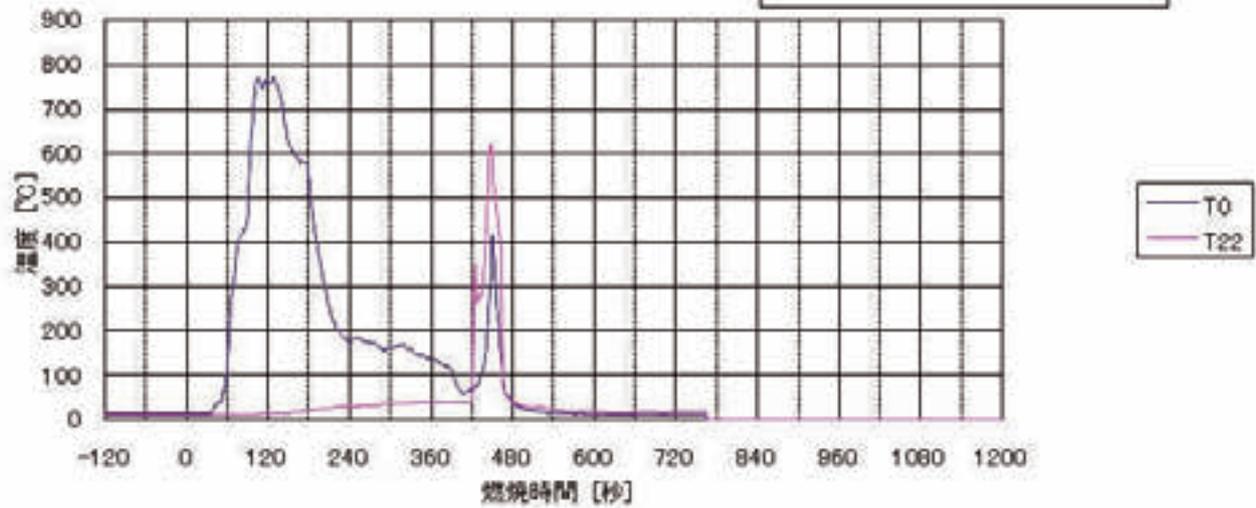


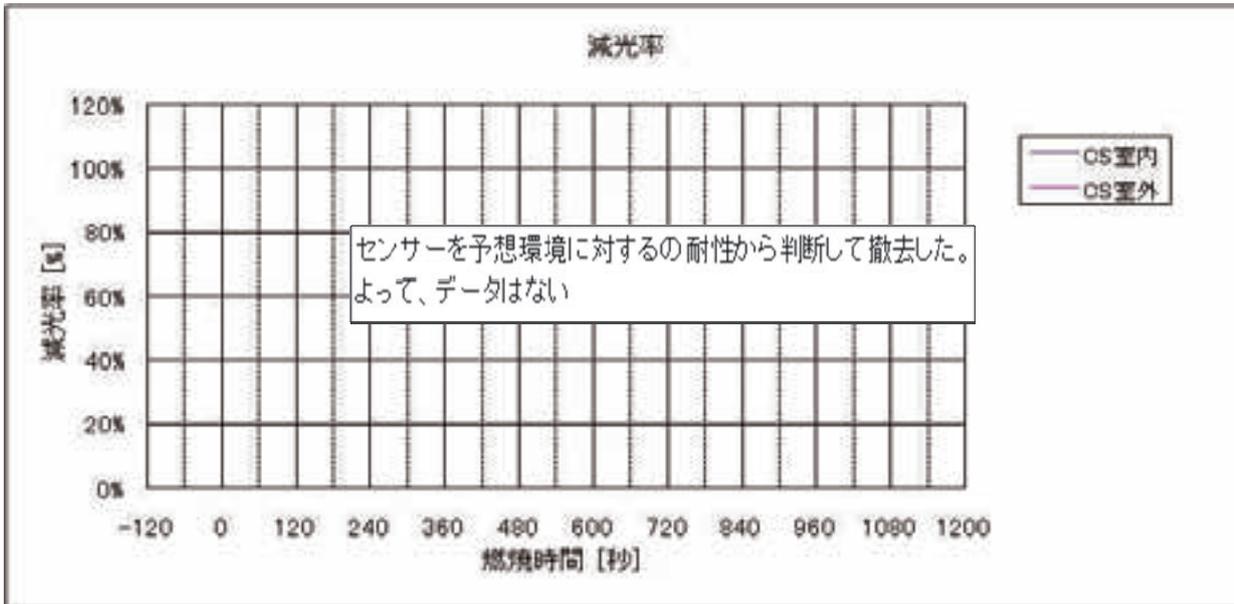
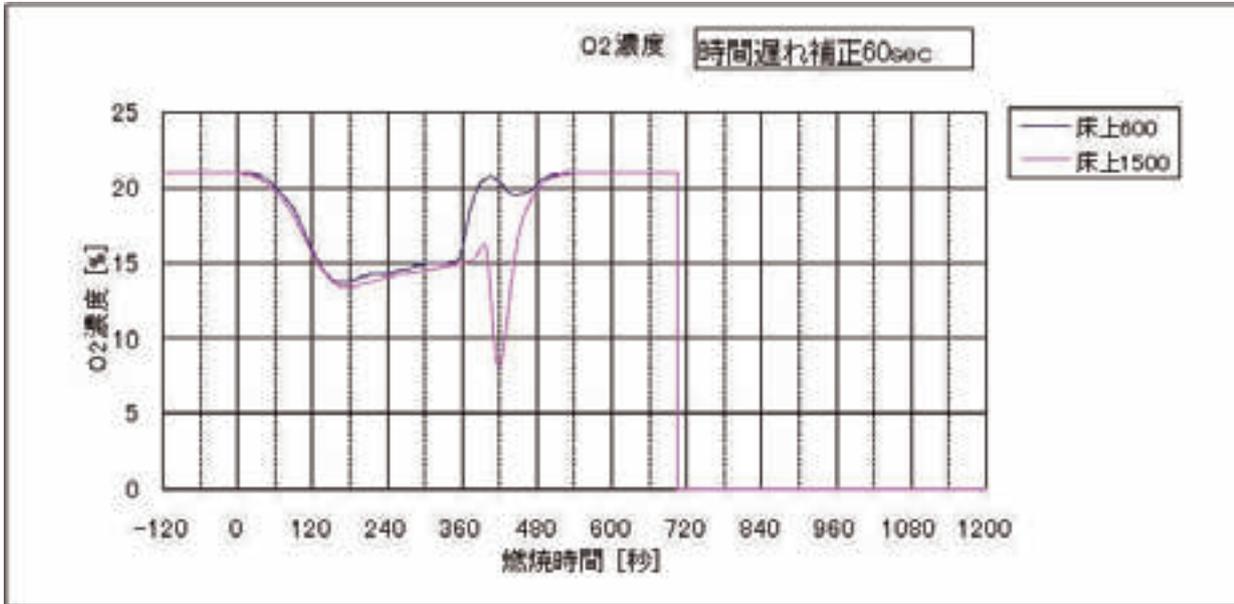
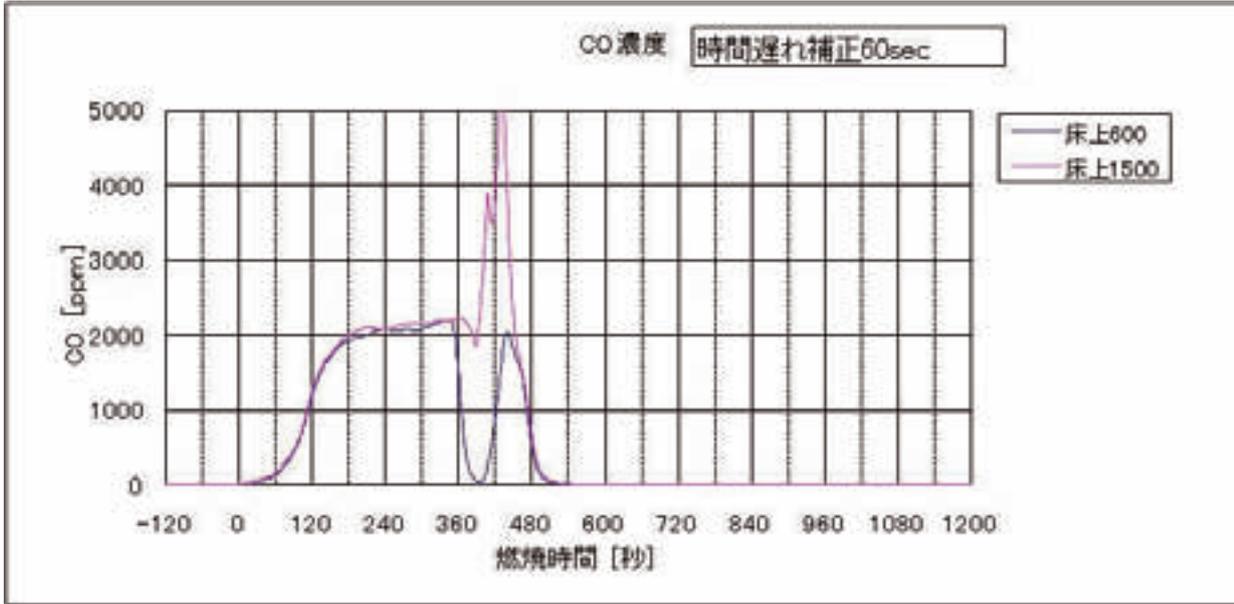
鉛直軸上温度



火源(ゴミ箱)

T0ゴミ箱上部(段ボール裏)

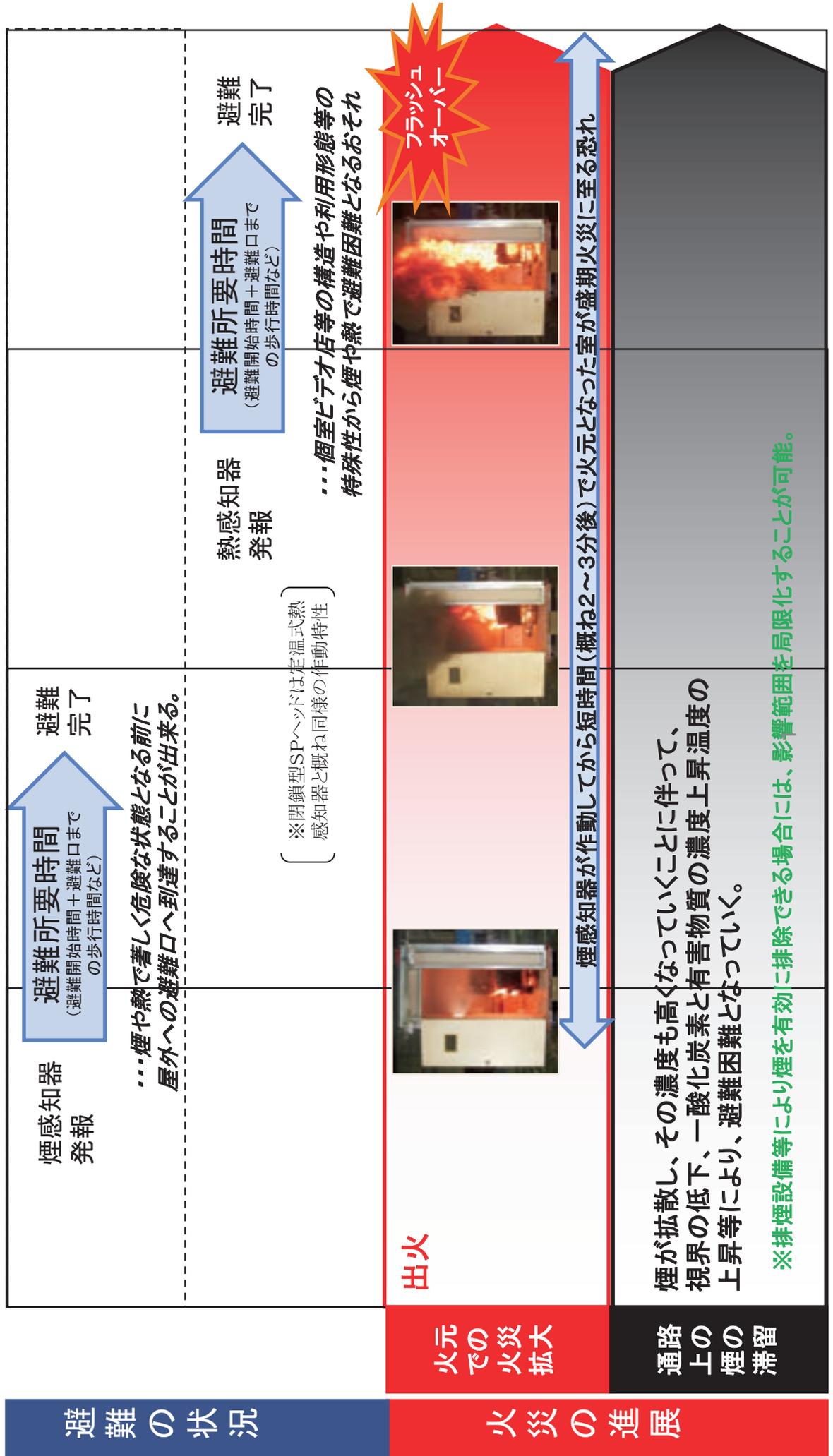




# 個室ビデオ店等における避難安全性の確保について(イメージ)

資料4-2

①煙感知器による火災の早期覚知、②内装不燃化や排煙設備による急激な延焼や煙の滞留の抑制、③従業者による適切な避難誘導、④通路場の誘導表示にそった速やかな避難行動等の防火対策を講じることにより、煙や熱で著しく危険な状態となるまでに屋外等への避難口へ到達することが可能

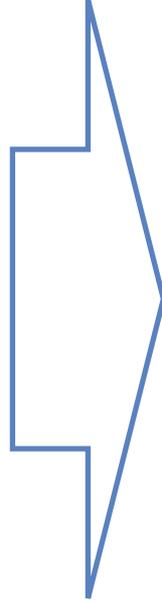


## (参考1) 屋外等への避難口までの歩行距離について

個室ビデオ店等が次のいずれかに該当する建築物である場合は、階段や屋外への出口の位置について、下表のような基準が適用される(建築基準法施行令第117条、第120条、第125条)。

- ① 建築基準法別表第1(い)欄(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物
- ② 階数が3以上である建築物
- ③ 建築基準法施行令第116条の2第1項第1号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階
- ④ 延べ面積が1000㎡を超える建築物

階	分類	歩行距離
避難階	階段から屋外への出口までの歩行距離	30m
	居室の各部分から屋外への出口までの歩行距離	60m
避難階以外の階	居室の各部分から直通階段までの歩行距離	30m



避難に要する時間の中で、屋外への避難口までの歩行時間そのものは、比較的短い範囲となるもの。  
(Cf.建築基準法令上の避難計算では、通常の歩行速度は1m/s)

## (参考2) 2以上の避難経路の確保について

さらに、次のいずれかに該当する建築物においては、建築基準法令により2以上の直通階段を設ける必要がある(建築基準法施行令第121条)。

- ① 物販業を営む店舗の用途に供する階(Ex.ビデオなどを販売している場合)で1500㎡以上
  - ② 店舗型電話異性照会営業その他これに類するもの(一部除く。)
  - ③ ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階で、宿泊室の床面積の合計が100㎡超
  - ④ 6階以上の階でその階に居室を有するもの(一部を除く。)
  - ⑤ 5階以下の階で避難階の直上階で居室の床面積の合計が200㎡(400㎡)超
  - ⑥ 5階以下の階でその他のもので居室の床面積の合計が100㎡(200㎡)超
- 等

※⑤及び⑥の括弧内の数値は、主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で作られている建築物の場合を指す。



この場合は、おおむね2方向の避難経路が確保される。

消防予第408号  
平成21年9月30日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第93号。以下「改正省令」という。）、誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示（平成21年消防庁告示第21号。以下「21号告示」という。）及び非常警報設備の基準の一部を改正する件（平成21年消防庁告示第22号。以下「22号告示」という。）が、平成21年9月30日に公布されました。

今回の改正は、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の被害を防止する観点から、自動火災報知設備及び非常警報設備の設置基準を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定し誘導灯の設置基準の見直しを行ったほか、大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会における検討結果を踏まえ、緊急地震速報や大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定等を整備したものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第一 個室ビデオ店等に係る自動火災報知設備及び非常警報設備の設置基準の強化に係る事項

1 自動火災報知設備及び非常警報設備の設置基準の一部強化

- (1) 煙感知器を設けなければならない防火対象物又はその部分として、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（2）項ニに掲げる防火対象物及び同表（16）項、（16の2）項、（16の3）項に掲げる防火対象物の同表（2）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の遊興のための設備又は物品を提供するサービスの用に供する個室その他これに類する施設を追加することとしたこと（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第23条第5項第3号の2関係）。

(2) 令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する防火対象物に設置する受信機は再鳴動機能を有するものとしたこと(規則第24条第2号ハ関係)。

(3) 令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室その他これに類する施設の部分については、当該サービスの提供中であっても、自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備の警報音が聞き取れるように措置するものとしたこと(規則第24条第5号イ(ハ)及び第5号の2イ(ハ)並びに第25条の2第2項第1号イ(ハ)及び同項第3号イ(ハ)関係)

## 2 避難経路における煙の滞留を想定した誘導灯の設置基準の見直し

(1) 令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設ける通路誘導灯(階段及び傾斜路に設けるものを除く。)にあっては、廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けることとしたこと。ただし、消防庁長官が定めるところにより、蓄光式誘導標識が設けられている場合にあっては、この限りではない(規則第28条の3第4項第3号の2関係)。

(2) 消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目として、次のアからオまでの事項を定めたこと。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により同等以上の避難安全性を確保するように措置されている場合にあっては、この限りでない(21号告示による改正後の誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号。以下「誘導灯基準」という。)第3の2関係)。

ア 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

イ 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。

ウ 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

エ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

オ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

## 第二 緊急地震速報や大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定の整備に係る事項

### 1 緊急地震速報に対応した非常警報設備の設置基準の整備

(1) 火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係るもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除くこととしたこと(規則第25条の2第2項第3号リ、22号告示による改正後の非常警報設備の基準(昭和50年消防庁告示第6号。以下「非常警報設備基準」という。)第4第1号(四)関係)。

(2) 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにおいて、地震動予報等に係る

る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものとしたこと（非常警報設備基準第4第1号(五)関係）。

2 誘導灯の非常電源を誘導灯を有効に60分間作動できる容量以上とする防火対象物又はその部分の拡大

(1) 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物において、非常電源の容量を誘導灯が有効に60分間作動できる容量以上とする誘導灯として、地階にある乗降場及びこれに通ずる階段、傾斜路及び通路に設けるものを加えるとともに、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分の通路誘導灯については、非常電源の容量を誘導灯が20分間作動できる容量以上とすることができることとしたこと（規則第28条の3第4項第10号関係）。

(2) 消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目として、次のアからオまでの事項を定めたこと。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により同等以上の避難安全性を確保するように措置されている場合にあっては、この限りでない（誘導灯基準第3の2関係）。

ア 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

イ 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。

ウ 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

エ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

オ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

(3) 消防庁長官が定める誘導灯の非常電源を誘導灯を有効に60分間作動できる容量以上とする防火対象物の要件として、令別表第一(10)項に掲げる防火対象物及び同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、乗降場が地階にあるもののうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものを加えたこと（誘導灯基準第4第3号関係）。

第三 避難口誘導灯の設置を要しない居室の追加に係る事項

1 誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められる防火対象物又はその部分で総務省令で定めるものとして、避難階にある居室で次の(1)から(3)までに該当するものを加えたこと（規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号関係）。

(1) 直接地上に通ずる出入口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

(2) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。

(3) 消防庁長官が定めるところにより、蓄光式誘導標識が設けられていること。

2 消防庁長官が定める蓄光式誘導標識の設置及び維持の基準として、次の(1)から(4)までの事項を定めたこと（誘導灯基準第3第1号関係）。

(1) 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

(2) 蓄光式誘導標識は、避難口の上部又はその直近の箇所に設けること。

(3) 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(4) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

第四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う規定の整備に係る事項

1 一般財団法人及び一般社団法人は、主務官庁の監督に服することがなくなったことを踏まえ、登録確認機関、登録認定機関及び消防設備点検資格者に係る登録講習機関の登録は、消防庁長官が行うこととしたこと（規則第4条の5第1項、第4条の6第1項、第2項及び第4項、第31条の4第1項、第31条の5第1項、第2項及び第4項、第31条の6第6項並びに第31条の7関係）。

2 従来の財団法人に係る寄附行為が、一般財団法人では定款と名称が改められたことに伴い、「定款又は寄附行為」を「定款」に改めたこと（規則第1条の4第2項第1号及び第33条の15第2項第1号関係）。

第五 屋内消火栓設備に用いることができる金属製の管継手に係る事項

屋内消火栓設備に用いることのできる溶接式鋼管用継手として、J I S B 2 3 0 9 に適合するものを加えたこと（規則第12条第6号ホ(イ)関係）。

第六 施行期日・経過措置

1 第一、第二1及び第三に係る改正事項については、平成21年12月1日から施行することとしたこと。ただし、平成21年12月1日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改修、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯のうち、規則の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成22年11月30日までの間は、なお従前の例によることとしたこと（改正省令附則第1項及び第4項）。

2 第二2に係る改正事項については、平成22年9月1日から施行することとしたこと。ただし、平成22年9月1日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改修、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、規則の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成24年8月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと（改正省令附則第1項及び第5項）。

3 第四及び第五については、公布の日から施行することとしたこと。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人については、登録確認機関、登録認定機関及び消防設備点検資格者に係る登録講習機関の登録は、従前どおり総務大臣が行うこととしたこと（改正省令附則第1項及び第2項）。

- 4 総務大臣の登録を受けている特例社団法人又は特例財団法人が、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人に移行した場合には、当該特例社団法人又は当該特例財団法人に係る総務大臣の登録は、消防庁長官による登録とみなすこととしたこと（改正省令附則第3項）。



て同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)から(ウ)までに定めるところによること。

(イ)・(ウ) (略)

(ウ) 令別表第二(イ)項二、(ウ)項イ、(ホ)項及び(ヘ)項に掲げる防火対象物(同表(ウ)項イ、(ホ)項及び(ヘ)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(イ)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号イ(ウ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ウ)及び第三号イ(ウ)において同じ。)のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室(これに類する施設を含む。以下この号、次号イ(ウ)並びに第二十五条の二第二項第一号イ(ウ)及び第三号イ(ウ)において同じ。)があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

ロ・ト (略)

て同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ウ)に定めるところによること。

(イ)・(ウ) (略)

ロ・ト (略)

五の二 地区音響装置(音声により警報を発するものに限る。以下この号において同じ。)は、前号(イ、ハ及びトを除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)から(ウ)までに定めるところによること。

(イ)・(ウ) (略)

(ウ) 令別表第二(イ)項二、(ウ)項イ、(ホ)項及び(ヘ)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

ロ・ニ (略)

六・九 (略)

(非常警報設備に関する基準)

第二十五条の二 (略)

2 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、次のイからハまでに定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)から(ウ)までに定めるところによる

五の二 地区音響装置(音声により警報を発するものに限る。以下この号において同じ。)は、前号(イ、ハ及びトを除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ウ)に定めるところによること。

(イ)・(ウ) (略)

ロ・ニ (略)

六・九 (略)

(非常警報設備に関する基準)

第二十五条の二 (略)

2 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、次のイからハまでに定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ウ)に定めるところによる

こと。

(イ)・(ロ) (略)

(ウ) 令別表第二(二)項ニ、(イ)項イ、(ホ)項及(イ)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を各に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ・ハ (略)

二・二の二 (略)

三 放送設備は、次のイ及びロ又はハ並びにニからヲまでに定めるところにより設けること。

イ スピーカーの音圧又は音色は、次の(イ)から(ウ)までに定めるところによる。

(イ)・(ロ) (略)

(ウ) 令別表第一(二)項ニ、(イ)項イ、(ホ)項及(イ)項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を各に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ・チ (略)

こと。

(イ)・(ロ) (略)

ロ・ハ (略)

二・二の二 (略)

三 放送設備は、次のイ及びロ又はハ並びにニからヲまでに定めるところにより設けること。

イ スピーカーの音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによる。

(イ)・(ロ) (略)

ロ・チ (略)

リ 他の設備と共用するものにあつては、火災の際非常警報以外の放送(地震動予報等に係る放送(気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十三条の規定により気象庁が行う同法第二条第四項第二号に規定する地震動についての同条第六項に規定する予報及び同条第七項に規定する警報、気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第十条の二第一号イに規定する予報資料若しくは同法第十七条第一項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信し又はこれらに関する情報を入手した場合に行うものをいう。)であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。)を遮断できる機構を有するものであること。

ル・ヲ (略)

四く六 (略)

3 (略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

リ 他の設備と共用するものにあつては、火災の際非常警報以外の放送

ル・ヲ (略)

四く六 (略)

3 (略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイからハまでに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。以下この号、次項第二号及び第三項第三号において同じ。)を有すること。

ロ 室内の各部分から、次条第三項第一号イに掲げる避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ 燐光等により光を発する誘導標識(以下この条及び次条において「蓄光式誘導標識」という。)が消防庁長官の定めるところにより設けられていること。

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ 室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 (略)

見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

三 令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの

3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ 次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ 室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

二 令別表第一(一)項から(四)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの

3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一・二 (略)

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

<p>三の二 令別表第二(二)項ニ、(イ)項イ、(イ)項及び(イ)項に掲げる防火対象物(同表(イ)項イ、(イ)項及び(イ)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。)に設ける通路誘導灯(階段及び傾斜路に設けるものを除く。)にあつては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>四〇十二 (略)</p>	<p>四〇十二 (略)</p>
<p>5 誘導標識(前条第一項第三号ハ及び前項第三号の二に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>5 誘導標識 _____ の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>

全消発第325号  
平成21年10月21日

各 会 員 殿

全 国 消 防 長 会  
会 長 新 井 雄 治  
( 公 印 省 略 )

「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置」について

総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会（中間報告）」において、「大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策」について対応の考え方が示されました。この中で、各個室の外開き戸が自動的に閉鎖するよう措置することについては、各自治体の火災予防条例の一部改正等に係ることであることから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において審議、検討した結果、別添えのとおり個室型店舗の避難管理として「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」が取りまとめられました。

つきましては、「外開き戸の自動閉鎖措置」について、統一的な運用を図り、防火安全対策を推進する必要があることから、本「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」を参考として、各自治体の実情により対応していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

別添

「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」

問い合わせ先

全国消防長会事業部：牧野・今井

Tel：03-3234-1321

Fax：03-3234-1847

E-mail：jigyo-2@fcj.gr.jp

個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案

(個室型店舗の避難管理)

第〇〇条 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の〇〇市（町・村）火災予防条例第〇〇条の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成 年 月 日までの間は、適用しない。

附帯事項

- 1 本改正は、個室型店舗の避難管理として第〇〇条を加えるものであるが、条例の条項については各市町村の事情によるものとする。
- 2 ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあたっては、各市町村は適切に対応するものとする。
- 3 附則第 1 項の施行日及び第 2 項の既存の個室型店舗に係る経過措置については、各市町村の事情によるものとするが、第 2 項の既存の個室型店舗に係る経過措置については、施行後 1 年程度として対応することを目安とする。

## 火災予防条例の一部改正についての参考資料

- 1 平成 20 年 10 月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務省消防庁において検討されていた「予防行政のあり方に関する検討会」において、平成 21 年 6 月に個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられたことから、火災予防条例について所要の改正を行うものである。
- 2 本条は、個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとする改正である。
- 3 用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があるものであること。  
「その他これらに類するもの」とは、消防法施行令別表第 1（2）項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、消防法施行規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第 3 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むものであること。  
なお、「その他これらに類するもの」には、消防法施行令別表第 1（2）項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないものであること。
- 4 個室型店舗以外の消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物であつて、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについては、本条は適用されるものであること。
- 5 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。  
また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。
- 6 「（これに類する施設を含む。）」とは、消防法施行令別表第 1（2）項ニ中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。
- 7 ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあたっては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。
  - (1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものであること。
  - (2) 個室型店舗であつて、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについて

は、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね60センチメートル以上確保できるものであること。

\* おおむね60センチメートルとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものである。

消防法施行規則等の一部改正に関するQ & A

	Q	A
①大阪市個室ビデオ店火災に係る改正に関する事項		
1	壁の上部が開放された個室であって廊下等に設置された煙感知器の感知区域内にある部分であっても、個室ごとに煙感知器を設置することが必要か。	今回の改正は、感知区域の考え方を変更したものではありません。従来どおりの感知区域の考えにより、感知器を設置し、個室（これに類する施設を含む。）については、煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器で警戒する必要があります。
2	(2) 項二の個室型遊興店舗のうち、建築構造等を勘案し、避難安全上支障がないと認められる場合には、令第32条の規定により、個室等に熱感知器を設けることとしてよいか。	今回の改正の趣旨に鑑み、設問のような取扱いをすることができるケースもあると思慮します。なお、当庁においても関係事業者団体と検討を行っているところであり、共通的な事項については、おって周知する予定です。
3	複合用途のビルの一つのテナントとして(2) 項二の部分が存する場合に、再鳴動機能付きの受信機に交換させることは、所有者との関係や経済的の負担から難しいので、何からの措置ができないか。	今回の改正の趣旨を踏まえ、原則、設置していただくことが必要です。 既存の対象物への措置については、現在検討中です。
4	個室でのヘッドホン利用時における警報音を確実に聞き取るための具体的な措置について、示してほしい。	具体的な措置としては、地区音響装置の増設により必要な音圧を確保すること、カトリレー等により警報音以外の音響を停止すること等が考えられるところであり、必要に応じ、情報提供を行う予定です。

②緊急地震速報に対応した非常放送に係る改正に関する事項		
5	「短時間」、「火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く」について、具体的に示してほしい。	「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書(中間報告)」(平成21年2月)に掲げた、報知音を放送した後、音声メッセージ『緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください』程度の放送であれば、一般的に支障ないものと考えられますが、詳細について、気象庁、放送設備メーカー等と現在調整中であり、必要に応じ、情報提供を行う予定です。
6	放送設備の感知器作動放送時には地震動予報等の放送を優先させ、火災放送時には、地震動予報等の放送を直ちに停止することができるアンプがないのではないか。	現在市場に流通している放送設備は、緊急地震速報に対応した機能を有していないため、個別に改修等を行うことが必要と考えられます。なお、放送設備メーカー、緊急地震速報の受信端末メーカー等と、今後製造する機器の仕様等について調整しているところであり、おって当該機能があらかじめ組み込まれた製品も流通することが見込まれるところです。
③停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る改正に関する事項		
7	「消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの」について、具体的に示してほしい。	消防長の指定については、当面、危険性が高いもののみ指定することとし、「複数の線が乗り入れている駅」又は「3層以上の構造を持つ駅」を重点として指定することが望ましいと考えます。また、指定以外の地下駅舎についても、できるだけ整備していただきたいと考えます。
8	乗降場並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路はどこまで対象となるか。	今回の改正は、停電時に長時間避難を要する部分へ有効な誘導表示を確保するための規定であり、乗降場から屋外までの旅客が利用する経路が対象になります。

9	<p>一定の安全措置を講じたエスカレーターが鉄道に関する技術上の基準を定める省令第29条（同解釈基準）において避難通路とみなされている場合、当該エスカレーターも乗降場に通ずる通路と扱うことになるのか。</p>	<p>当該防火対象物において避難通路として位置付けられている場合にあっては、誘導灯及び誘導標識の設置についても同様の取扱いとなると考えられます。</p>
10	<p>建築基準法における非常用照明設備（非常電源30分）が階段等に設置されている場合は、規則第28条の2第2項第2号の規定に基づき、階段通路誘導灯の設置を要しないとされているが、今回の改正により非常電源の容量を60分としなければならない防火対象物において非常用照明設備が設置されている場合は、階段通路誘導灯の設置は不要となるのか。</p>	<p>今回の改正の趣旨に鑑み、当該場所にも所定の措置を行うことが望ましいと考えます（非常用照明設備の非常電源容量を60分とする、又は蓄光誘導標識を設置する等）。</p>
<p><b>④複数の項目に関連する事項</b></p>		
11	<p>「性能を保持するために必要な照度」について、具体的に示してほしい。</p>	<p>一般的には、200ルクス程度の照度が目安になると考えられますが、蓄光式誘導標識の設置場所の環境、蓄光性能により異なるため、おって情報提供を行う予定です。</p>
12	<p>通路誘導灯又は蓄光式誘導標識を設置位置「床面又はその直近の箇所」について具体的に示してほしい。</p>	<p>一般的な目安として、床面からの高さが1m以下の避難上有効な箇所に設けることとして運用してください。</p>
13	<p>「光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合」について、具体的に示してほしい。</p>	<p>設置場所の構造・規模、設置する設備の性能等により異なりますが、例えば、ISO16069:2004（安全標識-避難誘導システム）、ニューヨーク市条例に準ずる避難誘導表示、東京都火災予防条例に基づき設置されている明示物等は、「同等以上の避難安全性が確保されている場合」に該当するものとして差し支えないと考えられます。なお、この点についても、おって情報提供を行う予定です。</p>

14	<p>光を発する帯状の標示等は法第 17 条関係の設備ではないため、法第 17 条の 3 の 2、法第 17 条の 3 の 3 等の規制は受けないと考えてよいか。</p>	<p>誘導灯の設置が免除の代替要件となっているため、これらに不備がある場合には、誘導灯の設置基準に不適合ということになります。したがって、検査及び維持管理は消防用設備等に準じて行っていただくことが必要と考えられます。</p>
<p><b>⑤その他</b></p>		
15	<p>従前、総務大臣の登録を受けていたものの取扱いはどうなるか。</p>	<p>従前から総務大臣の登録を受けている公益法人にあっては、取り扱いが変わることはありません。</p> <p>なお、当該公益法人が一般社団法人又は一般財団法人に移行した場合は、消防庁長官の登録を受けたものとみなされることとなります。</p>

**個室型店舗等における  
消防訓練マニュアル等の作成に係る調査検討会  
報告書**

**平成21年6月  
個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る検討会**

## 目 次

### 第1編 検討の概要

1.1	趣旨	P 1
1.2	検討体制	P 1
1.3	検討会の開催状況	P 2
1.4	検討の進め方	P 2

### 第2編 個室型店舗等の実態等

2.1	個室型店舗等	P 3
2.1.1	カラオケボックス	P 3
2.1.2	インターネットカフェ	P 4
2.1.3	個室ビデオ	P 4
2.2	消防関係法令による規制の状況	P 5

### 第3編 個室型店舗等における問題点の抽出と検討

3.1	共通の問題点の抽出	P 7
3.1.1	事業所に起因する問題点	P 7
3.1.2	利用者に起因する問題点	P 7
3.2	検討の方法	P 7
3.3	各要素の検討	P 8
3.3.1	検討の前提条件	P 8
3.3.2	出火場所の確認	P 8
3.3.3	現場の確認	P 9
3.3.4	消防機関への通報	P 9
3.3.5	情報伝達及び避難誘導等	P 10
3.3.6	区画の形成	P 12
3.3.7	初期消火	P 13
3.3.8	消防隊への情報提供	P 13
3.3.9	目標時間	P 13

## 第4編 まとめ

4. 1 検討のまとめ .....	P14
-------------------	-----

<u>別添え 消防訓練マニュアル</u> .....	P15
----------------------------	-----

### 参 考 資 料

参考資料1 .....	P23
-------------	-----

参考資料2 .....	P25
-------------	-----

## 第1編 検討の概要

### 1.1 趣旨

近年、個室型店舗等において、多数の人的被害を伴う火災が発生している。これらの防火対象物では、店内を間仕切り等で区切るにより個々の利用客が火災に気付きにくい等の問題点があり、実態に合った消防訓練の実施の必要性が指摘されている。

そのため、個室型店舗等における消防訓練マニュアルに必要となる資料等の収集及び調査並びに分析を行い、個室型店舗等に適した消防訓練のあり方に係る検討を行うものである。

### 1.2 検討体制

次により構成される「個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る調査検討会」を開催し、調査・検討を行った。(敬称略)

役 職	委 員 名	所 属
座 長	関沢 愛	東京大学特任教授
委 員	後藤 清	財団法人 日本消防設備安全センター特別参与
委 員	大賀 覺	違反是正支援センター次長
委 員	大樹 剛	日本カラオケスタジオ協会副会長
委 員	加藤 博彦	日本複合カフェ協会会長

#### オブザーバー

##### 消防庁予防課

違反処理対策官	三浦 宏
企画調整係長	村井 広樹
総務事務官	永瀬 大

##### 事務局

##### (財)日本消防設備安全センター

企画研究部 部長	浅見 繁
副部長	山本 康晴
調査役	渡邊 敬介

### 1.3 検討会の開催状況

本検討会の開催状況は、次のとおりである。

開催数	日時	場所
第1回	平成21年5月28日(木) 15時00分から17時00分	TKP虎の門ビジネス センター 2B会議室
第2回	平成21年6月15日(月) 10時00分から12時30分	虎の門電気ビル3階 第1会議室
※個室型店舗等 現地視察	平成21年6月4日(木) 13時00分から14時00分	(複合カフェ)
	平成21年6月8日(月) 16時00分から17時00分	(カラオケボックス)

### 1.4 検討の進め方

消防訓練に係る過去の文献等の調査を行うとともに、個室型店舗等の実態を踏まえて問題点を抽出する。

また、従来の消防訓練を基に個室型店舗等の問題点に対する効果的な対応策の検討を行うとともに実際に消防訓練を実施する際の目標を示し合理的かつ実効的な消防訓練マニュアル等の作成を行う。

## 第2編 個室型店舗等の実態等

### 2.1 個室型店舗等

本調査検討において着目する火災危険性をもつ防火対象物の特徴として次のものを挙げた。

- ・ 内部構造により個々の利用客が独立に近い状態で在室する形態となっていること

また、昨年10月に大阪市浪速区で火災が発生した個室ビデオ店の業態から予想される特徴として次のものをあげた。

- ・ 火災の発生に気づきにくい状況であること
- ・ 通路が狭く複雑で避難に支障を生じやすい状況であること

これらの特性に当てはまる可能性のある防火対象物のうち代表的なものとして次の防火対象物について検討を行った。

- ・ カラオケボックス
- ・ インターネットカフェ
- ・ 個室ビデオ(個室内で接客等があるものを除く)

#### 2.1.1 カラオケボックス

独立性の高い空間でカラオケ機器を中心にしてテーブルとソファなどが配置されたシンプルな個室を多数用意して営業している。現地視察を行った結果(参考資料1)及び一般的に次のような特徴がある。

- ・ 24時間営業又は早朝まで営業していることが多い。
- ・ 店員は少数の社員とアルバイトで構成されており短期間でアルバイトの入れ替わりが行われる。(学生アルバイトでは1年～2年程度、フリーターでも最長5年程度)
- ・ 時間帯によっては、同時に勤務する店員は少人数の場合がある。
- ・ 個室内では照明を暗くする為の調整設備がついていることが多い。
- ・ 人数及び時間単位の課金制のため入退店の管理が端末等で行われている。

- ・火気を使用し調理を行うことが多い。
- ・個室で喫煙が行われることが多い。
- ・個室で大音響で歌うことから、防音性が高くされている。
- ・飲酒後の利用客が多く、店内でもアルコールの提供がある。

### 2.1.2 インターネットカフェ

漫画喫茶の付属設備のひとつとしてインターネットが利用できるパソコンの導入が進められた業態であり、インターネットの使用、テレビ・漫画・雑誌の閲覧等ができ、ドリンクが飲み放題となっている。また漫画やインターネットに限らず新たなサービスを複合させて提供する傾向がある。

店内の形態としては、一人用のブース（店によっては個室もある）からオープンスペースにパソコンが並んでいるものまで各種ある。現地視察を行った結果（参考資料2）及び一般的には次のような特徴がある。

- ・24時間営業又は早朝まで営業していることが多い。
- ・店員は少数の社員とアルバイトで構成されており短期間でアルバイトの入れ替わりが行われる。（学生アルバイトでは1年～2年程度、フリーターでも最長5年程度）
- ・時間帯によっては、同時に勤務する店員は少人数の場合がある。
- ・人数及び時間単位の課金のため入退店の管理が端末等で行われている
- ・ブース（店によっては個室もある）では就寝が行われることがある
- ・火気を使用し調理を行う店舗もある
- ・ブース（店によっては個室もある）で喫煙が行われることがある。

### 2.1.3 個室ビデオ

料金は時間制で好きなビデオを数本選び指定の個室に持ちこんで鑑賞する。一人が入れる程度の部屋にビデオの再生機とテレビと椅子等があり、椅子に座り備え付けのヘッドホンを付けて鑑賞することが多い。個室の中はプライバシーを守るため通路からは見えない構造となっていることが多い。

個室型店舗等の中でも業界団体が組織されておらず、実態が捉えにくい。

## 2.2 消防関係法令による規制の状況

個室型店舗等においては、平成20年10月1日施行の改正政令を踏まえ、自動火災報知設備の早期設置が進められている。

さらに改正政令の施行日にも個室型店舗等で発生した火災を踏まえ、更なる対応については「予防行政のあり方に関する検討会」で検討されており、「予防行政のあり方について（中間報告）～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～」では、火災の早期覚知・伝達手段の確保として①感知器の種別について個室においても煙感知器を設置 ②個室でのヘッドホン使用に伴い、火災警報の聞取りに支障を生じないように措置（ヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等） ③受信機は再鳴動機能付きのものを設置すること、さらに通路での煙等による避難障害への対策の確保として①誘導灯又は蓄光式誘導標識を床又はその近辺に設置 ②個室の扉が自動的に閉鎖するよう措置すること等が提言されている。

また「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書（中間報告）」では、平成20年中に消防庁が実施した調査で消防訓練の未実施等の違反が多数あることから違反是正を引き続き推進していくことが必要とされている。

個室型店舗等は、消防法施行規則第5条第2項第1号に該当し消防法施行令別表第1の（2）項二として、消防用設備等の設置が必要となる。（平成21年6月30日現在）

個室型店舗等に設置が義務づけられる消防用設備等  
（主なもののみ抜粋）

消火器具	全て	各設備が義務づけられる延べ床面積
自動火災報知設備	全て	
消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上	
スプリンクラー設備	地階を除く階数が11以上 6000㎡以上	
誘導灯	全て	

屋内消火栓設備	700㎡以上	
防火管理	30人以上	防火管理者の選任が必要となる収容人員
防災規制	有り	

## 第3編 個室型店舗等における問題点の抽出と検討

### 3.1 共通の問題点の抽出

現地視察、聞き取り調査及び文献調査等から個室型店舗等に共通する問題点として次のものが抽出された。

#### 3.1.1 事業所に起因する問題点

- ・防音構造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造、個室内で大音響を出す又はヘッドホンの使用により、個々の利用客が火災に気付にくい。
- ・従業員が少人数であり、かつ主にアルバイトにより行われているために緊急時の対応に不安がある。
- ・個室等が狭い空間に密集した施設形態となっており、煙が滞留しやすい。
- ・通路が入り組み、避難の経路がわかりにくい。
- ・通路が狭く少量の物品存置や外開きのドアの開放により避難障害が発生しやすい。
- ・自動火災報知設備の受信機等が他のテナントに設置され速やかに出火場所を確認できない場合がある。

#### 3.1.2 利用者に起因する問題点

- ・宿泊又は一時的な睡眠を目的とする場合があり、火災の発生に気付かない利用客がいる。
- ・アルコール飲料の提供により火災発生時の対応が遅れる利用客がいる。

### 3.2 検討の方法

過去に実施されてきた防火管理指導マニュアル等（※1～※4）の文献調査によると消防訓練を構成する要素として、出火場所の確認、現場の確認、消防機関への通報、情報伝達及び避難誘導等、初期消火、区画の形成、消防隊への情報提供がある。

本検討では、共通の問題点を踏まえて、これらの各要素について個室型店舗等の実態から検討を加えることで消防訓練の方法を検討する。また大阪市浪速区個室ビデオ店火災を教訓にして消防訓練を実行するために目標とするべき水準を定めるとともに、目標を達成するための対応策の検討を行う。

- ※1 旅館ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(昭和62年8月1日 消防予第131号)
- ※2 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(平成元年3月31日 消防予第36号)
- ※3 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルについて(平成2年6月4日 消防予第63号)
- ※4 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて(平成3年5月14日 消防予第98号)

### 3.3 各要素の検討

#### 3.3.1 検討の前提条件

個室型店舗等で消防訓練を行うにあたり、その特性から訓練実施の前提となる事項は次のとおりとする。

- ・全ての従業員を火災初期に対応する者として位置づける。
- ・通報、避難誘導、初期消火の各対応は一律に重要であるものの、個室型店舗等の特性を勘案して、通報及び避難誘導を初期消火に先行して行う。
- ・火災の状況により初期消火を先行した方が有利な場合もある。

#### 3.3.2 出火場所の確認

火災が発生し自動火災報知設備が作動した場合の通常に対応として、受信機又は副受信機の表示と付近に備えてある警戒区域一覧図を照合し、感知器の発報場所を確認することとなる。しかし、複数のテナントが入居している防火対象物では自動火災報知設備が作動しても受信機が他の部分に設置されているために速やかに確認出来ない場合がある。

その際に対応として、連絡を待つのではなく積極的に行動することが必要となる。具体的には、電話や内線等により受信機が設置されている部分に連絡を行い表示の確認をすること。なお、表示の確認が出来ない場合は個室型店舗等のすべての部分を確認することが必要である。

### 3.3.3 現場の確認

実際の火災では、利用客からの情報等により比較的早い段階で火災発生の有無が確認できることもあるが、消防訓練では安全側に立って利用客からの情報等は考えないこととする。そのため自動火災報知設備の作動により確認された警戒区域のすべての部分を対象に火災発生の有無を確認する。確認の際には、施錠されて内部が見通せず、かつ呼びかけにも関わらず内部から応答がない個室はマスターキー等で解錠し確認することになるため、消防訓練においても実際と同様の状況を再現することとする。

また、出火の確認をした場合には速やかに119番通報する必要があることから、現場の確認を行う者は携帯電話又は電話の子機等の外部へ直接通話することができるものを携行する。

### 3.3.4 消防機関への通報

個室等が狭いスペースに密集した施設形態となっており、煙が滞留しやすいことから、出火確認時点で現場確認者が携行している携帯電話や電話の子機等を用いて速やかに通報を行うことを原則とすべきである。ただし、個室型店舗等では通常時から店舗内の連絡を無線で行うことも見受けられるため従業員間で連携して速やかに通報する方法をとることもできる。

過去の防火管理指導マニュアル等では、通報時の応答の例が示されているが指導を行う消防機関の判断により可能な範囲で必要な通報内容をシンプルにすることも考慮する。

また、受信機又は副受信機等を速やかに確認出来ない場合には、現場確認の前に通報をすることも考えられるが、非火災報対策及び消防機関の指導の実態等から、消防機関が判断することが望ましい。現場確認の前に通報する場合には、火災通報装置を設置し機械的な連動により通報することもできる。

消防訓練を行った結果、本検討による目標とする水準に満たない場合の対応として、押しボタンによる火災通報装置の設置は有効な方法となる。

その他に、緊急時に速やかに対応をするためには、通報事項の掲示、新人入店時の教育、日常の教育、消防訓練リーフレットの活用等の徹底をすることが効果的である。

### 3.3.5 情報伝達及び避難誘導等

#### (1) 情報の伝達

従業員間の情報伝達は、時間を短縮するうえで原則として利用客の避難行動への動機付けと並行することが望まれる。この際に利用客の混乱が予想されるが、個室型店舗等は比較的小規模なものが多く収容人員にも自ずと限界があること及び従業員は少数であるがゆえに日常から顔見知りでコミュニケーションがとりやすいこと等を勘案してコンパクトな対応が求められる。ただし、出火場所と事務室等が離れている場合には、携帯電話、電話の子機及び無線等を使用してすみやかに伝達する。

#### (2) 避難誘導等

ヘッドホンの使用や睡眠等により火災の覚知が遅れることを踏まえると確実な避難開始のためには、通常の消防用設備等による避難開始の動機付けに加えて、2段階目の動機付けを速やかに与えることが有効と考えられる。

特別な準備の必要がなく最もシンプルな動機付けは、大声で叫ぶことやドアを強打することであり、これらを原則とすることが一般的かつ即効性もある。そのため、個室型店舗等の部分のうち利用者がヘッドホンの使用や睡眠状態から抜け出すきっかけとなる程度の音響が得られない個室及び視線が遮られて個室内の状況の確認に支障がある個室では、個室ごとに大声で叫ぶことに加えてドアを強打した時点を避難開始とし、それ以外の部分では大声で叫んだ時点（個室には至らないブース形式の場合はブースごと）を避難開始とする。その際、外開きのドアでは開放したドアが狭い通路の避難障害となるため必ず閉鎖する。

また、個室型店舗等に設置されている設備を有効に活用し少しでも避難可能時間を延ばすため、早期に排煙設備を起動させるとともに空調設備は停止させる。

個室型店舗等の部分		避難開始の要件
音響が遮られる個室型店舗等の部分 (※5)		①及び②を行うこと。
視線が遮られる個室型店舗等の部分 (※6)		①ドア等を強打する ②個室ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ
その他の部分	ブース等 (※7)	ブース等ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ  ※消防機関の指導にあたっては、実態に応じて複数のブース等を1つのブース等とすることができる。
	その他の部分のうちブース等以外の部分 (※8)	「火事だー！」と大声で叫ぶ  ※複数の階にわたるときは各階で叫ぶ必要がある。

※5 音響が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、利用客が、ヘッドホンの使用又は一時的な睡眠その他の状況により確実な避難開始に至らない可能性のある部分で、間仕切り等の内部構造が天井（天井が無い場合は直上階のスラブ）まで接している部分をいう。例えば、カラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオ店の個室部分等が該当する。

※6 視線が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、通路部分等から個室内部にいる利用客を直接確認出来ない部分をいう。例えば、一部のカラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオの個室部分等が該当する。

※7 ブース等

個室型店舗等の部分のうち、利用客が利用する部分の周囲3面以上が間仕切り等の内部構造で仕切られている部分で音響が遮られる個室型店舗等の部分及び視線が遮られる個室型店舗等の部分以外の部分をいう。

※8 その他

音響が遮られる個室型店舗等の部分、視線が遮られる個室型店舗等の部分及びブース等の部分以外の部分。

### (3) 逃げ遅れの確認

個室型店舗等の全ての部分の避難開始をさせた後は最終的に全ての部分に逃げ遅れがないか確認する。その際にはシャワー室等についても忘れずに確認することが必要である。

### (4) その他

現地視察の結果等から個室型店舗等では、利用者にアルコールの提供を行うことが多々あり泥酔者等の対応が問題となる。いくら火災時の対応をシンプルにまとめ、従業員のスキルの向上を図るとしても、従業員体制を考慮するとおのずと限界がある。そのため個室型店舗等では飲酒者の入店時に自力避難能力が疑われると判断した場合には入店を断る対応をとることや内部で飲酒をしている者には注意を払うことが望まれる。

このように平素の準備等が、非常時のすみやかな対応の成否に大きく関わると考えられる。飲酒への対応以外にも例えば次の事項が望まれる。

- ・ 行き止まり通路の解消
- ・ 個室内の避難経路及び注意事項の掲示
- ・ 利用客入店時のガイダンスの実施
- ・ 従業員入店(社)時のリーフレットによるガイダンス
- ・ 従業員の日常勤務開始時のリーフレットによるガイダンス
- ・ 通路等への物件存置厳禁
- ・ 従業員が通常の業務を行う場所での拡声器の設置

※利用客入店時のガイダンス…例えば避難口の場所、緊急時の避難誘導方法、過度の飲酒及び喫煙その他について口頭での説明を行うなどがある。

## 3.3.6 区画の形成

火災の影響を局限化するためには、防火区画を構成する防火設備を早期に閉鎖又は作動することが望ましいが、一方で火災対応行動の時間短縮のためには避難開始後で逃げ遅れ確認と並行して行うことも考えられる。また、温度上昇又は煙の発生を感知して自動的に閉鎖又は作動する構造の防火設備となっている場合や逃げ遅れ者の避難が終了していない段階での防火設備の閉鎖又は作動

が発生した場合の避難誘導についても考慮することが必要となる。

### 3.3.7 初期消火

大阪市浪速区で発生した個室ビデオ店火災では、従業員による初期消火が適切に行われなかったことも死傷者が発生した原因とされている。特に屋内消火栓設備を適切に活用した場合の消火効果は高い。一方で、屋内消火栓設備は消火器に比べてなじみがないことが考えられることから、積極的に訓練に取り入れることが必要である。

### 3.3.8 消防隊への情報提供

消防隊が速やかに活動の方針を立てるための情報提供を行う。個室型店舗等では、特に出火場所及び避難の状況を的確に伝える。

### 3.3.9 目標時間

個室型店舗等の特性として、警報設備等による避難開始の動機付けだけでは内部の構造及びヘッドホンの使用等から火災に気付かない場合があり、消防訓練の実施にあたっては従業員による２段階目の避難の動機付けが必要となる。このことから本マニュアルでは、特に個室型店舗等の利用客の全てが２つの避難動機を受け取るまでの時間を計測する。

一方で、「予防行政のあり方について(中間報告)～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～」によると、火災発生の際に個室型店舗等の内部では煙感知器が作動してからおおむね２～３分で盛期火災に至る恐れがあるとされているため、避難時間を考慮した上で目標とする時間を 90 秒とする。

本マニュアルの目的は個室型店舗等での消防訓練の実施方法を明確にするとともに、防火安全性をより向上させることであり、目標時間は個室型店舗等が消防訓練をする際に明確に目標を意識できるように一律に定めた目安とするものである。なお、各消防機関の指導においては、区画の状況、内部の燃焼物の状況、複数の階層、及び所轄消防機関の 119 番通報の指導方針等により影響を受けることがあるため、消防訓練の結果を総合的に判断して指導をすることが必要となる。

## 第4編 まとめ

検討の結果を踏まえて、個室型店舗等に適した消防訓練マニュアルを別添えのとおり作成した。なお、本マニュアルを実施するにあたっては繰り返しによりすべての従業員が一定の対応能力を備えるようにするとともに、目標時間内に終了することができない場合も、繰り返し等により時間を短縮すること。

また、火災時には、日本語を理解できない利用者の存在も予想されるため、外国語のリーフレット等を作成しておくことが望ましい。

別添え

個室型店舗等における消防訓練マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、個室型店舗等において火災が発生した場合に利用客の安全確保を図るために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

## 2 対象

このマニュアルの対象は、不特定多数の利用客の存在により適切な防火管理体制が必要とされる防火対象物で、消防法施行令別表第1(2)項二((16)項イにある部分を含む。)に掲げる店舗のうち内部構造が個室状に区切られた防火対象物(以下「個室型店舗等」という。)とする。

## 3 考え方

このマニュアルの基本的な考え方は、火災発生時に消防活動を行うこととなる従業員がとるべき対応事項を示すとともに、個室型店舗等での火災の特性を勘案して特に避難開始までの目標とする時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証するものである。

## 4 対応事項

火災発生時に従業員が取るべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、個々の個室型店舗等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

### (1) 目標とする時間内に必要な対応事項

#### ① 出火場所の確認

自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の受信機又は副受信機により発報場所を確認すること、又は地区音響装置により個室型店舗等での出火を覚知すること。

#### ② 現場の確認

実際に発報場所に行き、現場の状況を確認すること。

#### ③ 消防機関への通報

電話、携帯電話又は火災通報装置等により火災である旨を消防機関へ通報すること。

#### ④ 情報伝達及び避難誘導

火災を確認後、他の従業員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、利用者を安全な場所へ避難させること。

### (2) 消防訓練に必要な対応事項

#### ① 避難誘導等

火災による煙等の拡散を防ぐため、空調設備を停止させるとともに、館内に滞留する煙等を有効に排出するため、排煙設備を作動させること。

② 区画の形成

防火設備を閉鎖又は作動して、防火区画等(注1)を形成すること。

注1 防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の区画を形成するものも含むものとする。

③ 初期消火

消火器及び屋内消火栓設備(設置されている場合)により初期消火を行うこと。

④ 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。

## 5 目標時間の考え方

個室型店舗等のすべての部分で利用客の避難行動を確実に開始させるために従業員が、警報設備の作動に続いて「叫ぶ」及び「ドアを強打する」等の行動をとり終えるまでの目標時間を90秒とする。

## 6 訓練・検証における対応事項の実施方法

訓練及び検証における対応事項の実施方法は、おおむね次のとおりであるが、個々の個室型店舗等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

### (1) 出火場所の確認

① 火災が発生した場合に避難が困難となると想定される個室型店舗等の部分、確認に要する時間が長くなると想定される個室型店舗等の部分等を出火点と想定し、出火点に最も近い場所に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、出火点の周囲に旗等の目印を設置しておく。

② 従業員は、通常の業務を行う場所に待機しているものとする。

③ 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自火報発報場所を確認する。

なお、個室型店舗等で受信機又は副受信機の確認をすることができない場合は、個室型店舗等の部分を一の警戒区域として確認したものと見なす。

## (2) 現場の確認

- ① 出火場所を確認した者は、自ら又は他の従業員に指示して、発報した感知器の設置されている場所に行き、火災発生の有無を確認する動作を行う。なお、火災発生の有無を確認する者は、電話の子機、携帯電話等を携帯することとする。
- ② 火災発生の確認をした者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。

## (3) 消防機関への通報

- ① 火災発生の確認をした者が、消防機関への模擬通報を行う。この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話等を利用することでもよい。
- ② 消防機関への模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、おおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビルです。」

消 防 「その〇〇ビルは何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

- ③ 消防機関への通報を、現場確認の後にするか自火報発報後直ちにすることについては、当該個室型店舗等の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態等から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。
- ④ 火災通報装置が設置されている場合には、火災通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い(事前に消防機関の了解を得た場合は、実際に押しボタンを押す。)、②は省略できるものとする。なお、ボタンを押す時点の判断については、火災通報装置と自火報の作動が連動されている場合にあっては現場確認後とし、火災通報装置と自火報の作動が連動されていない場合にあっては③によるものとする。

## (4) 情報伝達及び避難誘導等

- ① 火災発生の情報伝達は、利用客の避難誘導と並行して行うことを原則とし、その具体的な方法は次によることとする。
- ア 出火場所と従業員が通常の業務を行う場所が同一フロアの場合には、「火事だー！」と2回叫ぶ。
- イ 出火場所と従業員が通常の業務を行う場所が異なる階にある場合には、館内電話、放送設備等を用いて速やかに知らせる。
- ② 避難誘導は、出火区画の避難誘導を優先し、次に隣接している区画、火災階の上階の避難誘導を行い、その後下階の避難誘導を行うことを原則とする。ただし、消防機関が指導を行う場合には、個室型店舗等の実態を踏まえたものとする事ができる。
- ア 避難開始は、次によることとする。
- (ア) 音響が遮られる個室型店舗等の部分及び視線が遮られる個室型店舗等の部分は、従業員がドア等を強打するとともに、個室ごとに「火事だー！」と大声で叫んだとき。
- (イ) (ア)以外の部分のうちブース等の部分では、従業員が「火事だー！」とブース等の部分ごとに大声で叫んだとき。
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の部分では、従業員が「火事だー！」と大声で叫んだとき。ただし、当該部分が複数の階にわたる場合は、各階で「火事だー！」と大声で叫ぶこととする。
- (エ) 放送設備等により警報設備の音響鳴動に加えて避難開始のための動機付けを更に行える場合は、その対応をもって避難開始とすることができる。

個室型店舗等の部分		避難開始の要件
音響が遮られる個室型店舗等の部分 (注2)		①及び②を行うこと。 ①ドア等を強打する
視線が遮られる個室型店舗等の部分 (注3)		②個室ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ
その他の部分	ブース等(注4)	ブース等ごとに「火事だー！」と大声で叫ぶ ※消防機関の指導にあたっては、実態に応じて複数のブース等を1つのブース等とすることができる。
	その他の部分のうちブース等以外の部分(注5)	「火事だー！」と大声で叫ぶ ※複数の階にわたるときは各階で叫ぶ必要がある。

注2 音響が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、利用客が、ヘッドホンの使用又は一時的な睡眠その他の状況により確実な避難開始に至らない可能性のある部分で、間仕切り等の内部構造が天井（天井が無い場合は直上階のスラブ）まで接している部分をいう。例えば、カラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオ店の個室部分等が該当する。

注3 視線が遮られる個室型店舗等の部分

個室型店舗等の部分のうち、通路部分等から個室内部にいる利用客を直接確認出来ない部分をいう。例えば、一部のカラオケボックスの個室部分、インターネットカフェのシャワー室、個室ビデオの個室部分等が該当する。

注4 ブース等

個室型店舗等の部分のうち、利用客が利用する部分の周囲3面以上が間仕切り等の内部構造で仕切られている部分で音響が遮られる個室型店舗等の部分及び視線が遮られる個室型店舗等の部分以外の部分をいう。

注5 その他の部分のうちブース等以外の部分

音響が遮られる個室型店舗等の部分、視線が遮られる個室型店舗等の部分及びブース等の部分以外の部分をいう。

イ 事前に計画された階段及び避難通路への避難誘導を行うこととするが、やむを得ない場合を除き火点に最も近い階段には避難誘導しないこととする（階段室が直接出火区画に面していない場合は除く。）。

ウ 従業員は、所定の計画に従って誘導する。

エ 誘導終了後、全ての個室に逃げ遅れがないかを確認する。

③ 出火点の直近の排煙設備を出火後すみやかに起動させる。

④ 空調設備は直ちに停止する。

(5) 区画の形成

防火区画を構成する防火設備は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動する構造の防火設備であっても自動閉鎖を待つことなく避難終了後直ちに閉鎖する。

(6) 初期消火

① 模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓設備を用いて行うものとする。（屋内消火栓設備が設置されていない場合には、消火器の操作のみを行う。）

- ② 消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢を取り、数秒間維持する。
- ③ 屋内消火栓設備は、放水のための動作を行った上で放水体勢を取り、数秒以上維持する。消火開始までの操作は、2人以上(注6)で実施することとする。

注6 易操作性1号消火栓及び二号消火栓を使用する場合は一人操作でもよい。

#### (7) 消防隊への情報提供

消防隊員に対し概ね次の内容の情報を提供する。

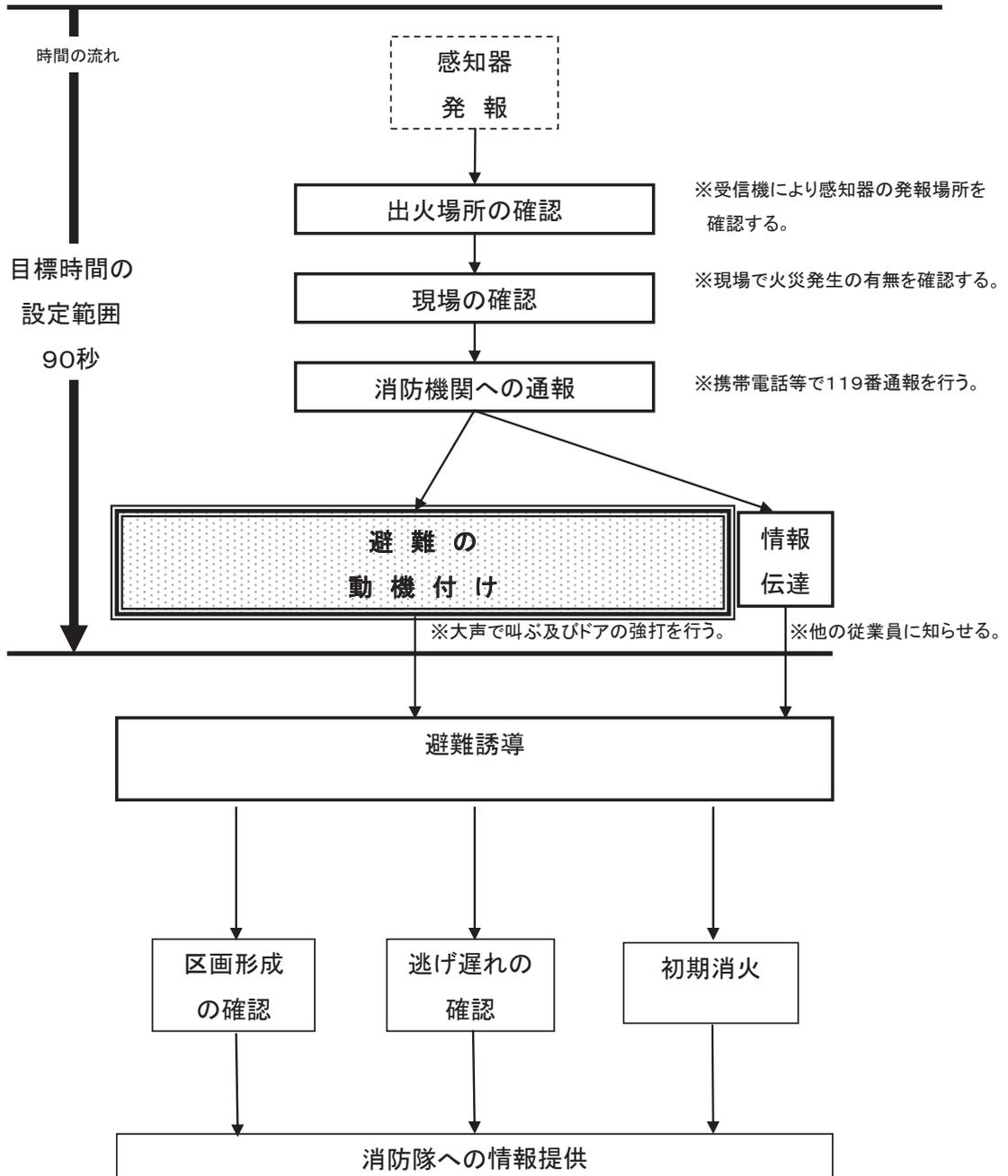
- ・ 出火場所 「〇階の〇〇〇〇」
- ・ 避難の状況 「〇～〇階(出火階等)の避難状況は〇〇です。」
- ・ 消防活動状況 「現在、〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っています。」

#### 7 検証

個々の個室型店舗等の通常の業務体制において、自火報発報以降の対応を行った結果、自火報発報から検証に係る対応事項完了までに要した時間(注7)が90秒以内で完了することを目標とする。

注7 検証に係る対応事項完了とは、4(1)の対応事項のうち個室型店舗等に係る部分の完了をいう。

## 消防訓練フロー図



## カラオケボックスの現地視察結果

実施日時：平成21年6月8日（月） 16時00分～17時00分

提供しているサービス	カラオケ、フリードリンク、軽食等
営業時間	午前11時～翌午前6時
個室の数	69室
個室の形状	完全個室
ドアの形状	外開きドア（一部内開きドア）
施錠の有無	なし
個室内の掲示	あり（注意事項表示、避難経路）
個室の種類	ソファ形式、座敷形式
受信機の場所	地下1階中央監視室
警報設備作動時の対応：	階数放送はないため、発報の時点で従業員が全室をまわり火災確認を行う。その結果が確定してから中央監視室に連絡し警報を停止してもらう。
カットリレーの有無	あり
入店管理	入退店は全て端末により把握する。 会員制はしていないが、氏名を書く際に飲酒の程度を計る。
従業員間の連絡	無線を使用 他に各個室からは事務所へのインターホンがある。
従業員の数	全体で社員3名、アルバイト約30名 少ない時間で4名、多い時間で12名の従業員が勤務している。
アルバイトの勤務期間	長くて5年程度
新人アルバイト教育	あり（自主基準であるマニュアルに沿って行う。）
その他	①全ての従業員は勤務開始時に数色のバッジのいずれかをつける。バッジの色は通報、避難、消火等の役割を表しており緊急時に個人が行う行動が明確化されている。 ②毎月のシフト作成時の一覧表には裏面に防災に関する問題があり、テスト形式で防災意識を高めている。 ③アルバイトの昇給試験の一部では防災に関する問

題が出る。

- ⑤入口ドアは外部からでも内部が見通せるようになっている。(防災よりも防犯の意味から)

インターネットカフェの現地視察結果

実施日時：平成21年6月4日（木）  
13時00分～14時00分

提供しているサービス	漫画、インターネット、カラオケ、ビリヤード、ダーツ、シャワー、フリードリンク、軽食等
営業時間	24時間営業
個室の形状	高さ1700mm程度のブース（カラオケ除く）
ドアの形状	引き戸（ツインブースのみ自主規制により閉鎖出来ないようにしている）
施錠の有無	なし（貴重品は各ブースにある金庫で保管）
個室内の注意事項等掲示	なし
個室の種類	シングルブース、ツインブース、ファミリーブース（4人程度）、カラオケ（20人程度まで各種）
受信機の場所	2階防災センター
ヘッドホンの有無	あり（ヘッドホン使用時でも異常に気付くように自火報連動のパトライトが設置されている）
カトリレーの有無	あり （有線用と別に防災用のスピーカーを設置）
入店管理	端末管理される。（セキュリティゲートあり） ※会員制のため初回入店時は氏名、住所、性別等を端末入力し身分証明証と照合確認される。
店内での従業員間の連絡 従業員の数	無線を使用 全体で社員3名、アルバイト約80名、それぞれ交替で24時間勤務。少ない時間で4名～5名の従業員が勤務している。
アルバイトの勤務期間	平均して1年～2年くらい
新人アルバイト教育	有り（自主基準であるマニュアルに沿って行う。）

# 個室型店舗の

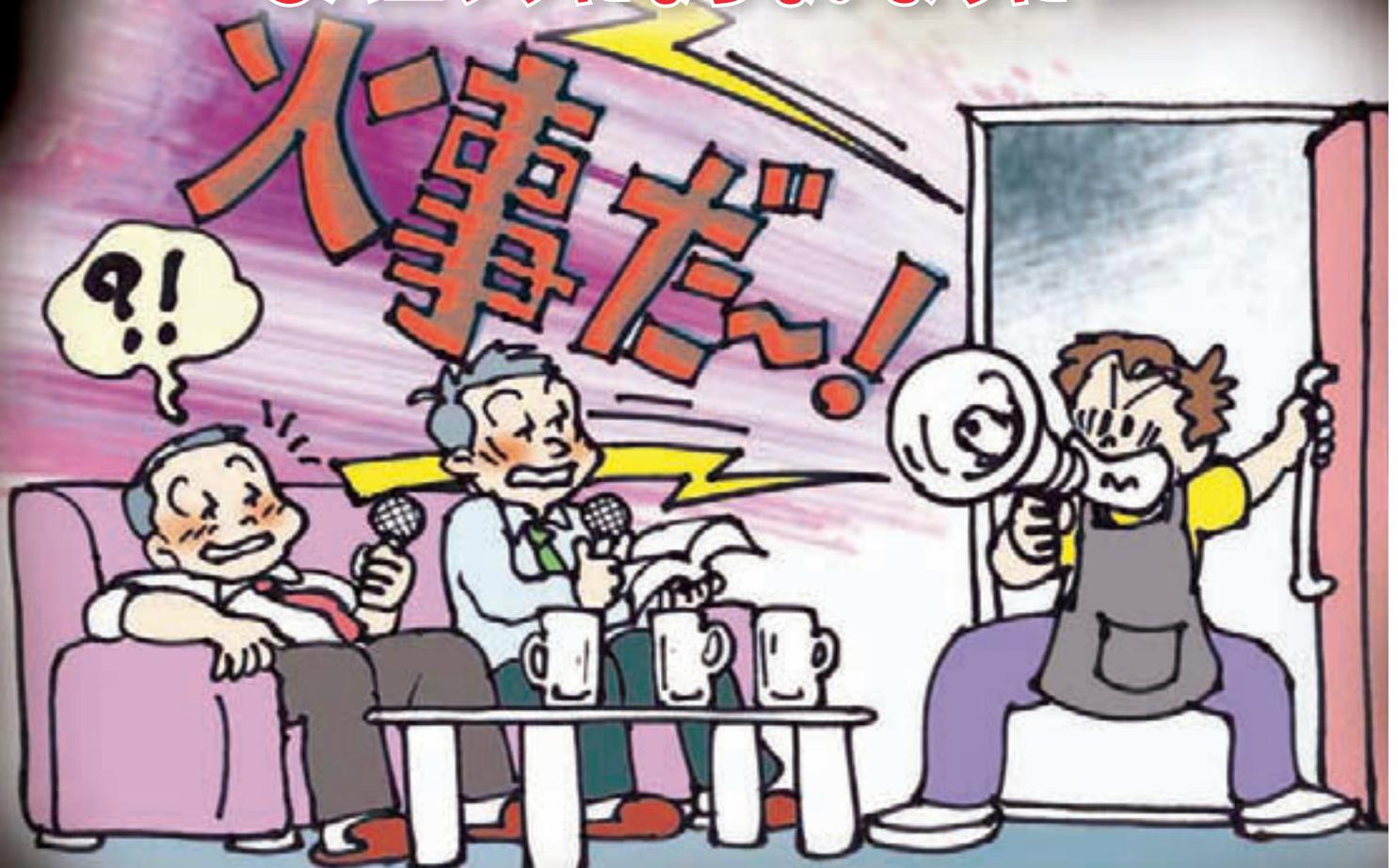
●お客様とあなた自身の安全のために

# 消防訓練

●まさかの火災に備えて

# マニュアル

●パニックにならないように



まさかの火災に備え、  
火災時の対応を頭に入  
れておいてください。

# I 危険性と行

## 1…想定される火災と被害の危険性

個室型店舗では、その独特の店舗構造と形態により、火災時の様々な危険性が指摘されています。

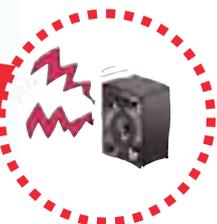
※個室型店舗とは、個室ビデオ店、インターネットカフェ、カラオケボックス、テレフォンクラブ等をいいます。

まさかの火災に備え、適確な行動がとれるように消防訓練を行ってください。

### ●大音響



室外の火災に気がつかない。  
室外の騒ぎに気づきにくい。



### ●閉鎖環境



眠ってしまって、室外の火災に気が  
つきにくい。

### ●人手不足

少ない従業員で、火災へ対応しき  
れない。



### ●密集構造



煙が充満しやすく、避難経路が断た  
れやすい。

### ●寝たばこによる出火



利用者が、たばこに火を付けたまま寝て  
しまったら…  
寝たばこの危険性を常に警戒しなくては  
なりません。

# 動フロー

個室型店舗での訓練のポイントは、迅速・的確な通報と避難です。

## 2…個室型店舗での消防訓練の行動フロー

火災の状況や対応する人員の数、利用客の状況などによって対応方法は異なりますので、臨機応変に行動できるように訓練してください。

### 火災発生

#### 通報

消防への通報はとにかく早く!

#### 避難

まずは利用客を安全な場所へ避難誘導してください。

#### 消火

初期消火も大切です。天井まで炎が届いていなかったら、初期消火を試みます。



携帯電話から通報



固定電話から通報



館内への周知



排煙窓の開放



消火器による初期消火



屋内消火栓による初期消火

目標 1：個室型店舗の火災への対応ポイントは、迅速・適確な通報と避難です。

目標 2：すべての利用客が避難を開始するまでの目標時間を90秒以内としましょう。

まさかの火災に備え、  
119番通報の手順を頭に入  
れておいてください

# II 通報の流れ

## 館内への報知

### 1 火災発生



自動火災報知設備のベルがなりました。  
どこかで火災です!

### 2 発報場所の確認



発報場所を確認します。

### 3 現場の確認



大きな声で火事を知らせながら、  
同時に排煙窓を開放します。



携帯電話などで速やかに119番通報します。  
火災の状況判断し、行動に余裕のある場合は、  
消火器を準備しながら、通報できればなお良いで  
しょう。

- 所在地、ビル名
- 店名
- 何が燃えているか
- 階数
- 目標物
- 通報者氏名・電話番号

を正確に通報します。

### 4 消防への通報



# とポイント

いざというときに、  
適確に行動できるよう  
繰り返し訓練してください。

## 119番通報メモ

### 1 火事ですか・救急ですか？

火事です・(救急です)

### 2 住所

市・区・町・村 町 丁目 番号  
建物(ビル)の名称・階数・店名は…

### 3 お店の名前は何ですか

### 4 何が燃えていますか(出火箇所はどこですか?)

### 5 目標となるもの

近くにある目標となるものは…

### 6 通報者の氏名

あなたの氏名

### 7 通報者の電話番号

電話番号

この電話の番号は… ( )

※この119番通報メモに通報項目を記入して、電話の前などに貼っておくと便利です。

#### 携帯電話などからの通報

携帯電話などからの通報では、位置情報が十分確認できないことがあります。119番通報に際しては、これまでどおり住所等通報位置や目印となる目標物を伝えるようお願いいたします。



#### 通報事項

- 火事ですか・救急ですか?
- 所在地町名、番地、ビル名
- 燃えているものは何ですか?
- 目標となるものは?
- あなた(通報者)のお名前
- 携帯電話の番号(再通信のため)

まさかの火災に備え、  
避難誘導の手順を頭に入  
れておいてください

# III 避難誘導

## 1…個室型店舗の特性

個室型店舗では、閉鎖空間で大音響やヘッドホンを使用するため、火災に気づきにくいという潜在的な危険性があります。



カラオケボックス



漫画喫茶



インターネットカフェ



個室ビデオ



テレフォンクラブ

**注意**



眠ってしまったお客さんの寝たばこは、恐ろしい火災の原因になります。  
たばこを吸うお客様には、注意を払いましょう。

## 2…まず大切なのは利用客に火災を知らせることです！

### POINT-1



客室ひとつひとつのドアを開き、大きな声で火災を知らせます。

**注意**



眠っていたり、アルコールをたくさん飲んだ利用客には、目がさめるよう、携帯拡声器が効果的です。

### POINT-2



通路が狭い場合、避難経路確保のため、客室ドアは必ず閉めましょう。

# のポイント

いざというときに、  
適確に行動できるよう  
繰り返し訓練してください。

## 3…避難訓練

利用客役も設定し、火災を想定して訓練します。  
互いに役割を交代すると、なお実践的な訓練になるでしょう。

### 1 火災発生



自動火災報知設備のベルがなりました。  
どこかで火災です!

### 2 館内への火災報知



館内へ知らせます。  
カットリレー対応になっていれば、客室の通常音響設備がOFFになり、火災を知らせることができます。

カットリレーとは  
非常放送設備が起動した時に、BGMやカラオケ装置などの音響設備が自動的に停止する措置

### 3 客室へ知らせる



客室ドアを開き、利用客に火災を知らせます。

### 5 逃げ遅れの確認

店内を回って、逃げ遅れを確認します。  
ドア等に確認したことを示す目印をつけると効果的に確認できます。



### 4 避難誘導



利用客を誘導します。  
「頭を低く! 煙を吸いこまないように!」

まさかの火災に備え、  
初期消火の手順を頭に入  
れておいてください

# IV 初期消火

## 1…消火器の確認 〈設置場所・使用方法〉



まさかの火災発生! こんなときに、あわてて消火器を火に投げつける…なんて、  
信じられないようなパニックに陥らないように…  
日頃から、消火器の設置場所、使い方を確認しておきましょう。



運搬する時



安全栓を抜き



ノズルを火元に向ける



にぎる

# のポイント

いざというときに、  
適確に行動できるよう  
繰り返し訓練してください。

## 2…初期消火訓練

### 1 火災発生



キッチンに戻ってきたら、天ぷら鍋の中に  
火が燃え移っていました!

### 2 初期消火判断



天井まで火は届いていません。  
まだ消すことができそうです。

「火事だ!火事だ!」と叫び、周囲に火災を  
知らせます。

### 3 消火器の準備



慌てずに消火器を準備します

### 4 消火活動



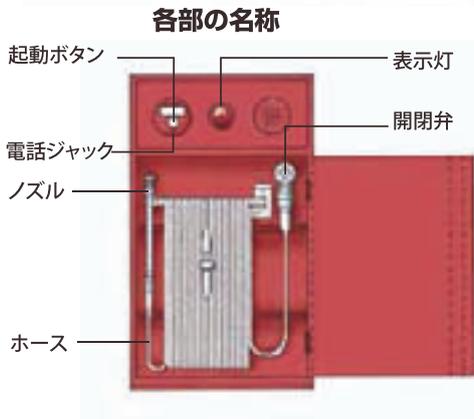
火元に向けて消火剤を放出します。  
火が消えたら、ガスの元栓を閉めます。

消火後、再燃しないように、天ぷら鍋の  
温度が完全に下がったことを確認します。

まさかの火災に備え、  
使用方法を  
知っておいてください。

# 消火設備

## 1…1号消火栓の使い方



### ①消火栓ポンプ起動



起動ボタンを押し、消火栓ポンプを起動します。  
(起動ボタンが扉の内側にある場合もあります。)

### ②ホース延長



ホースにねじれがないように確認しながら延長し、出火箇所に向かいます。

### ③開閉弁開放・放水開始



出火箇所に接近した操作員の放水準備ができれば「放水はじめ!」の合図で、消火栓の開閉弁を開放し放水します。

**注意**



ホースを延長する前に開閉弁を開けると、水で充満したホースがボックス内に拡がって取り出せなくなる事があります。必ず操作手順を守ってください。

## 2…2号消火栓・易操作性消火栓の使い方

2号消火栓・易操作性消火栓は、ホースがドラムに収納されているため、収納状態でもホース内に水を流すことができます。このため、一人で操作することができます。

各部の名称



### ■開閉弁開放



開閉弁を開放すると消火栓ポンプが起動します。

### ■ホース延長



ホースを持ちながら、出火箇所に向かいます。

### ③放水



ホースノズルのコックを開き放水します。

**注意**

1. 訓練中は安全を管理する担当者を設けましょう。
2. ホースを延長するとき障害となる物がないか確認しましょう。
3. 放水する時はノズルから絶対に手を離さないようにしましょう。

# 避難器具

屋内避難経路を断たれた時  
脱出する手段を  
知っておきましょう。

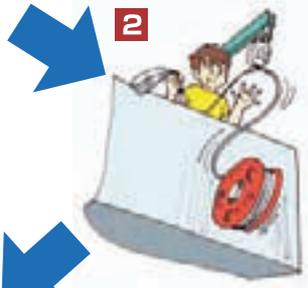
## 例 - 1 … 緩降機



非常口から逃げられないとき、  
避難器具を使って脱出しなく  
てはなりません。  
日頃から設置場所と使い方を  
調べ、確認しておきましょう。



緩降機本体を金具に取り付け  
ます。



取付金具に緩降機を取り付けた  
ことを確認し、下の安全を確認  
してから、リールを地面に落とす  
ます。

落ち着いて避難器具を装着して…  
付け方を間違えないように。



避難器具の使い方を指示しな  
がら、避難を補助します。

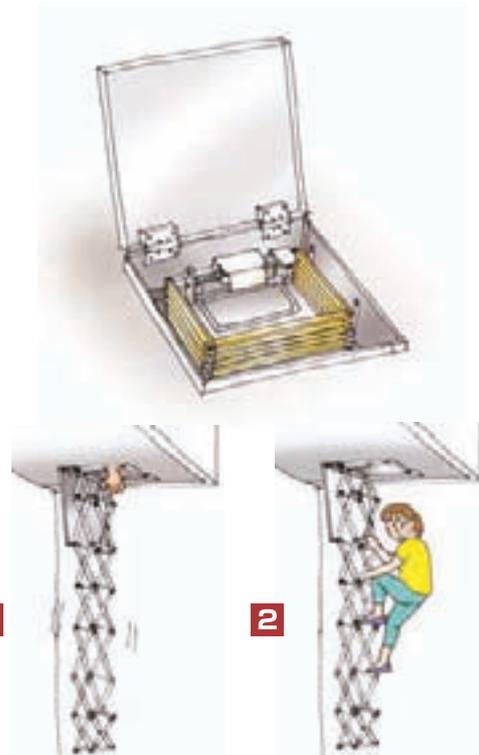
落ち着いて!  
ロープをしっかり握って  
降きましょう!



## 例 - 2 … 避難はしご



避難はしごも大切な避難器具  
です。  
いざという時に使えるように  
維持・管理されているか、定期  
的に確認しておきましょう。



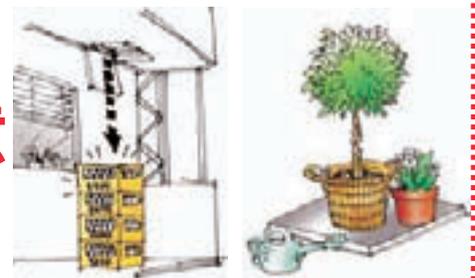
1

落ち着いて避難はしごを下  
の階に下ろします。

2

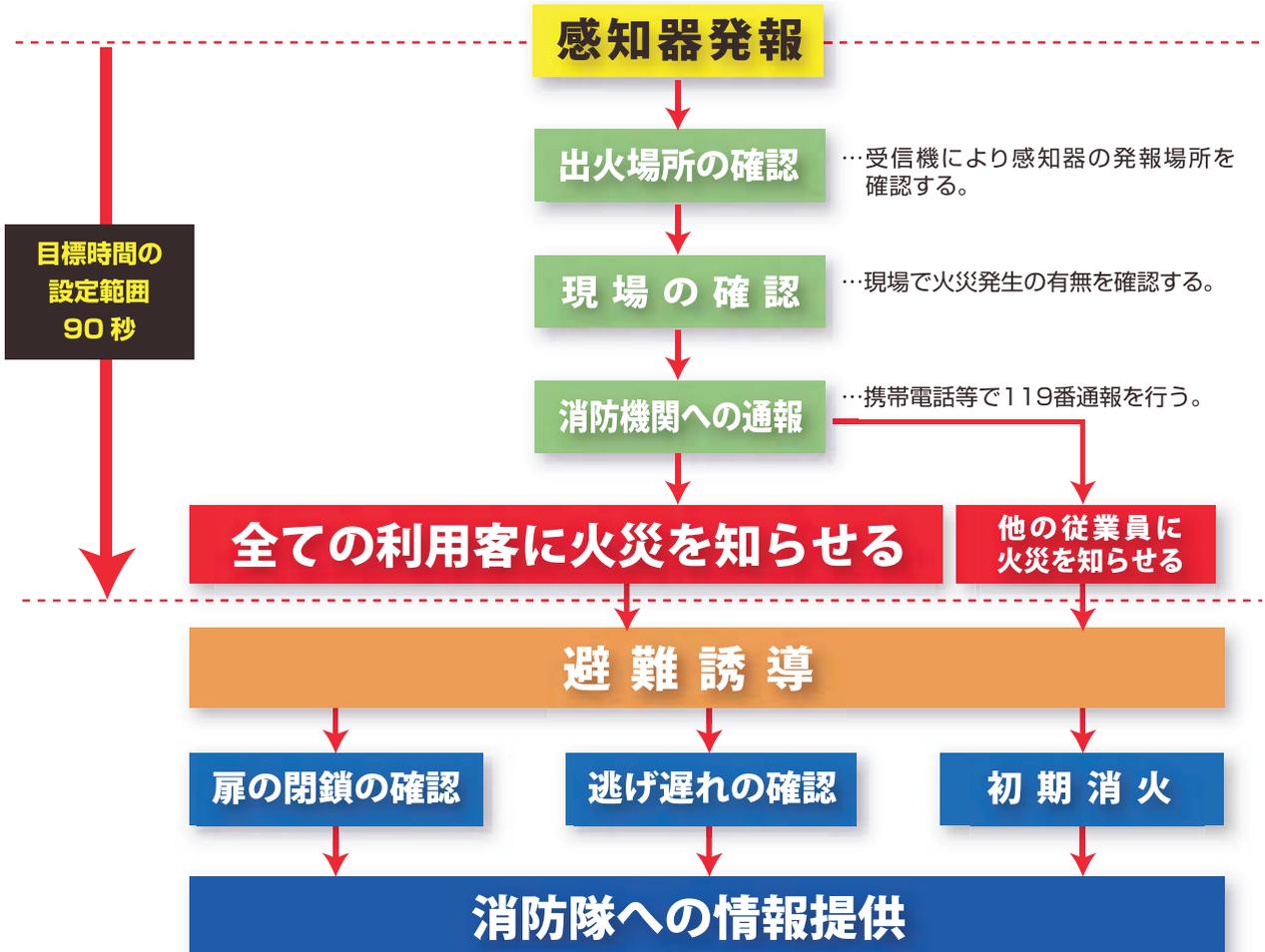
落ち着いて注意深く下の階  
に降り、避難します。

**注意**



避難はしごの直下やカバーの上に、ものを放置しない  
ようにしましょう

# 個室型店舗の消防訓練フロー図



※個室型店舗の訓練では、通報・避難に主眼を置いていますが、火災発見時に天井まで炎が届いていない場合は、初期消火を優先する方が効果的な場合があります。

## 日常の点検と確認

■避難経路の確認と日頃の整頓

■店舗のつくりをよく知っておきましょう



通路に物が放置されていたり、非常口がふさがれていると、避難経路が断たれ、大変危険です。避難経路が確保されているか、常に確認しましょう。また、張り紙等で、物を放置しないよう呼びかけるのも効果的です。



火災時には照明が消えてしまうことがあります。日頃から店舗のつくり(間取りや出入口)を頭に入れておくことが大切です。